

372-563



1200501449177

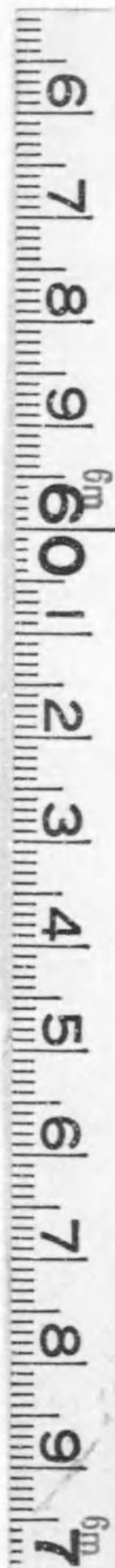
372

563

畜產彙纂第五二號

奧太利牧野政策

農林省畜產局



始

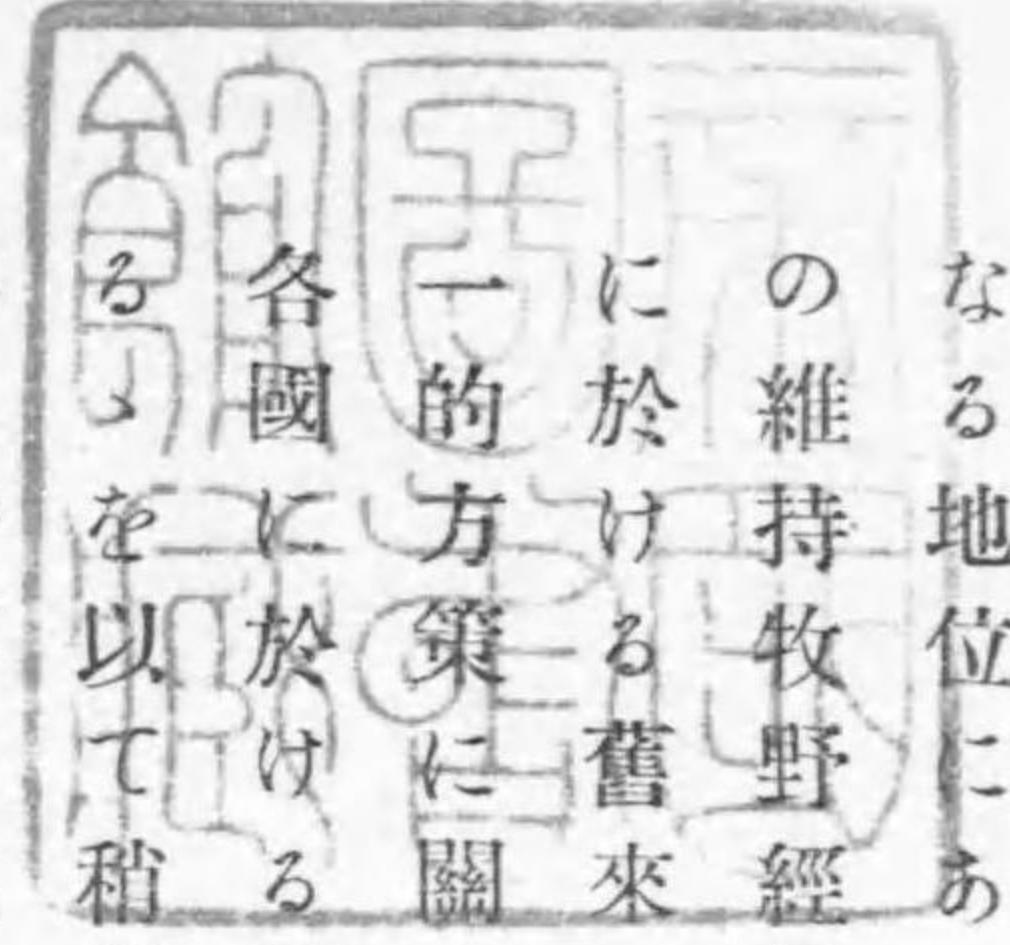


凡 例

本册子ハ奥地利政府の出版せる *Alpwirtschaftspolitik in Österreich. 1908.* を  
翻譯したるものなり

發行所寄贈本

奥地利政府は特に牧野經營が同國の農業及農民生活上重要な地位にあることを認めて農業政策の重要部門として牧野の維持牧野經營の振興に付努力しつゝあり本書は奥地利各州に於ける舊來の牧野政策を訪ねて將來に於ける同國政府の統一的方策に關し考究すべき諸項に付叙したるものにして各國に於ける斯の種の册子中最も參鑑に値するものと認めらるるを以て稍舊版に屬するも茲に牧野關係の當務者の參考の爲め謄寫に代へて印刷頒布す



昭和七年二月

農 林 省 畜 産 局

872-563

# 奥太利牧野政策

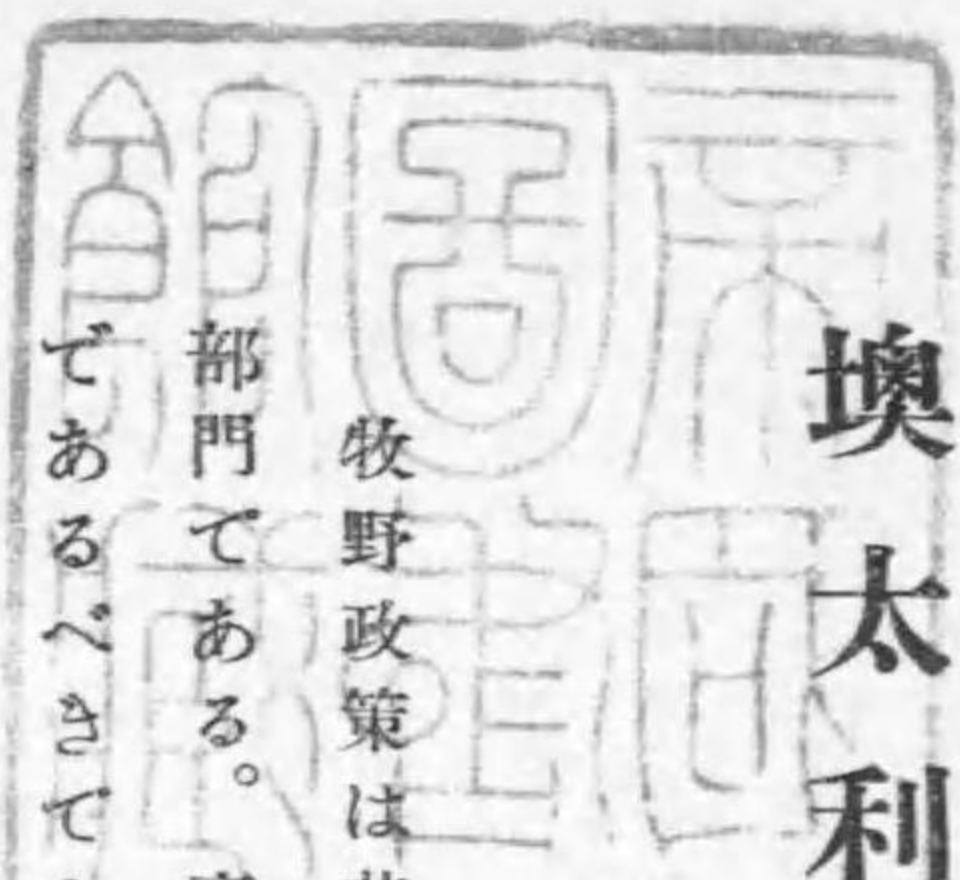
## 目次

緒論	.....	一
第一章 總論	.....	五
第二章 ザルツブルグ州牧野保護法	.....	一一
第三章 ケルンテン州に於ける立法の趣旨	.....	三一
一 牧野改良關係	.....	三二
二 牧野團體關係	.....	四四
第四章 「要綱」及最新州牧野立法	.....	六三
第五章 役權	.....	九〇
第六章 牧野改良及牧野經營の振興	.....	一二七
第七章 牧野統計	.....	一六四

奥太利牧野政策

# 奥太利牧野政策

緒論



牧野政策は其の目標を高山農業の有する特質の上に置く所の一般農業政策の一部門である。高山農業は其の主業より之を見れば牧畜であるか或は少くとも牧畜であるべきである。而して高山農業は平地農業(即ち舍飼及平地放牧)に其の經營の本質的なる主要場所として山中の開豁な夏期放牧地即ち高山放牧地を提供する。故に高地諸州に在つては經營個々に付て見るも州全體の經營を通して見るも高山放牧地と平地農場との間の性質上の因縁は緊密不離であるべきである。兩者の一は他者の存することなくしては永久に繁榮し得ない。例へばザルツブルグ州に於て多くの地主が高山放牧地を賣却した處では農民は高山農業の最も重要な目的物を失ふのである。又南部チロールに於て最近土地の小分割の結果最早家畜飼養に適しなくなりたる爲に高山放牧地が地主に損失を與ふる様になつた處では其の地主は其の勝れたる夏期放牧地を利用することを得ず之を他人に賃貸せざるを得

なくなるのである。此等二つの場合は其の現はれは正反對であるが國民經濟的弊害の點に付ては全く同一である。

此の故に佛蘭西の牧野政策家等が「山地の復興」に關する問題の統一を強調し、埃太利に於ても亦最近に至り「牧野經營」が高山農業と一體であると見做されてゐること、即ち「單に夏期を通して經營せらるゝ高地牧野と、一年を通じて經營さるゝ平地農場との有機的結合より成る畜産を目的とする山地特有の農業經營形態」(教授ルードウイヒ、アー、ター、ル、マイエル博士著「埃太利牧野經營」、維納一九〇八年)と見做されてゐることは正に理の在る所である。

併しながら此の高山家畜飼養又は「牧野經營」(廣義に於ける)をして其の特徴を發揮せしめ且つ平地との競争に永久的優越を保證する所のものは常に必要なる附屬物或は「輔佐地」たるに過ぎざる平地農場でなく寧ろ「廣袤及収益に於て一層著大な舞臺」(ミヤコフスキイ氏)たる高山放牧地である。高山放牧地は「山地に於ける民衆の生存の基礎」である。故に牧野政策の重點も亦高山放牧地自體及其の特殊的經營(狹義に於ける牧野經營)に置かれてゐるのである。併しながら既述の如く此の場合山地と平地牧野が相互に關聯してゐること、従つて此等兩者の一方にのみ局限され

る牧野政策は粗漫であり、不成功であらうことを豫め認めねばならぬ。「何となれば吾人は常に此等凡ての個々の企業を最も緊密に結ぶ糸あるを知り、且つ各企業の効果は此等企业の凡てを唯一の手に依り唯一の目標に導くことを得るならば其の力は十倍の強さに到るべきを感ずるであらうからである」(ブリオ氏)

此の目標は上記の説明に依つて既に明かである。即ちそれは全高地農民の生活條件としての牧野經營の保護及振興である。要するに高地農民の維持である。凡ゆる現代の農業政策と同様に牧野政策も亦其の中心内容より之を見れば「農民政策」となつてゐる。一般に農民的地主維持の爲の農業政策活動、換言すれば「山地農に限らざる農業政策活動」例へば相續權、借地權、辨償及負債限界に關する問題、被傭人問題、聯業組合の形成等は特殊な「牧野政策」の埒外に出てゐる。従つて次の如く言ふことを得る。即ち牧野政策は寧ろ高山地方固有の農民問題を取扱ひ従つて山地經營を維持する特殊方法即ち高地に於ける牧畜の振興を眼目とすべきである。此の一定の範圍内に在つては就中狹義に於ける牧野經營が吾人の觀察の主題となる。

茲に於て個々の牧野政策の最も重要な問題として次の各項を擧ぐることを得る。

一 破壞的自然力及人の不當經營を防止する牧野保護「禁止政策」

## 二 牧野使用の特殊権利關係の整理〔共同牧野、役權牧野等〕〔整理政策〕

## 三 牧野及牧野經營の改良〔改良政策及補助政策〕

牧野政策の此等主要問題が當初から統一的且つ系統的に一の總括的「牧野法」として解決されず、中央官廳——農務省——が先づ各州の牧野政策活動の促進を以て始め、後に至つて此の諸州別個の傾向を統一的原則に基いて爲される一の立法政策に綜合したのは州自治制と中央權力との結合に依つて成る我が君主國の特質に基くものである。

我が國牧野政策の斯の如き獨特の發展過程に依り、萬事が謂はゞ生成の途次に在る現在に於ては上記の問題は之を系統的に叙述するに適しない。故に以下述ぶる所に於ては遡源的説明の方法を試みてあらう。加之凡ゆる政治は其の平均的結果から之を認識し批判するより假令一面的であらうとも最初の活動から之を認識し批判する方が往々にして一層明瞭となる。又他の側から考ふるに、本著の主要對象たる牧野政策に關する立法及規定の領域に於ける農務省の活動は唯此の遡源的説明方法に依つてのみ相應に評價せられ得るのである。

## 第一章 總論

奧地利牧野政策、上牧野の意義に關しては土地臺帳中の二三の數字(差當り吾人の目的に十分なる正確度を以て)が吾人に教ふる所がある。即ち土地臺帳に依れば奧太利は正に一、四三二、〇〇〇ヘクタールの牧野(此の中一、三四一、〇〇〇ヘクタール以上はアルペン山中に、九〇、〇〇〇ヘクタール以上はゾーデーテン及カルバーテン山に在る)を有する牧野國として瑞西(一、一〇八、〇〇〇ヘクタール)をさへも尙遙かに凌駕してゐる。特に廣大な牧野地方を有するはチロール(六八五、四一五ヘクタール)、ザルツブルグ(二〇七、四〇三ヘクタール)、ケルンテン(一七六、七九〇ヘクタール)、スタイエルマルク(一三九、〇〇四ヘクタール)及フォルアルベルグ(九〇、五一八ヘクタール)である。全土地面積に對する牧野の百分率に就て言へば此等の高地諸州は次の順序となる。即ちフォルアルベルグ三五%、故に三分の一以上、ザルツブルグ二九%、チロール二五%、二分の一以上(即ち四分の一以上)、ケルンテン一七%以上、スタイエルマルク六%以上である。比較的著大でない牧野はガリチエン(三三、一八五ヘクタール)、シレジエン(三二、〇五九ヘクタール)、ブコヴィナ(二五、〇三〇ヘクタール)、クライン(一三、六

四二ヘクタール、ゲルツグラディスカ(一三、一〇五ヘクタール)、最後にニードーエステ  
ルライヒ(七、四一三ヘクタール)及オーパーエステルライヒ(七、二七七ヘクタール)であ  
る。

此の外に此等諸州に於て牧畜に役立てられる土地面積が廣義の牧野經營の領域  
に於て幾何を占むるか、換言すれば上述の高山放牧地に從屬し高山放牧地に於て夏  
期飼養さるゝ家畜を冬期飼養する所の「平地牧野」の大小は幾何であるか、此の事  
は現在全家畜中の「放牧家畜數」が計算されてゐない以上之を明かにすることは困  
難である。之に關しては將來の牧野統計がより詳細な説明を與ふるであらう。併  
しながら吾人は奧太利牧野の經營政策的重大性に關する問題解決の爲瑞西に於け  
る事情を検し、之と比較して全く概算的な見積を爲して差支えないであらう。今日  
迄の状態ではと言ふのは、瑞西の模範的新統計は尙ほ未だ完結してゐないからであ  
る。瑞西全牧野の家畜總數は普通乳牛三六〇、〇〇〇頭、其の全收益千四百五十萬フ  
ランを超えてゐる。瑞西に於ける經營状態を我が國に於ても亦可能なるものと看  
做し、從つて上記の數字を瑞西及奧太利兩國の牧野面積の比例に從ひ換算すれば奧  
太利牧野(常にカルバーテン地方を含む)の乳牛は四六〇、〇〇〇頭以上及其の收益は

約千七百萬クロネとなるであらう。

此等の數字は統計家に取つては曖昧なものに見えるかも知れないが牧野政策家  
に取つては差當り充分である。何となれば少くとも此等の數字は我が國牧野の將  
來に於て可能なる資本價值と現實の資本價值との間に、換言すれば我が國牧野の經  
營政策的重大性と現實の國民經濟的意義との間に如何に甚だしい開きがあるか、此  
處に於て如何に多くの仕事が爲さるべきであるか、又其の仕事に依つて如何に豊富  
な報酬が得らるゝかを教ふるからである。何となれば我が國全牧野の現在の收益  
及價值は上記の概算數字の示す所より如何に僅少であるかは我が國高地諸州の識  
者に取つて毫末の疑も容るゝべからざる事實だからである。而も吾人が瑞西の牧  
野は全體としては尙ほ長く吾人の理想とする現状を持續せず從つて上述の數字は  
我が牧野政策家に取つて低い平均状態を意味し、此の數字は比較的進歩せる瑞西諸  
州に在つて既に遙かに高められて居り且つ瑞西は國家支出土地改良費年額合計八  
〇〇、〇〇〇フランを以て此の數字を高める仕事を繼續中なるを想へば、既述の開き  
は一層大となるのである。牧野政策家は單に現在の状態のみを以てなく、達し得  
べき將來の状態を以て其の活動の動因(及同時に目的)とせねばならぬであらう。

吾人が牧野經營を廣義に於て把握し、牧野經營に、必要な平地牧野をも計算に入れ、國家全體に對する高地諸州の意義を遍く評價するならば次の結論に到達するであらう。

- 一 牧野經營は我が國全牧野諸州及其の住民の生存の必須不可欠な基礎である。
- 二 農民特に高地農民の維持が我が國の死活問題であるといふ争ふべからざる事實に鑑れば、奥太利の將來は擧げて牧野の双肩に存する。

國民經濟に對する牧野の根本的意義の認識は併しながら奥太利に於ては今日に至る迄一般に普及して居らず、四つの主要牧野國の唯一つの國即ち瑞西に於てのみよく明かになつてゐるに過ぎない。此の故に瑞西は總體的牧野經營及牧畜に於て其の隣接諸國を凌駕したのである。瑞西に於ては既述の國庫補助金に加ふるに牧野所有者自身の支出もあり、其の爲牧野改良に對する一年の經費は百五十萬クロネ以上に達してゐるのであるが、單にこれに於てのみならず更に進んでは此の重要な認識及評價は屢々模範とさるゝ種々の牧野法に於ても亦表れてゐる。此等法律に於て瑞西人は其の民主的自由精神にも拘らず嚴格な業務規程を自ら課してゐる而も是等法律の中最も嚴格なもの、即ち私有牧野の家畜所有をも規定し且つ週期的

校訂さるゝ牧野改良規定を有するグラルス州法律及組合牧野に對し業務強制を爲すザンクトガルレン州法律(無論兩者とも遙か以前の諸法規と連絡はある)が我が國に在つては空論的自由主義が無制限な「土地所有の自由」の中に耽溺してゐた時代(千八百六十一年——千八百七十三年)に當つて既に制定されたことは實に考ふべき事實である。瑞西に於ても亦上記の法律に對し激しい反對がなくはなかつた。併しながら「自己の所有權行使の自由」に對する賢明な制限が最後の勝利を得たことは瑞西に於て牧野經營に伴ふ顯著な國利が當時及從來如何に重要に考へられてゐたかの證左である。加之真正の愛國的觀念を有する人々の倦むことなき活動、牧野經營に關する國民文獻の普及及最近に於ては就中牧野臺帳の事に當る瑞西牧野經營協會、是等の要因は常に他國に於ても範とするに足る。而して如何なる程度に於て特殊の國民性を考慮して法律を定むべきかは無論茲に於てはあまりに深く之を考察することを要しない。

今日奥太利に於ては吾人は牧野政策に於けると其の根底たる重要性の認識に於けるとを問はずライン河の彼方の國民と同じく發達してゐないことは兎に角確實である。漸く千九百三年度以降我が國の國家豫算に獨立の極めて少額の國家支出



の項が現はれてゐる。これは他の目的即ち高地に關係のない農業に支出さるゝものと著しい對照をなしてゐる。牧野立法は尙ほ近時迄我が國の何處にも存しなかつた。然り數百卷の書を充す聯邦法律竝に州法律には「高山放牧地」なる言葉さへも見られないのである。此の産業に關する文獻殊に國民文獻は「今日に至る迄極めて僅少であり、效果的宣傳は尙ほ稀であつた。かゝる有様であつたので、千八百九十八年皇帝陛下の統治五十年祭に當り多くの有力者が一致して奉祝記念文書の形式に於て農業及山林經營の名に於ても亦陛下に忠誠を誓つたけれども、我が祖國に取つて最も意義ある牧野經營に關しては一言も述べられてゐなかつたのである」教授フエルデイナンド、シュミット博士著「埃太利牧野經營の振興」國民經濟社會政策及管理雜誌、第十五卷。勿論斯かる貶黜は不公平な政治竝に豫算上の態度となり、又其の他多くの不備(例へば高等農林學校に於ける牧野經營に關する講座の缺除等)を招來する。此の論議の餘地ない産業の多額の計算を要する振興は單なる實驗に費すべき資力餘猶を有しない國家財政に於ては從來恐らく殆んど實行され得なかつたのである。

此の故に埃太利に於ては漸く廿世紀に於ける幼兒に過ぎない合目的と牧野政策

に對する最初の試は先づ中央からでなく州から始められ、而も牧野經營に適せる二州即ちザルツブルグ及ケルンテンに依つて始められた。是等二州の各々が如何に牧野政策上の問題の各々異つた反面を掴まへたか、次には是等個々の活動の綜合及補充から如何にして農務省自身に依つて開始せられた埃太利牧野政策の新しき方向が生じたか、其の跡を尋ねることは興味あることである。

## 第二章 ザルツブルグ州牧野保護法

埃太利に於ける牧野保護に對する一般的な要求は先づザルツブルグに於て具體化され立法手段に訴へられた。牧野保護法制定に對する此の努力は埃太利以外の諸外國殊に瑞西に於ける其れと甚だ相似てゐる。何となれば是等諸國に於ても牧野經營は少くともアルプス地方には缺くべからざるものであり其れを維持し且つ其れに對する有形無形の侵害に對して適當なる庇護手段を講ずることは絶対に必要であるからである。

併しながら瑞西諸國に於ける牧野保護の基礎觀念は自然力又は經營者自身の怠慢の爲に牧野の素材殊に利用高き牧野の荒廢を防止するに在るに反してザルツブ

ルグに於ける牧野保護の動機は社會的害惡に對する庇護に出發する。従つて其の動機は牧野の土地に對するものではなく其の利用増進に關するものである。

此の塊太利に於ける特殊の牧野保護に對する動機は過去十ヶ年間に於ける驚くべき多數の牧野經營又は耕作地の讓渡若くは變更に基く。此の間最も廣大にして且つ最も優れたる牧野は家畜の放牧を中止して狩獵區域に變更せられ、或は又樹林状態をなしてゐる牧野は木材投機業者の手中に收められ、この二つの場合に於て乳牛用放牧地としての機能は全く奪はれた。斯くの如くにして充分な經營をすることなく又普通の手入さへも怠つた牧野は益々荒廢して灌木は全面を被ひ至る所石礫の山と化したのである。

木材を伐採し盡したる牧野は全く荒廢し、辛ふじてガルトファイ、山羊、綿羊等の爲に利用さるゝのみとなつた。かゝる狀況は多かれ少かれ山地到る處に見ることが出来る(千九百五年牧野保護法理由書)に至つた。

かゝる經營の廢止又は變更は單にザルツブルグのみに就て見るも過去十二三年間に於て全牧野面積の二〇%乃至四〇%に及んだのである。

之と同様な驚くべき事實はスタイエルマルク、ニーダーエステルライヒ、オーバー

エステルライヒ等の諸州に於ても統計的に明かにせられた。此の時に及んでフェルド氏の時宜に適した社會の全般に涉つて注意を喚起した所のセンセシヨナルな著述が公にされたのである。リツタア、フォン、パンツ氏は彼の「ニーダーエステルライヒ中アルプス地方に於ける農民の狀況」と題する著述に於てこの發展過程の重大性を吾人の眼前に示した。

斯くの如き牧野經營の凋落が家畜頭數の強度の減少を惹起し全農民階級の貧困化を著しく促進せしめたことは畜産と山村經濟との内部的連關性を觀察するとき火を睹るより瞭かである。

こゝに於て應急の救濟方法を講ずることが必要となつた。一方に於ては驚くべきスコットランドの例があり又他面に於ては瑞西牧野の繁榮がある。其の何れを撰ぶべきかは極めて明瞭であつた。併しこの目的達成の爲めの適當な方法を見出すことは益々困難であつた。

讓渡禁止に付ては先づ所有權絕對の法律原則を考慮しなければならぬ。且つ又既に失はれたる牧野を法律を以て遡及的に如何に取扱ふべきか。千八百九十二年及千八百九十五年ザルツブルグ州議會に提出された農場法草案に歸することは其の

目的を達成する所以ではない。何となれば該法案は總ての土地の譲渡を防止せんとするものではないからである。且つ農民階級の代表者達も當時概して右の法案に反對的態度を取つた。農民の土地を買収して私有狩獵場を新に設け又は之を擴張することを禁止するといふパンツの提案は洵に簡單のやうであるが豫期の効果を擧げ得るや否やに付ては疑問がある。何となれば牧野は個人狩獵權あるが爲に譲渡の對象となることが多いのではあるが併し牧野譲渡の原因の總てが狩獵權あるが爲であると言ふことは出来ないからである。

於此他に殘された唯一の方法は「アルプスの特殊耕作及未來の國民經濟に於ける牧野の地位竝に職能を保護する爲に土地利用の確保及獎勵に關する法規を制定することであつた」(立法理由書)

斯かる思想は疑もなく正しかつた。併しながら其の根本思想が「獎勵」にあつたとするならば使用強制の方法に依る法律上の「確保」の効果は疑問であつたであらう。併しながら時代は既に著しく逼迫して來た。少くともザルツブルグに就て之を見るに彼の合目的な獎勵政策の効果が實を結んで牧野の價値が昂騰し爲に從來の如く牧野を賣買することは事實上不可能となり、自然に牧野保護の目的が達成せ

にれるに至るといふ様な經路を待つことは出来なくなつた。

前述の方法は或は將に崩壊せんとする社會的疾患を永久的に治癒する爲には最も健全な唯一の方法であつたかも知れない。且つ其の場限りの應急治療よりも遙に賢明であり確實であることは言ふ迄もない。徴候の治療は疾病そのもの、治療よりも遙に效果的であるのである。

我が國牧野の有する眞價に對して爲した最初の悲むべき誤算のために牧野經營の着手の時期を遷延したその酬は當然當來した。彼の不評判な自由放任主義即ち經濟競争に於ける自由主義の酬が當來した。其れは弱い團體統制のない農民の階級を必然に苦しみ且つ破壊に導かざるを得なかつたのである。ザルツブルグの法律の批判を爲すに當つては次の事實に目を蔽ふことは出来ない。即ち緊急勅令を發したこと及我が國牧野政策が内部的に強めらるゝに至る迄(内部的に實力を有するに至る迄)善かれ悪かれ表面的な救濟方法を建てなければならなかつたことである。其の救濟方法に依つて農耕企業の逼迫に當つて辛ふじてその悲しむべき破壊を支ふることが出來た。斯くの如く瑞西の法律とは其の存在理由が根本的に相違するが故に瑞西法と比較することは出来ないのである。

牧野に對する危険は極めて單純である。従つて其れに對應して其の防禦方法も亦當然簡單でなければならぬ。積極的に獎勵せんとする獎勵規程の無意味なことは餘りに明白となつた。於此排他的「保護法」といふ貧弱な外見を有する法律も深遠な意味を有し法律に對して肉と血を賦與せる所の幾多の組織法中に一の地位を占むるに至つたのである。これは直ちに世に出された。而して此のザルツブルグ立法は其の有する目的中の此の部分に付ては完全に使命を果したのである。

表面的な立法史を左に約説するであらう。

既に州議會は千八百九十五年壯牛保持法制定の當時「可成速かに牧野保護法を制定すること、而して制定に當つては帝國農會顧問となり、可成速かに機會を捉ふることを決議した。同様の提議は州委員會に對して千八百九十六年一月二十一日、千八百九十七年一月二十八日及千八百九十八年一月十日の決議を以て發せられた。千八百九十九年、千九百年、千九百一年及千九百三年の議會に於ても亦本質的には別に進捗もないが、唯併し常に新しい提案が爲されたのである。牧野保護法の制定に對する千九百一年十二月三十日のウエルフェン郡内の町村の請願及提議は益々其の事態の急迫に向ひつゝあることを明かに證明した。「州議會は牧野保護に必要な

處置を州の緊急の事件として討議に上せ牧野に關し法的に規定されてゐる方法に依つて其の固有經營を廢止することは總て官廳の認可を仰ぐべし」といふブリンチンガー博士の一黨に依つて千九百四年九月二十七日に爲された提議は斯かる認識に基くものである。斯くして千九百四年十一月三日遂に州委員會に對して「出來得べくんば牧野法の草案を次期の州議會に提出すべし」といふ決定的提議が爲されたのである(立法理由書)。

この提議に基いて州政府の作成した草案は詳細な且つ勝れた立法理由書を附して千九百五年十月三十日之に評議及意見提出の機會を與へる爲に之を管理委員會に提示すべきことを提議して之を州議會に提案した。此處に於て其の規定はザルツブルグ州及農務省の代表者の協力に依つて——其の詳細なる且つ勝れたる草案は千九百五年十一月十九日の委員會の報告書に特に録載されてゐる——審議を閱し著しい變更を加へられたのである。斯くて作成された草案は千九百五年十一月二十三日の州議會の承認を受けた。併しながらこの條文に付ても尙多少の變更を受け遂に千九百五年十一月二十五日に新に最後の條文が通過し次で千九百七年四月十二日に裁可を得たのである。

此の奥太利牧野法は次の如くである。

ザルツブルグ公國千九百七年四月十二日牧野保護に關する法律

(州法律公報第六十五號)

朕ザルツブルグ公國州會ノ決議ニ基キ左ノ法律ヲ制定ス

第一條 本法施行ノ時現ニ牧野タルモノハ其ノ性質竝ニ經營ヲ維持スベシ

牧野ノ經營ヲ廢止シ牧野ノ全部若ハ一部ヲ他ノ用途ニ變更シ又ハ牧野ノ將來ノ状態ヲ危險若ハ使用不能ナラシムル一切ノ行爲ハ之ヲ禁ズ

第二條 州政府竝ニ州委員會ノ代表者各二人ヲ選出シ州知事ヲ議長トシテ組織スル牧野審議會ハ急迫又ハ國民經濟上必要アリト認ムルトキハ郡廳竝ニ牧野委員會ト協議ノ上牧野ノ所有者ニ對シ牧野ノ經營ヲ廢止シ其ノ全部又ハ一部ヲ他ノ用途ニ變更スルニ付認可ヲ與フルコトヲ得

第三條 本法施行ニ際シ郡農務廳ノ専門的顧問トシテ、マツトゼー、ノイマルク、オーベルンドルフ及ザルツブルグ州ヲ除キ他ノ總テノ裁判管區ニ一個又ハ數個ノ牧野委員會ヲ設ク

牧野委員會ヲ設ケザル前項ノ裁判管區ニ於テ本法ノ規定ニ基ク行政處分ヲ行

ハントスルトキハ郡農務廳ハ隣接裁判管區ノ牧野委員會ノ意見ヲ徵スベシ

第四條 牧野委員會ハ牧野所在町村ノ代表者ヨリ選出シタル委員ヨリ成リ委員ハ議長及議長代理ヲ選出ス

同一公共團體ヨリ選出スベキ委員ノ數牧野委員會ノ構成竝ニ事業施行ニ關スル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第二條及第九條ノ規定ニ依ル決定又ハ處分ヲ除キ本法ノ規定ニ基ク決定ハ第一次ニ郡農務廳之ヲ爲ス

牧野委員會本法ノ規定ニ基キ郡農務廳ニ意見ヲ具申スベキ權利ヲ有スル事項ニ付テハ郡農務廳ハ先ヅ之ヲ牧野委員會ニ諮問スベシ

第六條 農務廳ハ牧野ノ組織及經營ヲ概觀スル爲牧野臺帳ヲ作成スベシ牧野臺帳ノ作成ニ關スル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム牧野臺帳ニ牧野トシテ記載セントスルトキハ土地總體ニ付テノ一般的性質ヲ以テ標準トスベシ

第七條 州委員會必要アリト認ムルトキハ牧野竝ニ其ノ經營ヲ監督スル爲牧野検査官ヲ任命ス牧野検査官ハ評議及監督ノ責ニ任シ且ツ重要ナル事項ノ決定ニ際シ官廳ノ諮問ヲ受クルノ權ヲ有ス

第八條 本法又ハ本法ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者ニ對シ郡農務廳ハ二クローネ乃至二千クローネノ罰金ヲ課ス

十クローネ以上ノ罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハザル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡スベシ罰金又ハ科料ハ十クローネ乃至二十クローネニ對シ一日ノ留置ヲ以テ之ニ代ヘ二十クローネヲ増ス毎一日ヲ加フ留置ノ期間ハ六週間ヲ超ユルコトヲ得ズ罰金又ハ科料ハ牧野ノ目的ニ使用シ州委員會ノ管理ニ屬スル牧野基金ニ之ヲ充當ス

第九條 罰金又ハ科料ヲ課スルコト數次ニ及ブニモ拘ラズ引キ續キ牧野經營ヲ怠ルトキハ第二條ニ規定スル牧野審議會ハ牧野ノ維持殊ニ規則ニ適合スル牧野經營ヲ爲ス爲必要ナル勞力ヲ供給シ及所有者ノ費用竝ニ危險ニ於テ荒廢シタル設備ノ回復ヲ爲シ所有者ノ費用危險竝ニ計算ニ於テ管理人ヲ選任シ且ツ所有者ノ計算ニ於テ牧野ヲ一年間他人ニ貸與スル權能ヲ有ス  
所有者充分ナル擔保ヲ出シ前項ノ處置ヲ實行スベキ旨ヲ保證シタルトキハ本條ノ處分ハ之ヲ行ハズ牧野委員會ノ定メタル期間内ニ前項ノ處置ヲ實行セザ

ルトキハ擔保ハ必要ナル施設ニ要スル費用ニ之ヲ充當ス

第十條 郡農務廳ノ處分及宣告ニ對シ各當事者ハ控訴ヲ爲スコトヲ得尙郡廳ノ決定ニ對シテハ牧野委員會控訴ヲ爲スノ權ヲ有ス但シ刑ノ宣告ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

刑ノ宣告ニ對スル控訴ニ付テハ州政府最後ノ決定ヲ與ヘ其ノ他ノ控訴ニ對シテハ第二條ニ掲グル牧野審議會最後ノ決定ヲ與フ

控訴期間ハ刑ノ宣告ノ場合ニ在リテハ十四日間其ノ他ノ場合ニ在リテハ凡テ之ヲ四週間トス

第十一條 千八百五十二年十二月三日聯邦森林法(聯邦法律公報第二百五十號)千八百九十五年八月七日州法律(州法律公報第二十八號)及千八百九十九年十二月十一日州法律(州法律公報千九百年第三號)ノ規定ハ本法ニ依リ變更ヲ受クルコトナシ

第十二條 本法施行ニ關シ必要ナル細則ハ州委員會ノ同意ヲ得テ州政府之ヲ定ム

第十三條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 本法ノ施行ハ農務大臣及內務大臣ニ之ヲ委任ス

「法律第一條及第二條に示された目的及根本思想は牧野を全體として保護し且つ特別の經營に於ける經濟的要素として之を保護せんとした所に存する。

牧野の觀念に就ては特別の規定を設けなかつた。牧野の意義は社會通念又は用語の慣例に於て殆んど疑問の餘地がなく且つ牧野は農業經營の他の部門とも明瞭に區別され得るからである」(行政委員會の報告)

本法は所有權の限界に對して嚴重なる干渉を行ひ其の效力範圍に何等嚴重なる制限を設けることもなく勿論如何なる土地を牧野として其の強制規定のもとに服せしむるか否かに關しても明文を設けなかつたことは疑問である。森林法も亦これと同様客體に關する規定を持たない。従つて實地に臨んで兩當事者間の請求に對して裁定を與ふことは甚だ困難である。此の點を除いては牧野を所有權の客體として又は單に役權の客體として取扱はずして固有の經營の客體として保護したのは慥かに正當である。

次に牧野保護に對する法律的手段を要約すれば

- 一 牧野を他の耕作目的に使用すること並に牧野經營の廢止を禁止すること。
- 二 専門的牧野検査官に依り牧野並に牧野經營を監督すること。

三 官廳の作成にかゝる牧野臺帳に記載して證據を保存すること。

四 最後に専門的團體を設置したこと。而してこれは一方に於ては郡廳の諮問機關にして同時に獨立の控訴權を有する(第十條)。牧野委員會を郡に設置し、他面に於ては或る程度に於て處分を爲し(第九條)、一に示した所に對し或る程度に認可權を有し(第二條)或は第二審の決定を爲す(第十條)所の州牧野審議會を設置したことである。

其の他に付ては凡て郡廳が之を決定し郡廳は刑事裁判權をも之を獨占的に有する。既に法律制定の沿革の説明に依り明かである如く其れは法案の最終の形態であり其の成功は主として農務省の協力に俟つ所大なることが明かになつた。當初の草案に於ては耕作並に經營の強制の原則を採用し牧野委員會、牧野検査官及牧野臺帳に關する規定を設けた。併しながら是等の規定は何れも不充分であつた。牧野審議會の制度及其の他の詳細なる規定又は特に重要な控訴權に關する規定は後に新に附加したものである。尙施行規則(千九百六年十二月三十日州法律公報第六十六號)は殆んど總て農務省の作成に係る。施行規則の主要なる規定は牧野審議會、牧野委員會及牧野検査官の監督範圍並に牧野臺帳の作成に關する規定であるが

(第三條第七條乃至第十四條及第十五條乃至第十七條)今其の規定を掲ぐれば

一 牧野審議會

第三條 牧野審議會ノ權限左ノ如シ

- 一 牧野ノ經營竝ニ其ノ性質ヲ廢止シ、牧野ノ全部又ハ一部ヲ他ノ用途ニ變更スルコトニ對シ認可ヲ與フルノ權(牧野保護法第二條)
- 二 牧野保護法第九條ノ規程ニ基ク處分ヲ爲スノ權
- 三 郡廳ノ處分ニ對スル控訴ニ對シ第二審及最終審トシテノ決定ヲ爲スノ權(牧野保護法第五條及第十條)

四 其ノ他尙左ノ事項ハ牧野審議會ノ權限ニ屬ス

- (一) 牧野經營ノ維持及改善ノ爲ニ交付スル補助金ヲ交付スルヤ否ヤ又ハ其ノ範圍及順位ニ關スル審査
- (イ) 農業活動ノ目的ノ爲ニ州審議會ニ提出サレタル補助金ノ交付竝ニ改良事業ノ實行ニ關スル地方委員ノ申請
- (ロ) 牧野ノ個人經營者竝ニ共同經營者ノ提出シタル同様ナル申請
- (二) 國及州ヨリ當該年度内ニ牧野經營ノ目的ノ爲ニ交付スル補助金ノ使用

竝ニ分配ニ關スル規定此ノ場合ニ在リテハ牧野審議會ハ官廳ニ依リ整理セラレタル牧野竝ニ其ノ占有ニ付既ニ整理ノ行ハレタル共同使用牧野ニ付優先的取扱ヲ爲スベシ

(三) 補助金使用竝ニ勞働實行ノ確保ニ付テノ條件ノ確定殊ニ勞働實行竝ニ維持ニ關シ牧野ノ占有者ニ於テ行フベキ方法及程度ニ關スル規定

(四) 補助金ノ使用ニ付テノ決定

(五) 勞働實行ニ付テノ監督ノ方法竝ニ實行セラレタル勞働ノ審査及其ノ勞働ニ適應スル維持保存ノ監督ニ關スル決定

二 牧野委員會

第七條 牧野保護法第三條及第四條ノ規定ニ基キ牧野所在町村ヨリ本則第八條ノ規定ニ依リ選出スベキ牧野委員會ノ委員竝ニ其ノ補缺員ハ町村委員會ヨリ之ヲ選出シ其ノ任期ハ三年トス

非難ナキ男子ニシテ専門的知識ヲ有スル者ハ其ノ町村ニ於テ選舉權ヲ有スル者ナルト否トヲ問ハズ又其ノ町村内ニ居住スル者ナルト否トヲ問ハズ凡テ被選舉權ヲ有ス



任期滿了前委員退職シ且ツ補缺員ヲ以テ補充ノ目的ヲ達スルコト能ハザルト  
キハ補充ヲ爲スベシ補充員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第八條 牧野委員會ハ別表定ムル所ノ委員數ヲ以テ之ヲ組織ス

凡テノ町村ニ付各一人ノ補缺員ヲ選出スベシ

第九條 牧野委員會ハ之ヲ名譽職トス

牧野ノ視察又ハ検査ニ出張スル爲要スル費用ニ對シテハ州委員會ノ裁量ニ從  
ヒ牧野基金(牧野保護法第八條)中ヨリ又ハ其ノ總額ニ付毎年州代議會ノ承認ヲ  
經タル州基金中ヨリ相當額ノ支辨ヲ爲ス

第十條 議長ハ當該郡内ニ於ケル牧野事務協議ノ爲其ノ他必要アリト認ムルト  
キ又ハ郡廳ノ請求ニ依リ少クトモ年一回春又ハ秋ニ於テ時及場所ヲ定メテ牧  
野委員會ヲ招集スベシ

牧野委員會ノ各委員ハ委員ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

郡農務廳ハ其ノ代表者ヲ以テ牧野委員會ノ議事ニ參與スルコトヲ得故ニ會期  
ニ付テハ之ヲ正當ノ時期ニ郡廳ニ通知スルコトヲ要ス

牧野委員會ノ議長ハ重要ナル事務ニ付テハ牧野検査官ヲ會議ニ派遣スルコト

ヲ州委員會ニ請求スルコトヲ得

牧野委員會ノ會議ニ郡廳ノ代表者參與セザルトキハ議長ハ郡廳ニ對シ會議ニ  
關スル簡單ナル報告ヲ爲スベシ

第十一條 牧野委員會三人乃至五人ノ委員ヨリ成立スルトキハ議長ノ外ニ二人  
ノ委員又ハ補缺員出席シ又六人乃至八人ノ委員ヨリ成立スルトキハ議長ノ外  
ニ四人ノ委員又ハ補缺員ノ出席スルニアラザレバ議決ヲ爲スコトヲ得ズ少ク  
トモ一人ノ委員又ハ補缺員ハ議決サルベキ牧野ノ所在町村ノ代表者タルコト  
ヲ要ス

牧野委員會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス議長ハ委員會ニ表決權  
ヲ有シ且ツ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

委員ハ自己其ノ家族又ハ被保護者ニ關スル事項ニ付テハ其ノ表決ニ參與スル  
コトヲ得ズ會議ニ當リテハ其ノ議事録ヲ調製スベシ

第十二條 牧野委員會ハ牧野保護法ノ施行ニ際シ牧野ノ保護ニ協力スベキ職責  
ヲ有ス此ノ目的ノ爲牧野委員會ノ委員ハ其ノ管轄區域ニ於ケル牧野ノ狀況ヲ  
明カニシ法律ノ違反竝ニ牧野ニ對スル著ルシキ怠慢ヲ認メタルトキハ之ヲ郡

農務廳ニ報告スベシ

牧野委員會ハ尙牧野保護法ニ關スル事件ノ判決竝ニ處分ノ準備ノ爲郡廳ノ提出スル諮問ニ對シ意見ヲ具申スベキ義務ヲ有ス

牧野委員會ハ牧野保護法ニ規定スル事項ニ付動議ヲ提出シ特ニ牧野竝ニ其ノ經營ノ改良ヲ獎勵シ補助金交付ノ申請ヲ爲ス權利ヲ有ス

第十三條 牧野委員會郡廳ニ對シ意見ヲ提出シ及申請ヲ爲サントスルトキハ議長又ハ議長ノ定メタル委員ニ依リ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 牧野委員會ノ設立ニ關スル指導議長ノ選任、牧野委員會ノ法律活動ノ指導竝ニ牧野委員會ノ必要ナル補充ノ監督及獎勵ノ事項ハ郡農務廳ノ權限ニ屬ス

三 牧野検査官

第十五條 牧野検査官ハ州政府ノ同意ヲ經テ州委員會之ヲ任命ス

牧野検査官ハ牧野保護法第七條ニ定ムル事務ヲ司ル尙牧野検査官ハ牧野臺帳作成ニ協力スベキ職責ヲ有ス

牧野検査官ハ其ノ行爲ニ關シテハ州竝ニ政府ノ被任命者トシテ刑法第六十八

條ニ依ル公務員タル性質ヲ有ス州委員會ハ州政府ノ同意ヲ經テ職責上ノ訓令ヲ發スルコトヲ得

四 牧野臺帳

第十六條 牧野臺帳ハ牧野ノ狀態竝ニ經營ヲ概觀スル目的ニ供スルモノトス地租臺帳ニ記載シタル地區ノ表示、境界及經營ノ種類ハ牧野臺帳ニ對シテ拘束力ヲ有スルコトナシ

牧野臺帳ハ牧野ニ關スル帳簿トス各帳簿ハ左ノ書類ヲ包含ス

(一) 原簿

(二) 官廳及牧野検査官ノ活動ノ經過ヲ漸次記載スベキ様式ニ從フ各牧野ニ關スル記載文書及補助文書ノ集録

帳簿ハ地租臺帳ノ管轄區域、從ツテ町村ノ區域ノ順序ニ從ヒ且ツ其ノ町村内ニ於テハ牧野ノ名稱ニ從ヒ整理シテ順次ニ番號ヲ附シ一束トシテ調製ス

其ノ他其レニ相應スル備考ヲ附スベシ

第十七條 牧野臺帳ハ郡廳ノ獎勵竝ニ監督ノ下ニ作成シ郡農務廳之ヲ保管ス

官廳執務時間中官廳ノ監督ノモトニ何人ト雖モ牧野臺帳ハ之ヲ閱覽スルコト

ヲ得

施行規則は特に説明することを要しない。牧野の改良に關する事項に付ての牧野審議會の活動範圍に關する規定に付ては次章「ケルンテンに於ける牧野會議に關する規程」中に述べてある通りである(第三條第三號(一)——(五))。其の規定は他の引用條項と同様、埃太利諸州に對して模範を提供する。

法律の賢明なる運用が如何に大切であるかは評議の經過中に於て明かに説明せられた。行政委員會は適當なる處置に對する發言權を専門的牧野委員會に附與することが最も確實に法律の効果を獲得する所以であると考へた。この場合に於ては事物又は地方に關する認識が行政行為の基礎を爲す。法律は責任者の能力、技術又は公平に關しては特別の條件を附してゐる。即ち法律の効果は先づ第一に彼等の双肩にかゝつてゐるからである。更に牧野検査官の正當なる選任及其の適任者なるか否かに付ては特に慎重なる態度を以て臨まなければならぬ。法律の効果は單に法律の内容に期待すべきではなく寧ろ特に施行機關の質の如何に期待すべきである。併しながら最後に於ては矢張り人てなく法律の條文に依頼しなければならぬものである。ザルツブルグの法律は牧野委員會に依つて牧野政策上の仕

事に關し山地農民を教育する最もよい方法を與へた。それはアルプス地方の農民に取つて充分熟してゐるとは思はれないが、兎に角山地農民の發言權を認めた。農民委員會が單なる團體としてではなく、監督權ある専門的團體として官廳の發會に對して獨立の訴願を爲す權を持つといふことは又舊い感情を喜ばせなかつたかも知れない。併し人々よ意を安んぜよ！假令多くの未熟なものがあらうとも、此の農民委員會は彼等の仕事に依つて多くの人口を生長せしむるといふ保證を與へたのである。多くの人々が互に相寄つて埃太利に於ける牧野政策を熟慮するといふ思想は——これはザルツブルグ法の基礎を爲し、且つ疑もなく其の大なる功績であるのだが——最も實效のある考へてある。

### 第三章 ケルンテン州に於ける立法の趣旨

ケルンテンに於ける牧野政策上の活動は、ザルツブルグに於けるものとは全然異なる前提の下に生じた。固りケルンテンに於ても亦、ウンターケルンテンに於ける個々の農業經營に促され、且つザルツブルグの活動に鑑て、「牧野の保護を！」といふ標語の下に立法當局に向つて「當局者よ留意せよ」が叫ばれた。然しながらケルンテ

ンに於ては此の問題はザルツブルグに比し、急を要すること尠く、従つてケルンテンに於ける立法の趣旨は立法の當初より経済的色彩が濃厚であつた。その趣旨は左記に關する。

一 牧野改良及牧野維持の保證

二 牧野共同團體の經營及統制。而して之と相關聯して隣接土地に對する「持分權の制限」

是等二つの趣旨は之を左に詳述する。

一

千八百七十年に農務省の支持の下に設立された「ケルンテン聯邦農業協會牧野經營恒久委員會」は、その活動的なる委員長大佐アーデーフォン・シャイトリン氏の作成に係る牧野統計(後に詳述)に於て、牧野經營の國家的支持に對し、然り進んでは國家の經費に依る模範牧野設立に對してさへも、之を拒否するの意見を發表した。「國家の補助を要求するのは、牧野施肥が放任されてゐる地方、高地にて採取せる飼料を低地に運び去る地方、牧草が家畜によつて蕩盡せられる地方、要するに純然たる濫營の行はれる地方のすることである。」併しながらこれは、他の納稅者の納むる金を以て牧

野經營に必要な土地を改良し、而して他面に於ては此等の人々は愈々甚だしくなる土地の貧弱化を袖手傍觀すべし、との意ではない。「吾人は牧野經營者に告ぐ——汝自ら助けよ。牧野に於ても亦爲すべき仕事があることを考へよ、且つ汝等と同じ立場にある者が他よりの助けなくして遂行せる例に倣へ」と。(ケルンテンに於ける牧野經營、第二部、第三分冊、二十頁及二十一頁)

是等の言葉は大いに正當であるとはいへ、併しながら亦、牧野經營者の怠慢は一部分は改良すべき事項に通曉せざることに依存し、一部分は前途に希望なきことに依存してゐることは否み難い。凡ゆる經營上の進歩に對する是等二つの阻害物が威を振つたことに就ては長期に亘る國家の怠慢にも責がある。故に今日に於ては一層充實せる國家的助成手段を以て事に當り、之によつて昔日の短を補ふことを得ることも否み難いのである。更に進んでは、牧野經營者に對して絶えず繰返された兎角の非難に對して吾人は次の如く答へざるを得ない。即ち、山地に於ける自然の威力は平地に於けると全然異なる力を有し、それ故かの土地改良の先覺者達は凡ゆる損失を防ぐことが出来なかつたのであるが、その故を以て彼等が彼等の常に危険に脅かされる足場に耐ゆるための國家的支持を受くるに價しないといふのではないと。

「他人の事なら何とでも言へる！」——之に反し山林検査官ブリオ氏は牧野經營者の有力なる代辯人として茲に記さるべきである。氏は最近に於て「千九百七年發行、牧野經營に關する新研究」牧野の經營状態について牧野經營者には如何なる罪も無い！といふ結論に達した。」

一般民衆の保護のため止むを得ず爲した所の、牧野經營者の個人的所有權への制限(建築造林境界設定、牧野保護、更に地方的窮迫状態によつて餘儀なくされた土地改良強制及び經營強制)は、之を回復するに特殊の國家的施設を以てするを至當となすことは、然し乍ら畢竟明かである。故に土地改良に當つては牧野經營者への何等かの「寄與」を云々すべきものでない——況んや國民經濟的に見ても亦國家的改良費用は牧畜の隆盛と獸肉産物の低廉化により、他面に於ては種々の牧野役權の重荷より山林經營を開放することにより、豊かに報ひらるゝに於ておやである。

この故に、吾人がケルンテンに於て絶對的「自助」といふが如きマンチエスター派的自由主義を適當なる時期に退けたること、並びに州山林検査官コルネリウス・リデル氏を筆頭とする専門家達が國家による「牧野改良」を近時に於て促したことは實に賀すべきである。千八百九十九年に政府、州委員會及び農業協會の代表者によ

つて先づ數箇の模範的牧野の委員會が設定され、之に次いで州廳に對して提案及び詳細なる報告が爲されたことは此等の人々の努力に負ふ所が少なくない。之には牧野の現状の詳細なる記述に次いで、先づ技術的改良(牧野改良)が牧野經營振興の目的のために提議せられ、これが實現を圖るため牧野經營の一般的窮迫に當面し國家の補助が要求せられてゐる。更に之には次の如く書かれてゐる。「技術的土地改良の専門的及合目的遂行に當つては併しながら知識が必要である。然るに農場經營者及牧野所有者は之に意を拂はない。」

當委員會の意見に依れば、フィラッハに於ける聯邦砂防工事所の諸機關は牧野に於ける技術的土地改良の指導に適せるものと思はれる。何となれば此の仕事は牧野の保持といふ點より見るも、建築に關する設備の設定といふ點より見るも、砂防工事所の専門に屬し、且つ砂防工事所は訓練ある勞働者及び必要なる器具を所有してゐるが故である。

技術的土地改良と並んで、放牧の規程、統一ある牧野、輪換利用の嚴守、幼畜牛に於ける兩性の分離、共同作業による搾乳場の設立乃至改善等に依る所の牧野經營改善に努め、且つ牧野使用人が此の度設立される搾乳學校に於て専門的教育を受くることが

望ましい。因に聯邦農業協會は此方面に於て既に指導的な仕事に着手してゐる。牧野經營改善の目的を以て爲される仕事を促進するため、牧野會議の設立或は聯邦政府、ケルンテン州委員會及び聯邦農業協會の代表者を以て組織される牧野委員會の設立が望ましい。之には必要なる場合には牧野利害關係者の加入も許される。此仕事の遂行に當つて、千八百八十五年七月五日(官報第二十三號)の法律に基く共同牧野の速かなる整理に留意すること、及び整理を爲せるに關らず尙ほ多くの場合に於て不明瞭なる役權牧野の權利關係は之を新たな法律に依て統制するやう努力することは決して忽せにすべきでない。

此報告は上述の後半の點に關して特別の提案を爲したる後、次の如き請願を以て終結してゐる。「上記の事情を聯邦農務省に報告し左記の各項の實施を請ふ。

一 ケルンテンに於ける牧野經營振興のため年額一六、〇〇〇乃至二〇、〇〇〇クローネの國家補助金交付の確約。但し州及牧野利害關係者が之に相當せる寄與を爲すことを前提とす。

二 フィルラツハに於ける砂防工事所は技術的土地改良を受くるに價する事項を具備する牧野の技術的土地改良に關し計畫及經費豫算の起草に任ずること。

### 三 牧野會議設立の認可

牧野經營振興の問題に關する此の基本的な報告は正にケルンテンに於ける其後の牧野政策上の活動に取り決定的なものであると見做すことを得る。而して此の報告に促されて生れたケルンテン牧野改良は、他の諸州に取つても亦模範となつたのであるから、此の報告の効果は其本來の範圍を超ゆる程顯著である。

此の報告の最初の成果は、ケルンテンに於ける牧野經營振興並びに改善のための千九百一一年度に於ける農務省よりの全額九、〇〇〇クローネの補助金交付の確約であつた(千九百年四月十一日勅令三千二百五十頁)。ケルンテン州會は千九百年五月四日の會議に於て、州財源より金額五、〇〇〇クローネの支出を決議した。

同時に既述の提案に従つて「牧野會議」が設立され、その「定款」は後に至り千九百二年十月十日陛下の御裁可を仰いだ。(これが效力範圍に就ては 頁參照)斯くて改善事業のための基本條件が與へられ、千九百年六月十三日に牧野所有者に對し補助金申請(「議題」)の提出を促す所の政府の聲明書が發表せられた。其の聲明書に依れば、牧野改良は「先づ第一に現在既に特別の管理の行はれてゐる所の共同牧野に施行」せらるべきものであつた。而して牧野利害關係者に對して、全經費の二十五パー

セント以上の支出が要求された。但し之には現物提供を加算することを許された。最後に聲明書は「牧野改良の施設は當然關係牧野所有者の意見に基くものであり、關係牧野所有者は既に施設されたる設備の將來に於ける維持の義務を有することは自ら明かである」となした。

併しながら正に此の點に、如何に良き改良も遂には坐礁せざるを得ぬ暗礁があつたのである——故に立法は第一に此の點に向つて着手せねばならなかつた。此の故に吾人は牧野改良の技術的、經濟的成功の記述を後章に譲り、茲に於ては單に政策的方面を闡明したい。

茲に就中次の諸問題が起る。實行に際して單なる「意見」では充分でないとするならば、施行せられた改良の維持に對する保證は抑々如何にして得られるか？共同團體に於ける義務の責任ある擔當者は誰であるか、規約に違背する共同團體員にその義務を負はせ得るためには如何なる處置を取るべきか？如何にすれば土地改良が單に維持されるに止まらず經營の改善に依つて眞に有效となされ得るか？最後に、事件紛糾に當つて是等の事件を管理し決定する責任ある者は誰であるか？是等の諸問題の何れに對しても完全に満足な答は與へられなかつた。反對に、土

地改良事業の實施に於てはその成功を脅かす危険が愈々増加したのである。勸説的な聲明に基き幾多の土地改良申請が爲され、フィルラツハ砂防工事所は熱心に之が技術的實施に當つた。併しながら問もなく、それ自身としては良いけれども本來經濟的秩序と無關係な、要するに必然的に技術的のみに偏した、改善が行はれつゝあるといふ弊害が明かとなつた。此故にその維持も亦將來の保證を得ることが出来なかつた。一牧野に於ては美しく手入させた繁茂せる綠野があるかと思へば、直ぐその傍らは悉く昔日の荒野であり、而してこれは數年ならずして漸くにして作られた綠野を再び併呑せんとするかに思はれた。此事實は單に維持のみに止まらず、着手せられた改良の合目的な繼續が必要なることの最もよき證左である。併しながらこれは土地改良と同時に及びそれと結合して共同團體の統制及び將來の經營を規律する牧野規程(全ての農業共同團體のため整理案及び管理規約を規定せる所の、千八百八十五年七月二十三日官報第二十三號所載州法律に基く)に依るならば繼續確實であつたに違ひない。然るに砂防工事所は之に依ることをせず、持分權及び管理權の規定に對する法律的手續が既に施行されてゐる共同牧野に於てさへも、之に依ることをせず、農務廳が守るべき經營規則との關聯を保たなかつた。かゝる經過

を以てすれば疑ひもなく遂には單なる機械的の技術的勞作に墮し、新たなる改善との内的關聯を缺く所謂整理は單に形式的な、而して舊狀を墨守する所の空粗な手續に墮したのであらう。かゝる状態にあつても兎に角共同團體のため整理案及び管理規約維持義務を確立すべき可能性はあつた。然るに此の保證も亦單に紙上の空語に過ぎなかつた。何となれば維持規定及び經營規定を管掌すべき主官廳が除外してゐたからである。整理法に基き、整理案の規定に對する違背及び管理規約に對する違背を取扱ふ裁判所はあつたとはいへ、これは單に告訴ある場合にのみ働いたに過ぎぬ。事實に於て、職權を以て爲される管掌が缺除してゐたのは此裁判所が、土地改良事業をも、經營關係をも知らず且つ此の仕事に對し經營技術的にも財政々策的にも準備のない所の一の局外者的首廳——郡の首廳——であつたからである。技術的改善、經營上の規律及び管理の此三重の分裂のために、土地改良の將來が暗澹となつたのである。故に先づ茲に強固な集中が爲されねばならなかつた。上述の危険を適當な時期に豫見し、當初の種々な反對を征服して此危険を除去した農務省の功蹟は争ふ餘地のないものである。

農務省は初めて補助金の承認を與ふるに當つて、既に就中千八百八十五年七月二

十三日の州法律に基く「農業的作業」としての整理を主眼として牧野改良を解釋した。何故なれば牧野改良に於ては技術的改善(上述の法律に基く「共同團體的設備」としての)は農務廳自身に依つて、即ち經營規定との密接な關聯の下に於て達成するを得るからであつた。農務省の見解に依れば聯邦砂防工事所の機關は第二位に、而も補助金が例外として整理を受けない牧野(特に私有牧野)に對しても亦承認せられる場合並びに特に聯邦砂防工事所の部門(例へば山溝改修等)に屬する仕事としての整理事務に際して動かされたのである。農務省の見解に依れば砂防工事所は此の仕事を獨立的にでなく、全土地改良事業及び整理事業の統一的指導に任ずる農務廳の補助機關として、上述の法律の趣旨に基いて爲すべきものとされた。既に述べた通り、經營の點からのみならず亦整理法の趣旨から見ても正しい此基本的見解は併しながら實際に於ては當初から行はれなかつた。故に農務省は千九百三年十一月二十五日法令第六百四十六號に於ける其の立場を更めて強調し、牧野改良事務の農務廳への委管を一般的規則として規定することを促された。土地改良と經營規定及び管理規定との統一、即ち經營技術的任務と財政政策的任務との統一を根本的に強調する此規定のため、實際に當つて間もなく當初の規定の完全な倒置となり、換言



すれば全牧野改良の「主農論者」による遂行は愈々決定的なものとなり、斯くて全事業の發展に利する所となつた。

無論土地改良維持の事務に於ける全管理權及び全處罰權を農務廳に委任することは當時にあつては尙ほ未だ考へ得られなかつた。疑ひもなく將來に於ける充分な成功に對する確實な保證となるべき上述の集中の完成は後に述べられる如く漸次に——而も概して孤立せる立法に依ることなくして——達成せられた。斯くてケルンテンに於ては(而も既にザルツブルグに先立つて)州委員會から選任される牧野検査官の外に、牧野の管掌及びその經營を職權を以て司り、管理廳の缺陷を指摘し矯正提案を成す任務を有する一の機關が設立された。併しながら此の任務は警察的意味を有すると解釋さるべきでなく、教導及び促進の見地より見らるべきである。此の故にケルンテン牧野検査官に對しては(千九百七年業務規定以後)管掌事務の他に尙牧野經營講話其他の専門的業務が任命された。

茲に於ても亦農務省は指導的役割を果した。即ち農務省は既に千九百五年に特殊の管理機關の設立並びに之に必要な經費の大部分の引受に同意の旨を明かにした。斯くて此の事業の一層の進歩に對する基礎が作られ、此の事業は此の基礎に

立ち農務省の絶え間ない教導の下に發展し、概して公金の支給を受け州委員會に從屬する所の上記管理機關の實質的な活動を見るに至つた。若し農務廳の權限の擴張が彼の當時既に爲されてゐたならば、牧野の國家による管理或は少くとも改善事業の利益のための牧野検査事務と農務廳との結合は當初から爲すを得たであらう。牧野改良事業と整理との統一及び専門的管理によつて、實施せられた事業の維持及びその利用が確實となつた。之に依つて既述の諸問題の最後の問題——専門的管理機關設定の問題——は本質的に略々解決せられたのである。牧野所有者が負ふ所の維持義務の強制的實施の可能に關しても亦、殘る所は管全牧野改良のための法律的な強制規定を作製することに過ぎなかつた。此は實際的な管理が現存する以上何等の困難をも伴はなかつた。上述の事實に係らず併しながら牧野共同團體は統制及び經營規定に對して重要な要求を爲し得るに渝りはなかつた。此の要求を充すことに依つてのみ土地改良の維持及び繼續に對する完全な保證が永久に爲され得るのである。何故ならば共同團體のために施行される改善設備の維持をして常に單一の獨自的存在たらしめる所の、共同團體自身の實質的強化及び共同團體の經營事務の振興なくしては管理規定及び施行規定のみを以てしては永久的な

經營上の成功は望み得ないからである。

二

農業共同團體及び之と本質的に類似する役權組合は中世紀の町村制度の殘存物として經濟的にも政治的にも全然變化した現代に存し續けてゐる。之を取扱ふことは歴史家に取つては甚だ興味あることであるが實際的な政治に取つては甚だしく困難なことである。

何故ならば中世紀の經濟制度の根本觀念——狭い範圍に集結された全成員の福祉のための個々人の束縛——各人を個人なると同時に團體員と見做し、「獨立人」であると同時に「隣人」と見做す所の彼の中世紀全體を支配する觀念は既に永久に去つたからである。

之に代るものとして個人主義が現はれた。然しながら最近に至つて凡ゆる舊來の思想及び感情に正反對の主義即ち社會主義が個人主義の存在を脅かさうと努めてゐる。

此故に「總ての共存的土地所有者の中世紀的組織は現代の特色を爲す所の土地私有及び個人の最大自由の上に絶對的に基礎付けられ而して何等の強制組織にも依

存しない農業から去ること遠く、且つ社會主義が將來のために計畫する所の生産手段として利用される土地及び動産に對する個人的自由及び私有の否定を爲す状態から隔ることも遠い……同様に中世紀的組織は現代の共同組合と交替さるべきものではない。現代の共同組合は獨自の事業を有する企業形態であるが、之に反して中世紀の村落團體は何等獨自の事業を有せずその成員の個人經營事業あるに過ぎないのである（「ミヤコフスキ」）

吾人が見る如く茲には本質的に異なる新舊の思想及び經營形態が對立して居り、而して今日に於ては昔日の農村制度への完全な復歸も不可能であり、同様に此制度から生じた共同團體の新團體への單なる機械的な編入も亦不加能である。故に此制度は變化せる四圍の状態に應じて本質的に變化され現代化されねばならぬ——而も後に説く如く現代的組合團體的形態に従つてゐる。併し此際昔日の舊い經營關係及び思想が上述の變化過程の促進に取つて不利である如く思はれるといふ困難が生ずる。併しながら勿論既存のものゝ維持を許す所の過渡状態を作ることも亦決して容易な業でない。是等の共同團體は從來常に非常な混沌状態に陥つてゐたので、彼等の保護のためであらうと、或は彼等の組織及び經營統制のためであ

らうと、如何なる統一的財政々策的事業をも甚だしく困難ならしめるのである。彼等は併し茲に於ても亦恰も古びた廢墟のやうに、古い村落制度の強固な建物の上に於て長年に亘つて間斷なく破砕されて今日のやうな多様性と混亂性に至つたのである。是は一の戦ひであつて、此戦ひの結果は社會的力の種々相に従つて様々であつた。

舊い村落制度は最初の植民の當初から個人所有は單に特に使用される土地に限り、其の他の土地——森林、平地牧野、高山放牧地——は之を分割せずに共同團體の所有とした。土地が永久的に住民のものとなつた場合には之から共同自治領、或は共有地が生じ、比較的後年の植民の場合ある土地所有者が訴訟によつて土地を得るか或は之を自己のために保留する場合には、併しながら「用益權」としての農業的利用が爲された。共有地及び共同使用地は全ての住民に「農場」として平等に使用が許された。他の住民は未だなくて、共同團體と農民團體とは同一の概念であつた。併しながら間もなく農場の傍らに及び外部に、手工業者及び日傭人等の所謂「外來民」が居住するやうになつた。彼等は手工業又は日傭賃の外に尙ほ村落内にある所の隣接せる「耕地」の外部に土地を所有してゐた。此の非團體員は村落内に於て何等

の權利をも義務をも有せず、特にまた共有地に於ける持分權をも有しなかつた。而して嘗て羅馬に於て古くからの住民である貴族と新市民である平民との間に「民權」といふ經濟的目的のための有名な戦ひが勃發したやうに、之と相似た事件が凡ゆる山村に發生した。此際に當つて漸次に「農民」と平等の權利を得んとする外來民の努力の結果、夫々の團體の社會的成層に従ひ或時は外來民が勝つて兩者の平等及び凡ゆる共同團體員の各人の持分權の確立となり、或時は他の側が勝つて共同地使用の「舊農場」への物的權利となつたが、併しながら多くの場合種々様々な中間形態が現出し、それは前者の形態に近いか又は後者の形態に近いかの何れかであつた。併しながら外來民の完全な勝利の場合に於てさへも、少くとも牧野共同團體にあつては、牧野並びにその使用、及び平地並びにその需要——此等兩者の間には甚だ多くの場合に於て一定の關係が保たれた。所有關係の安定のみならず主として舊慣に基いて普遍化した現存する所の用益制限、自己有の飼料を以て越年せしめた自己有家畜への夏期牧畜の制限が之に與つて力あつたのである。

上述のやうな争ひがあつたにも係らず尙ほ依然として可なりに明瞭であつた諸關係は近代に於ける二つの法律のため全壞太利を通じて非常な混亂に陥つた。其

の一は舊い經濟的土地團體及び發展の間に發生した其の變種に代ふるに單一的に政治的法人團體を以てし、前者の所有に對して何等の規定をも設けなかつた所の市町村法であり、其の二は農夫及び其の他の土地所有者によつて權利を以て獲得せられた「土地所有權」を否定し斯くて之を私有權として取扱つた「土地所有權」は農夫及び其の他の所有に取り全體のための共有權として存續せしめるが至當であつたであらう所の土地臺帳法であつた。此結果舊い共有權の法律的及び經濟的内容は次々と失はれて行き、舊い公共團體所有及びその共同使用に代るに法律的及び經濟的目的の不明瞭な非組織的、共同團體的存存が現はれた。

ペエレル氏の次の言は正當である。曰く「此時に當つて國家は舊い狀態の破壊過程を觀つゝも組織事業に着手しないでゐることが餘りに長きに失した。此結果數百萬ヘクタールに亘る平地牧野、高山放牧地及び山林地帯に於ける、經濟生活に取つて最も重要な意義を有する組合形態の殆んど完膚なき破滅を招いた。共同團體は従前から存してゐた合目的な組織を完全に剝奪され、凡ゆる道德的態度及び義務感を殆んど悉く失つてしまつた。組合所有と共同所有とは全く支離滅裂に混洽し、其の結果今日奥太利諸州に於ては完全に支離滅裂な所有關係が生じ、共有林の荒廢も

牧野の濫用も殆んど停止する所を知らない程なのである。」

斯くてケルンテンに於ても亦舊い法律秩序及び經濟秩序の代りに甚だしい混亂、利己主義及び無政府狀態が共同團體の中に生じたといふ非難が屢々なされた。經濟の基礎である所の權利關係は未だ嘗て十分に確立されたことなく、事は「共同團體所有に關するものであるか、或は「相隣關係者所有」(即ち持分權ある土地共同所有)に關するものであるか、或はまた共同所有(即ち多少とも自由な規約を有する持分權ある「利害關係者所有」)に關するものであるか、或は最後に單なる共有に關するものであるか?——つまり多少とも公けの性質を有する(即ち永續的な規定を有する)法人に關するの、或は公けの權利と個人の權利との中間に立ち概して非組織的な法人に關するの、或は最後に純然たる個人關係に關するの、此問題に就いては殆んど答へられたことがなかつた。勿論かゝる問題は多くの場合に殊更に答ふるに困難であつたであらうが、如何なる解答にしる全然解答なきには勝つてゐたであらう。何故ならば茲に於て重要なことは法律上の空辭ではなくて、既に述べたやうに法律的に確固たるものとされた經濟秩序の基礎であるからである。遺憾ながら人々は能ふ限り解答を回避した。それ故緩漫に襲ひつゝあつた疾病は土地臺帳の設

定と共に急性のものとなつたのである。私法の明瞭なる権利關係を取扱ふのを事としてゐた司法官吏は此動搖せる状態に對して施す術を知らなかつた。「共同團體所有」を分離し、然る後に凡ゆる種類の「共同所有」と其の他の「公共團體所有」との間に區別を設け、一般に單に私的權利を許す共同所有のみを其の持分者の姓名及び持分數と共に(土地臺帳法第十條に基き)土地臺帳に記入し、反之其の他の全ての場合に於て法人團體には全體として保證を與へて其の持分を夫々の團體の定款又は規約の定むる所に委ねるのが無論最も正しい方法であつたであらう。併しながら法律的解釋の不明瞭なため土地臺帳に關する様々な事務に於て單なる法律の文字以上に出ることを實際家に求むるのは不可能であつた。法律には單に「共同所有」又は「組織ある法人」と記載されてあるのみであつて、かゝる範疇は唯極めて稀な場合にのみ適合するに過ぎなかつたのである。

斯くて人々は様々な方法によつて事に當つたが、それに依つては權利關係の不明瞭は愈々甚だしくなるばかりであつた。ケルンテンに於ては、無論關係者の切望に基いて、土地所有權と共同所有との間に様々な調停が試みられた。即ち優先權土地の從來の所有者(姓名及び番地記入土地の所有者)は數字を以つて定められた(既に引

用せる土地臺帳法第十條に基いて、「共同所有持分」の規定を受くるものとして記載せられ、また往々にして上述の優先權土地に對する持分の規定を受くるものとして記載せられた。

此の場合土地所有と持分の數字に表はれる所とは、現今の農業法に依れば解き難い對立をなすものであることが見通されてゐた。而してまた正に此點に於ても、亦法律的表式が實際的な經濟生活に干與し、「持分權」の經濟的内容に觸れるのである。何故なれば法律的表式が空辭として止まらずして經濟的核心を有すべきならば、即ち換言すれば、持分權が單なる形式的權利でなくて用益内容を有すべきであるならば、組合團體關係に對する立法の現状に照らせば、次の嚴正な二者擇一あるのみだからである。即ち、特定の大きさの數字を有する自由なる規定の持分か、然らざれば大きさ自由なる嚴密なる規定の土地所有か、二者何れかである。土地所有と持分數字とが矛盾しなかつたのは、唯安定的な土地需要を伴ふ舊い狹範圍の農場のあつた時代に於てのみである。土地賣買の自由に關する法律(千八百六十八年六月二十七日官報第七十九號國法及び千八百六十八年十一月一日州公報第二十九號ケルンテン州法)の施行以來、變動的な需要を伴ふ分割自由な土地と、數字的に規定せられる持分

とは同時に存在し能はないのである。斯様な純然たる形式的な制限を以てしては、此結合帯の弛緩を防ぎ止めることは出来ない。斯様な制限は舊習及び所有安定の結果、此制限形式に何等かの経済的内容を賦與する所の、一種の習慣的「農場權」に對して事實上尙且つ妥當である場合にのみ效力を有したに過ぎない。凡ゆる所有地を商品となす所の分割自由に關する思想の破壊的影響の下に於ては、併しながら、農場とそれに屬し且つその「土地需要」のための共同所有權との間の此の密接な關係は次第に失はれざるを得なかつた。而して此の共同所有權は單なる空虚な數字と成り了せて、既に以前から分割自由となり賣買可能となつてゐた「分割地」と同様に、凡ゆる経済的並びに法律的結合帯から解き放たれて「賣買の自由」に其の場所を讓るに至つた。斯くて此商品の買占が甚だしくなる(ケルンテンに於ては是は他の地方より遅く現はれた)につれて、實に共同團體の中に於て優位を占め、若しそれが不可能である場合には全ての「共同所有者」に對して許可せられてある解除(民法總則第八百三十條)をなす爲に、持分を買つた買手は團體の權利の経済的内容に就て何等の顧慮をも拂ふ所がなくなつた。

農業法(千八百八十五年ケルンテンに施行せられた分割整理に關する州法律。是

は同様に南部塊太利、グライン及びザルツブルグにも施行せられた)も亦上述の場合何等積極的救助を講じなかつた。固より必要な場合には職權を以て遂行された持分權及び管理權の規定に依つて共同團體の權利關係に秩序が齎らされ、夫々の共同團體の歴史的及び経済的特徴の闡明に依つて其れ等諸團體の特殊性が明かとなり、而して組織の缺乏は定款又は規約に依つて補はれた。とは言へ是等の諸規定も亦(少くとも從來一般に認められてゐる解釋に従へば)持分權の數字的規定といふ立場に立つてゐるので、既に述べた如く其の結果持分權の自由賣買従つて再び種々の法人團體の不法な平等化及び結局は舊き共同團體の解除或は其の他の解體が生ぜざるを得ない。此故に上記の諸規定は原則として整理とは反對に解除に取つて好都合であつたので、(少くとも最初の間は)共同團體に取つて正しく或危險を意味したのである。

併しながら上述の凡ての事實に拘らず、我が國の農民の實直な保守的精神及び相隣共存の生來的な感情は尙ほ且つ渝る所がなかつた。——勿論凡ゆる方面から傷損を蒙つた防壘ではあつたけれども、是は絶えず共同團體のための防壘となつてゐたのである。

土地賣買の自由も亦農民階級の土地からの開放及び政治的開放に該當するものであるとなす空論を有する所謂自由時代は、時期尙早であつたといふこと、吾人は少くとも當分の間は上述の破綻せる諸改革が停止した其の場所を出發點として續けて活動せねばならぬといふこと、是等のことを吾人が認識したのは遺憾ながら餘りに遲きに失した。無論制限的にてはあつたが、兎に角農民階級を保護し、繁榮せしめたる舊組織の少くとも部分的な復活への當面の活動は之を主眼とせねばならぬ。農民にのみ遍在する「總括的相續權」といふ恐らく唯一の例外はあるけれども、總て農民は悉く多少とも暫存的な色彩を有する。それは恰も新建築の用には立たない、古びた建造物の柱や棟木のやうなものである。而して吾人は新建築に當つて建築設の上から及び材料の點から見、其れ等の中で尙ほ今日使用に耐ふるものを計のみ使用すると同様に、現今の農業政策の最後の規準を定めるに當つて、古きものゝ善きものと現代の手段との聰明な結合の下に仕事を爲さねばならない。此兩者の點から考へれば、吾人は農民階級の力の永續的な振興に對する根本的な手段として組合團體の原理に想ひ至り、同時に非常に古い、且つ其の本質に於て地方的經濟に基く農民的の相隣關係的考へ方及び活動に依存するけれども、併しながら全く時代に適應

せる素材に想ひ至るのである。而して茲に於て、吾人は既に久しい間崩壞に任せて顧なかつた古い農業共同團體に期せずして想ひ及ぶであらう。且つ茲に於て變化せる時勢と矛盾しない程のものは悉く救はれ維持せられるであらう。牧野にあつては即ち正に斯くの如くであらねばならない。何故ならば牧野經營は個人經營の範圍を遙かに超ゆる土地面積を必要とし、従つて其の本質上組合團體を必須のものとするからである。既に此の文の初めに述べたやうに、牧野は山岳地方に於ける經濟生活の基調をなすのであるから、従つて我が國の牧野組合團體の維持及改革は正に將來の全牧野政策の樞軸を形造る。——此の困難な問題の上記の特に詳細な検討は實に右のやうな思慮に發したのである。

吾人は此の故に就中、現在する共同團體の基礎を確固たらしめることに依り、即ち共同團體所有物の賣買及び分割を困難ならしめることに依り、今日尙ほ現在する共同團體を古き共同精神の最後の場所として、維持するやうに試んであらう。併しながら次に吾人はまた外來の諸事情の侵入を極力防止することに依つて、共同團體の内部的解體を、少くとも吾人が現存共同團體を、凡ゆる組織問題(故に事情に依つては團體の制限及び自由)の規定に正常な場所を與ふる所の定款又は規約を有する時世に

適せる組合團體(牧畜組合團體及び採秣組合團體)の形態に變化せしめ得るに至る迄、阻止しなければならぬであらう。大多數の場合に於ては、相隣者の排除は組合持分の競賣に當つて組合成員の先買權を設定することに依つて達せられるであらう。併しながら、吾人は暫定的保護手段として純粹の農業共同團體(つまり個人主宰の組合團體又は共同所有でなく)の成員の所屬土地からの解除をも亦嚴重に取締まり、かかる解除には其の都度當局の承認を必要とするやうに定めるべきであらう。承認を與ふるに當つては、當該土地の需要をも顧慮し、此需要が持分權に相當する用益分より小なるときに限つて分離を適當と認むべきものである。需要と權利との間の一致を全然保證しない(何故ならば、土地の状態及びその需要は變化するので、斯のやうな一致は單に大きさの變化する持分に於てのみ可能であらう)所の此の制限は兎にかく單に偏つた制限ではあるが、——持分と土地所有權として規定する小範圍の農場の復活(例へばチロルに於ける如く)の場合は除いて——現今適用せられてゐる農業法に依るものより勝れてゐるのである。此の制限の目的は個々人の土地の利害のための農業法的目的でなくて、成員を能ふ限り場所及び經營を共にする組合員に制限することに依つて、共同團體の保護を爲す所の相隣關係的目的なのである。

其の故に外來者は多數の或は場合に依つては絶對多數の同意がなければ持分權を獲得出來ないやうに定むべきであり、斯くして此の權利が土地とは無關係に獨立した商品として取扱はれ従つて無制限な再分割及び完全な分散に陥るといふ危険を除去すべきである。此の再分割及び分散が可能であつたために、或一定の持分に相當する利益が上らなかつた無統制な共同團體に於ては、凡ゆる共同精神の破壊が早められた。と言ふのは凡ゆる持分權が共有地の濫用に對する充分な看板となつたからである。

併し既に此の事實から、共同團體の外部的防衛でなくて内部的秩序が常に主要事であらねばならぬことが明瞭となる。ここに於て、既に述べた整理法が、その數字的持分決定は舊き土地共同團體には適しないとはいへ、永續的改善の基礎を提供する。兎に角、法律的な定款又は規約に依つて共同團體に必須不可缺である組織が遂行され、整理規定(これは各成員に對して持分權に相當する所の、總收益の分前を保證する)に依つて個々人による濫用が豫防せられる。用益は共同團體所有土地の永續的収益保持を基として定めらるべきである。併しながら法律に存する本來の業務規定は山林土地に關してのみ設けられてをり、牧野及び其他の共同團體所有土地に關し



ては設けられてゐない。此の規程は無論長短區々の經營期間適用せられ、其の期間の經過後は再び改正され或は少くとも修正され得るし、共同團體所有林にあつては事實斯く規定せられてゐる。併しながら共同團體平地牧野及び共同團體高山放牧地(此の名稱は一般に整理法中に見えない。)にあつては法律は整理規定の唯一回の適用を以つて満足してゐる。併しながら収益及び従つてまた用益は、可變的な大きさを有し、其故に規定は各成員に與へられる「使用分」を固定し得るけれども、収益及び經營方法を永久に固定し得ない。此の故に管理及び持分に對する各個人の契約に基く権利が侵害せられない限り、共同團體は業務方面に於ける規定を獨自に變更し得るのは自ら明かである。此の故に法律に於て、所管應の同意を要するものとして定款又は規約の變更のみを認め業務規程の變更を認めないのは——全業務整理を空虛なものとなす處の一の缺陷である。此のやうな状態にあつては、整理計畫は多かれ少かれ從來の(屢々非經濟的な)利用方法の純然たる形式的且つ機械的固定化の水準に墮せざるを得なかつた。各整理が其の任務となすべき經濟的改革事業は、此のやうな事情の下にあつては到底不可能であつた。

故に此の點に主力を注がねばならなかつたのである。即ち各整理が永久的に固

定する「事業」をでなく寧ろ永續的な業務規程を意味するやうに法律を以つて定めなければならなかつた。従つて整理に當つては、規定の唯一回の設定を爲して當事者をして常にその變更を可能ならしめるのみに止まらず、進んで將來のために規定を設くる必要がある。併しながら、此の事は唯共同團體を所管應の管理の下に従屬せしめ、整理規定を週期的に訂正することに依つてのみ達せられる。斯くて此の整理規定は眞正の意味に於て業務規程となるであらう。

此のやうに各共同團體を官廳の管理下に置くことに依つて更に大きな利益が生ずる。即ち官廳は、業務規程の諸規定以外に、緊急の場合には共同團體に對して土地保持並びに之に類する緊要な仕事及び缺陷矯正の任務を課すことが出來、或は牧野の經營を強要することが出來る。何故ならば如何に勝れた規定と雖も、萬事を豫見することは出來ず、又如何に勝れた定款又は規約と雖も、斯様な規定を爲すには多數決に依つてのみ可能であり——而して多數決なるものは經營上の進歩に取つて必ずしも正當な保證を與へない事は恐らく何等の證明をも必要としないであらう。故に國家が權力を以つて最悪の場合には、斯様な經營上の緊要事の遂行を強制的に援助する一事あるのみである。勿論此のやうな管理規程及び強制規定は常に面白

からぬ反面を具へてゐる。是等の規定は、他の凡ゆる教化的手段が役に立たない時、非常に「上手」に、言はゞ不本意的に使用せらるべきである。茲に於ても亦、就中土地改良及び積極的振興政策を必要とする共同團體の經濟的隆盛の結果、強制手段は漸次に除去せられ、單に公けの利害に取つて避くべからざるものに制限せられるに至るであらう。

上記の事柄は實にケルンテンに於て現はれ、農業協會の幾多の商議及び協會の専門誌、更に州議會及び幾多の調査に於て徹底的に闡明せられた活動である。

此の場合にも亦、農務省は就中「持分權の規律」といふ困難な問題に於て、法律的規律の先鞭をつけた。即ち農務省は千九百四年度に於て、司法省と協議せる後多くの州委員會及び特にケルンテン州委員會に對して、「各共同團體持分の權利土地に對する密接なる關係の保持」を特に課した所の基本的訓令(千九百四年度七十七行)を發布した。

農務省は更に關係諸省(殊に司法省)と協同して、上述の訓令に基き州議會に於て代議員ワルトネル博士に依つて、「向後の討議の基礎として」提出された草案(千九百五

年度修正案)の作製に協力した。斯くて此の規定も亦前節に於て述べた、土地改良保持規定及びその維持管理に對する規定と共に、次章に述べる「州牧野法作成の要綱」に於て、農務省に依つて完全に採用せられ、從つて奥太利牧野政策全般に亘つて決定的意義を有する。ケルンテンに於ては、此の規定は概して牧野法の規定から分離され「分割及び整理法補遺(農業法附則)」として州議會に提出され採用された。(千九百七年十月。七六頁參照)此の分離に依つて「要綱」の二三の變則が生じた。即ち先づ第一に之に依つて、「持分權規定」が高山放牧地に對してのみならず、更に(平地牧野と竝んで)山林共同團體に對しても適用せられるといふ利益が得られた。郡廳(又は農務廳)は「農業共同團體ノ經營一般ヲ管理シ整理規定ノ遵守及び共同設備竝ニ改善を管理スルノ義務ヲ有ス」(附則第十四條)となす規定も亦凡ゆる種類の共同團體に適用されるのである。併しながら、牧野經營に際して遂行すべき仕事を、牧野所有者及び官廳に對して促すべき牧野規定の設定に依つて、牧野經營は輕視されることなく却つて其の特殊の意義が明かとなつた。即ち上記附則第六條に曰ふ。

「千八百八十五年七月五日州公報第二十三條法律第七十二條乃至第八十條ニ基ク牧野共同團體ニ關スル整理規定(牧野規定)中特ニ左記ニ關スル規定ヲ設クルモノトス

- 一 土地ノ保持
- 二 土地ノ手入(灌溉及開溝、塵埃及砂礫ノ除去、開墾及雜草驅除、肥料ノ保續及施肥)
- 三 經營改善(道路設備、搾乳給水、家畜番小屋及厩舎、病畜分離ノタメノ隔離場所等)
- 四 土砂崩壊及墜石ニ對スル對策
- 五 牧野樹林及ビ日除場所竝ニ庇蔭樹ノ保護
- 六 特殊經營殊ニ共同團體ニヨル特殊經營ノ促進及ビ必要ナル場合ニ於ケル貸ノ規定
- 七 家畜飼養、輪換飼養及ビ牧夫
- 八 飼料及ビ肥料散逸ノ防止
- 九 必要ナル場合ニ於ケル肥料貯藏
- 十 緬羊飼養及ビ山羊飼養ノ制限
- 十一 雪害排除

最後に第八條に定められてある共同團體所有物の賣却及び擔保の禁止はケルンテンに於ては高山放牧地のみならず平地牧野にも適用せらる。

農業法改正法律其の他の内容は(後に述べる所の處罰權の變更に關する増補第十五條乃至第二條——を除き)「要綱」の相當規定と本質的に一致してゐる。

#### 第四章 「要綱」及ビ最新州牧野立法

ザルツブルグ牧野法は、奧太利牧野政策に對する第一歩としての功績はあつたとは言へ、併しながら保護に關する方面が消極的に失したため、明かに不完全の誹を免れなかつた。併しながら、正に此の内部的缺點が外部的に一の激勵の力を與へた。何故なれば、其の内容は理解し易く従つて效果的な合言葉に要約されたからである。既に千九百六年ザルツブルグ草案がザルツブルグ及ビリンツに於ける農業會議の席上各方面の同意を得、且つ他の諸州に對しても推薦されたのは、無論此の合言葉に負ふのでなくて寧ろ我が國牧野保護の必要の徹底的闡明に負ふてゐた。とは言へ州立法が此のよき模範を單に複寫するに止まり、斯くて此の保護を再び單に強制規定としてのみ施行して積極的經營助成手段として施行しなくなる危険があつた。既に千九百七年三月に於けるスタイエルマルク州議會は其の一例である。即ち此の議會に於ては、ザルツブルグの(而も舊訂に依る)保護法と逐一同様な保護法が採用せられた。反之、北部奧太利の州議會に於ては、同じ會期(千九百七年二月)に提出され決定された其の草案に於て保護法が決定されたけれども、それは經營強制を「所有權

の甚だしい制限」であるとして、排除し「處期の目的、即ち牧野の可及的維持はまた法律其の他の規定及び計畫中の、又は既に着手された牧野經營助成手段に依つて達せられる」であらうといふ先見の明ある附言を爲した。

一層積極的であつたケルンテン案も亦整理法の單なる補遺であるに過ぎず、包括的な牧野法の作製に對する要求を充たすに足りなかつた。

就中廣義に於ける牧野經營全體即ち高山放牧地家畜飼養を包括する基礎、全問題を包括する政策が依つて以て樹立さるべき基礎が缺除してゐた。所謂「肉の缺乏」に促された千九百六年十二月十二日三萬八千四百十一行農務省令は此の基礎を與へた。此の省令を以つて農業の利益のため並に消費民衆のため單に質的のみならず量的の牧畜振興に對する手段が企圖せられた。かゝる手段として特に「飼料地の設定及び高山放牧地に於ける飼養又は幼畜の飼養の復活に依る、更に家畜飼養農場の設定に依る飼料生産の増加」其の他が擧げられる。計畫せられ且つやがて實際に發布せられた山林並に國有地管理に關する勅令(一三〇頁參照)は之と密接な關係を有した。此の法令は公有及び國有土地を牧野として、可及的廣範圍に利用すること規定してゐるのである。

之を以つて、官廳及び立法當局の牧野政策に關する規定が全て目指す所の目標、即ち牧畜の振興といふ目標が表明せられた。最早や「牧野の保護に關する法律」のみを云々することは許されず、進んで法律の題目には之と並んで「並びに牧野經營の振興に關する」と附加せられねばならなかつた。

其の後間もなく、農務省に於て凡ゆる牧野政策上の方策(牧野土地改良を含む)及び内閣農事委員會の方策を一の部門に統合する重大な組織事業が行はれ、之に依つて其の取扱及び實施の單一化が根本的に促進された。

千九百七年一月二十七日の法律を以つて、國家代理に關する基礎的法律(第十二條)が變更され、州土地改良事務に於ける立法は全て州議會の權限に一任せられた。従つて、牧野政策上の經驗を單一的な且つ主要事項を包括する所の、各牧野に對する規範的法律の中に取り入れることが認められ、次いで此の規範的法律は常に州の特殊事情に適合せしめられた。遺憾ながら此の問題に關する規定の一部は「州牧野法案要綱」中に採用せられなかつた。即ちそれは牧野改善の國家的援助に關する規定及び牧野所有者に斯かる補助を與へるための條件に關する規定、更に千八百九十三年十二月二十二日瑞西國法律に基く瑞西州牧野改善規定に含まれてゐる如き、其の他の

獎勵方法(牧野巡廻講話獎勵金等)に關する規定である。法律中是等獎勵方法を少くとも簡單に述べることは固より大いに望ましいことであつたが、吾人は州立法を以つて國家豫算に干渉することを欲せず、其の故に國法に依つて決定される信用貸に屬する補助金制度を官廳の任務に一任した。此の故に新牧野法案は殊に牧野改良を既存の事實として前提し、此の問題に於ては單に施行せられた改善の維持をのみ取扱ふに過ぎない。

農務省の作製に係る牧野法案の要綱は、千九百十七年四月農事審議會の特別委員會に於て審議に附され原則として原案の承認を受けた。次で同年五月更に各省會議に於て審議の結果(各州に於ける其の後の調査の結果)に基き改訂を加へて次の如く決定された。

#### 州牧野法案要綱

牧野ノ保護並ニ牧野經營ノ振興ニ關スル……年月日……州法律  
 朕……州議會ノ決議ヲ經テ左ノ法律ヲ制定ス

第一條 本法施行ノ時現ニ牧野タルモノハ其ノ經營ヲ維持スベシ

本法施行後所有者本法ノ規定ニ基キ牧野トシテ新ニ設定シタルモノハ之ヲ牧

野ト見做ス

引續キ牧野經營ヲ行ハズ牧野ノ全部又ハ一部ヲ他ノ牧野經營ニ役立タザル産業ニ轉用シ又ハ通常ノ牧野經營法ニ反シ將來ノ牧野ノ状態ヲ危險又ハ使用不能ナラシムル作爲又ハ不作爲ハ凡テ之ヲ禁ズ

第二條 州廳ハ急迫若ハ國民經濟上ノ事由ニ依リ繼續的ニ牧野經營ヲ廢止シ又ハ牧野ノ全部若ハ一部ヲ他ノ用途ニ變更スル必要アリト認ムルトキハ牧野會議ノ意見ヲ徵シ前條ノ規定ニ除外例ヲ設クルコトヲ得

第三條 牧野並ビニ其ノ經營ヲ監督スル爲州委員會ハ牧野検査官ヲ任命ス

第四條 總テノ公共團體牧野又ハ共同牧野(組合牧野、相隣關係者牧野、利害關係者牧野等)ノ爲其ノ牧野ノ所有者ハ業務規程並ニ定款又ハ規約ヲ作成シ郡廳ノ認可ヲ受クベシ

郡廳前項ノ認可ヲ與ヘントスルトキハ豫メ牧野検査官ノ専門的意見ヲ徵スベシ所有者郡廳ノ定メタル期間内ニ業務規程並ニ定款又ハ規約作成ノ義務ヲ履行セザルトキハ郡廳ハ牧野監督官及牧野委員會ノ意見ヲ徵シ職權ヲ以テ之ヲ作成ス

第五條 第四條ニ掲グル牧野ノ外公金ノ補助ニ依リ其ノ確保又ハ經營振興ノ目的ヲ以テ改良ヲ行ヒタル私有牧野ニ付テモ亦業務規程ヲ定メ郡廳ノ認可ヲ受クベシ郡廳其ノ認可ヲ與ヘントスルトキハ豫メ牧野検査官ノ専門的意見ヲ徵スベシ

所有者郡廳ノ定メタル期間内ニ業務規程作成ノ義務ヲ履行セザルトキハ郡廳ハ牧野監督官及牧野委員會ノ意見ヲ徵シ職權ヲ以テ之ヲ作成ス

第六條 業務規程ニハ永久的ノ全生産能力ヲ基礎トスル牧野ノ利用度竝ニ其ノ利用ノ範圍場所及方法ニ關スル詳細ナル規定ヲ設クベシ

公共團體牧野及共同牧野ニ在リテハ其ノ全使用關係ニ於ケル各權利者ノ使用限度ヲ明カニスベシ又業務規程ニハ混牧林ノ經營、専用牧野ト混牧林ノ分離、林内放牧ノ承認、乾草及肥料ノ輸送、牧野ノ生産力ノ維持増進ノ目的ヲ有シ且ツ其ノ保續管理ニ必要ナル設備、修理及ビ施設ニ關シ特ニ規定ヲ設クベシ

第七條 公共團體牧野及共同牧野ノ定款又ハ規約ニハ管理者ノ選任及職能、用益權者ノ權利及義務、共同財産若ハ各個人用益權、貸貸ノ承認、先買權若ハ加入權ノ設定ニ關スル細則ヲ設ケ且ツ定款又ハ規約ハ總テノ權利承繼者ニ對シテ效力

ヲ有シ業務規程竝ニ定款又ハ規約ヲ變更セムトスルトキハ官廳ノ認可ヲ受クベキ旨ノ規定ヲ定ムベシ

業務規程竝ニ定款又ハ規約ノ内容ニ關スル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 公共團體牧野及共同牧野ノ業務規程竝ニ定款又ハ規約ハ十年ヲ超エザル範圍内ニ於テ職權ヲ以テ再校ヲ爲スベシ

業務規程竝ニ定款又ハ規約ヲ變更又ハ追補セントスルトキハ第四條ニ掲グル官廳ノ認可ヲ受クベシ郡廳ノ職權ニ依ル變更又ハ追補ノ場合ニ在リテハ其ノ記錄ヲ添附スベシ

第九條 公金ノ補助ニ依リ牧野ニ設ケタル土地改良設備ハ其ノ設備築造ニ付キ特ニ契約ヲ爲サザルトキト雖モ補助金交附ノ際補助金ノ額竝ニ施設ノ趣旨ヲ考慮シテ定メタル期間内牧野所有者ハ之ヲ維持スルコトヲ要ス  
郡廳ハ故意又ハ過失ニ依リ維持管理ヲ怠リタル場合ニ在リテハ維持ニ必要ナル命令ヲ發シ全ク又ハ充分之ヲ維持セザル場合ニ在リテハ維持ニ必要ナル勞力ヲ怠慢者ノ費用ヲ以テ供給スルコトヲ得官廳ニ於テ勞力供給ヲ爲シタルトキハ其ノ支拂未済ノ金額即チ共同地ニ在リテハ其ノ持分者ニ歸スベキ負擔額

ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵ス

支拂未濟ノ金額ハ當該牧野ノ土地負擔ニシテ其ノ請求權ノ順位ハ不動産抵當權ニ先ダテ公租及ビ公課ノ後ニ位ス尙牧野ノ上ニ千八百六十九年五月三十日法律(官報第九十三號)

第二十三條ノ規定ニ依ル團體ノ負擔存スルトキハ其ノ負擔ノ後ニ位ス

第十條 郡廳ハ郡内ニ存スル總テノ牧野ノ現況竝ニ牧野經營ヲ概觀スル爲牧野臺帳ヲ作成スベシ

牧野臺帳ニ牧野トシテ記載セントスルトキハ土地總體ニ付テノ一般的性質ヲ以テ標準トスベシ

牧野臺帳ノ編成其ノ備付竝ニ證據保存ノ様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム牧野臺帳ニ登記シタルトキハ其ノ旨土地臺帳ニ記載スベシ

第十一條 本法施行ニ關スル事務ハ郡廳ニ之ヲ委任ス(第二十二條)本法施行ニ付キ各牧野所在裁判管區ニ郡廳ノ専門的顧問トシテ一個ノ牧野委員會ヲ設ク牧野會議ハ州廳ノ専門的顧問トシテ其ノ職務ヲ行フ  
牧野委員會ハ牧野所在町村代表者可成牧野所有者及其ノ他ノ専門家中ヨリ選

バレタル委員ヨリ成リ委員ハ議長及議長代理ヲ互選ス同一公共團體ヨリ選出スベキ委員ノ數牧野委員會ノ構成竝ニ業務施行ニ關スル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

牧野會議竝ニ牧野委員會ハ州廳ノ諮問ニ應ジ意見及統計材料ヲ提出スベシ且ツ牧野保護法ノ規定ノ適用ヲ受クル總テノ事項ニ付キ當該官廳ニ動議ノ提出ヲ爲スコトヲ得

行政官廳ハ本法ノ規定ニ基キ決定シタル牧野委員會又ハ牧野會議ノ意見ヲ徵スベシ

第十二條 郡廳ハ業務規程竝ニ定款又ハ規約ノ遵守及公金ノ補助ニ依リ施行シタル土地改良施設ノ維持ニ關シ之ヲ監督スルノ責ニ任ズ

第十三條 郡廳ハ該監督機關又ハ牧野委員會ノ提議ニ基キ其ノ計畫ガ牧野維持ニ絶對ニ必要ナル土地ノ保護管理ニシテ且ツ牧野經營ニ缺クベカラザル施設ヲ目的トスルトキハ所有者ノ同意ヲ得テ必要ナル改良ノ遂行竝ニ第四條及第五條ニ掲グル牧野ノ現況竝ニ其ノ經營ニ關スル障害ノ除去ヲ命ズルコトヲ得前項ノ命令ノ施行ニ付テハ第九條ノ規定ヲ適用ス

第十四條 共同牧野ニ對シ土地ヲ包含スル持分權ヲ有スル者アリト雖モ土地ハ之ヲ有效ニ分離スルコトヲ得ズ

第十五條 共同團體ノ利益權權利地ノ通常ノ必要ヲ超過シ分割スベキ持分權他ノ共同使用者ノ持分權ト合一セザル場合又ハ共同團體ト關係ナキ他ノ土地ト結合セル場合ニシテ且ツ共同使用者ノ多數ガ分割ニ對シ同意ヲ與ヘタルトキハ郡廳ハ當事者ノ意見ヲ徵シ分割ヲ認可スルコトヲ得

左ニ掲グル場合ニ於テハ郡廳ハ認可ヲ與フルコトヲ得ズ

一 分割ノ爲共同牧野ノ經營上有害ナル持分ノ小區分ヲ生ズルトキ

二 分割サルベキ持分牧野經營ノ目的ニ供セラレズ之ヲ他ノ用途ニ轉用スル

コト明カナルトキ

第十六條 本法施行前既ニ各自ノ有スル共同牧野ニ對スル持分權ノ實行ハ本法ニ依リ妨ゲラルルコトナシ

第十七條 前條ノ規定ハ千八百五十三年七月五日ノ勅令(聯邦法律公報第三百十號)ノ施行ニ基キ役權權利者ノ全體ニ對シ土地分割ヲ爲スヲ目的トスル牧野共同團體ノ團體員ニ對シテモ亦之ヲ適用ス

第十八條 團體員本法第十四條及第十七條ニ所謂土地ニ付キ疑ヲ有スルトキハ之ヲ特ニ公ノ帳簿ニ記載スベシ

前項ノ手續ハ司法省農務省ノ同意ヲ得テ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 州廳ハ州牧野會議ノ意見ヲ徵シ共同牧野ノ讓渡擔保並ビニ分割ニ付認可ヲ與フルコトヲ得

第十五條第二號ニ掲グル場合ニ於テハ前項ノ認可ヲ與フルコトヲ得ズ但シ第二條ノ規定ニ基ク場合ハ此ノ限ニアラズ

第二十條 郡廳ハ本法又ハ本法ノ規定ニ基ク行政官廳ノ命令ニ違反シ及認可ヲ受ケタル業務規程並ニ定款又ハ規約ニ違反シタル者ニ對シテ二十クローネ乃至十クローネノ罰金ヲ課スルコトヲ得

十クローネ以上ノ罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハザル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡スベシ罰金又ハ科料ハ十クローネ乃至二十クローネニ對シ一日ノ留置ヲ以テ之ニ代ヘ二十クローネヲ増ス毎ニ一日ヲ加フ留置ノ期間ハ六週間ヲ超ユルコトヲ得ズ



罰金又ハ科料ハ牧野ノ目的ニ使用シ州委員會ノ管理ニ屬スル牧野基金ニ之ヲ充當ス

第二十一條 郡廳ノ處分竝ニ宣告ニ對シ各當事者ハ州廳ニ之ヲ控訴スルコトヲ得尙牧野委員會ハ郡廳ノ決定ニ對シテ控訴ヲ爲スノ權ヲ有ス但シ刑ノ宣告ニ付テハ此ノ限ニアラズ

控訴ニ對シテハ州廳最後ノ決定ヲ與フ

控訴期間ハ刑ノ宣告ノ場合ニ於テハ十四日間其ノ他ノ場合ニ在リテハ凡テ四週間トス

第二十二條 農業共同團體ノ分割竝ニ整理ニ關スル……州法律施行中本法ノ取扱ニ關シテハ農務廳郡廳ノ代リニ地方委員會及州廳ノ代リニ州委員會其ノ事務ヲ行フ此ノ場合牧野委員會又ハ牧野會議ノ意見ヲ徵スベシ

第四條ノ規定ニ基キ行政官廳ノ作成シタル業務規程竝ビニ定款又ハ規約及ビ關係手續ニ付テハ整理ニ關スル法律ノ引用條文ヲ適用ス

第二十三條 本法施行ニ關シ必要ナル規定ハ州委員會ノ同意ヲ得テ州廳命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 本法ノ施行ハ農務大臣、內務大臣及司法大臣ニ之ヲ委任ス

原案は本質的に同内容の法令として、左記の令旨と共に聯邦各州の州廳に送達された。

「朕千九百六年十二月十二日勅令第三萬八千四百十一行ヲ以テ牧畜ヲ質的竝ニ量的ニ振興スベキ活動ノ指導ヲ劃セリ家畜數増加ノ目的ヲ有スル此ノ活動中第一ニ位スルモノハ飼料生産ノ増進及ビ牧野經營振興ノタメ牧畜ニ關スル基礎的規定ヲ改善スルコト是ナリ

朕コレガ爲現ニ牧野タル土地ノ維持竝ニ牧野ノ效果的經營ヲ保證シ更ニ牧野經營振興ニ必要缺クベカラザル土地改良事業ニ法律的基础ヲ與ヘ且ツ土地改良ヲ永續的ニ維持シ保證セントスル目的ヲ以テ牧野法ノ發布ヲ圖レリ

朕聯邦諸州ニ取り效果アル方法ヲ以テ速ニ此ノ問題ヲ解決センガ爲牧野法ニ對スル要綱ヲ含ム所ノ原案ノ作成ヲ促セリ農事審議會ノ特別委員會竝ニ關係諸省ハ之ヲ慎重審議シタリ

朕茲ニ本法律案各……通ヲ聯邦……ニ送達シ其ノ中數通ヲ州委員會ニ傳達セシ

ムルニ當リ聯邦……ノ州土地改良技師一名竝ニ州牧野検査官一名及少數ノ牧野  
 専門家ヲシテ地方的事情ニ基キ本法律案ノ適用及修正ヲ爲サシメ且ツ州牧野法  
 ノ設定ヲ爲サシムルヲ至當ト認ム」

次に本法律案の主要事項に付全體と關聯せる所の詳細なる説明があり、最後に左  
 記の令旨がある。

「聯邦……ハ上述ノ各項ヲ速カニ州委員會ニ知ラシメ且ツ州委員會ガ一層詳細  
 ナル説明ヲ求ムル場合ニハ牧野經營技師ヲ送り説明ヲ爲サシムルコトアルベキ  
 旨ヲ告ゲヨ……朕國家ノ利益ノタメニ本法律案ガ直チニ施行セラレンコトヲ庶  
 希ヒ聯邦……ガ此ノ問題ニ對シ特殊ノ注意竝ニ顧慮ヲ拂ヒ且ツ此ノ問題ノ促進  
 ヲ指導センコトヲ求ム」

此の勅令に令旨に基き、且つ概ね上述の各省委員の協力の下に爲された討議を經  
 て、ケルンテン、スタイエルマルク及び南部塊太利ニッダイトスルライヒの千九百七年度秋期州議會に於て  
 既に州委員會に依つて法律案が提出された。是等法律案は、併しながら單にケルン  
 テンケルンテン(千九百七年十月)及び南部塊太利ニッダイトスルライヒ(千九百八年一月)に於てのみ特別委員會の審議  
 に附され、州議會に於て採決されたに過ぎない。

是等兩案の相違は、ケルンテンに於て二三の規定が「農業法改正法律」として牧野  
 法から分離された事實は暫く措くとしても、六一頁參照、ケルンテンに於てはザルツ  
 ブルグ法の「經營強制規定」(二〇頁第九條參照)が採用されたに反し、南部塊太利ニッダイトスルライヒに於  
 ては、此は提案されはしたけれども特別委員會に於ても全體會議に於ても均しく否  
 決されたといふ點に存する。全體として言へば、上述の勅令に基く所の且つ此の著  
 の前節に於て述べた點を顧慮せる所の要綱の簡單なる審議が、兩案の内容から見て  
 兩案の一致せる部分と見做される。即ち要綱の規定は左の事項に關する

- 一 牧野の保護
- 二 牧野經營の規定及牧野共同團體の組織
- 三 土地改良の保證
- 四 法律の施行、監督官廳及處罰

#### 一 牧野保護規定

基礎法として第一條に現に牧野たるものの經營の維持に關する規定が掲げられ  
 てゐるが、其の際土地臺帳に於て牧野として記載されてゐる土地のみでなく、事實上  
 牧野と見做され得る土地も亦此の規定の適用を受くる。例へば認可を得て爲され

る土地轉用の結果、牧野が新たに成立する可能性も認められてゐるので、法律の効力は斯かる土地轉用にも及ぼされたのである。大體に於て、茲に於てもザルツブルグに於けると同様に、法律の客體の嚴密な確定に關する規定が缺けてゐる。特に「山林」と「牧野」の區別のための、牧野法の施行と並行する仕事は、例へば牧野臺帳作成の際などに常に必要缺くべからざるものであらう。

牧野の維持に對する方法として、第一條には牧野に於て引續き牧野經營を爲さないことを禁じてゐる。ザルツブルグ牧野法に依る經營強制特殊規定は殊更らに「要綱」中には採用されなかつた。併しながらザルツブルグに於けると相似て、千八百五十二年十二月三日官報第二百五十號の聯邦山林法の解釋に従つて原案中に牧野の他の産業への轉用に當つて官廳の認可を要する旨の規定を設け、且つ將來の牧野の状態を引續き危険若くは使用不能ならしむる通常の牧野經營に違反する作爲及び不作爲を禁ずる旨の規定を設けざるを得なかつたのである。

牧野經營の緊急なる状態、貯水並びに平地の維持に對する其の意義、就中全高山地方の國民經濟に對する其の根本的な意義に鑑み、山林に與へられてゐる如き保護が牧野に與へられたのは自ら明かである。勿論急迫の場合、例へば根本的破壊の場合、

或は國民經濟上の利害、例へば保護林の設置から見て充分な事由ある場合に於ては、上述の經營放棄並びに土地轉用の禁止に除外例を設け、専門官廳をして其の許可を決定せしむる。此のために獨特の「牧野委員會」(ザルツブルグに於ける如き)が計畫されたのである。併しながら尙一層組織を緊密にするため「牧野會議」(南部、埃太利に於ては州土地會議)の専門的協力の下に州廳が牧野委員會に代はることが可とされた。勿論此の場合郡廳及び牧野委員會の意見をも徴すべきものである。(第二條及び第十一條)

## 二 業務規程、牧野共同團體の統制

此の二つの問題に關しては、基礎的法として第三條に總ての公共團體、牧野及び共同牧野は官廳の認可を要し、且つ遵守に當つて官廳の監督を受くべき業務規程並びに定款又は規約を設くるを要する旨の規定がある。(第十二條)

公金若くは州金により牧野改良補助を受くる私有牧野も亦業務規程の作成及び遵守の義務を有す(第五條)關係者の怠慢の場合に在りては第四條及び第五條の規定に基き、官廳は該業務規程若くは共同團體の定款又は規約を専門機關の意見を徴して、作成するの權利を有する。

「瑞西ノ二三ノ州及、リーヒテンシユタイン、ニ於ケルガ如ク凡テノ牧野從ツテ凡テノ私有牧野ヲ官廳ノ監督ノ下ニ立タシムルコト能ハザル場合ト雖モ、牧野ノ所有者ガ土地改良ノタメ公金ヲ要求スル場合ニ在リテハ改良ヲ施サレタル牧野ノ經營並ニ施行サレタル改良ノ維持ノタメニスル國家權力ノ干涉ハ此レガ爲愈々大トナルモノナリ」

ケルンテンの原案は、全く又は殆んど全く貸貸家畜を飼養する個人所有に係る牧野にも亦業務規程作成の義務を負はせ、之に依つて私有牧野に對する國家權力の範圍を一層擴大した。此の規定が全く又は殆んど全く貸貸の私有牧野を特に強く制限されるのは、國民經濟の重大な利害に關するからである。何となれば私有牧野は共同牧野及び役權牧野と近似し、而して濫用及び放任の状態に付ても大いに近似してゐるからである。此の故に此の挿入(第五條)は他の州にも亦薦むべきものである。

農業法及び農務廳が存する場合に在つては、共同團體の業務規程及び定款又は規約(第四條)は該法律の規定に基いて作成される(第二十二條第二項)其の場合に在つては業務規程及び定款又は規約の内容は原案の第六條及び第七條に依つて規定せられる。第一には混牧林の經營及び混牧林と主牧地の分離に關する規定は、明か

に牧野經營の利益のために山林縁邊の維持を目的とするものであり特に重要である。次には既に述べた所の(五五頁參照)共同團體員の先買權並びに加入權の設定が特に重要である。

前章に於て述べた所に基き(五七頁參照)公共團體牧野及び共同牧野の業務規定並びに定款又は規約は十年毎に官廳の再校を要し官廳の認可なくして變更すべからざる旨の第八條の規定が生ずる。此は當然第五條に掲ぐる私有牧野に對しても亦規定し得べきものである。反之官廳は絶対に必要なる保持手段及び牧野經營に取り缺くべからざる施設並びに設備を強制的に施行し得るとなす旨を規定したる第十三條は第五條及び第八條の兩者を包括する。(五九頁參照)

最後に第十四條乃至第十八條も亦、牧野共同團體の統制規定に關する、即ち第十四條乃至第十八條は一部分は民衆の間に尙ほ存在する舊農場制度的習慣の強化の目的を以て、併しながら特に共同團體そのものの維持のため、五六頁に詳述した「持分權の制限」に適當の規定を與ふるものである。最後に同じく第一條の保護規定に基く第十九條は共同牧野の賣却及び擔保を分割規定なき場合に在つては其の分割をも官廳の認可を得て行ふべきであるとなす。之に依つて牧野權は農場に依つて保障

され且つ牧野は相隣關係者に依つて保證されるに至るのである。

### 三 土地改良の維持

之に就ては原則として公金の補助を以て牧野の上に施された土地改良設備は、相當期間内補助を受けたる時の所有者之を維持するを要するとなす旨の規定である。

#### (第九條)

「行政官廳ハ専門機關ノ動議ニ基キ若ハ其ノ意見ヲ徴シ維持ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ不作爲若ハ義務履行不十分ナル場合ニ在リテハ維持ニ必要ナル勞力ヲ怠慢者ノ費用ヲ以テ供給スルコトヲ得

從來ノ經驗ニ依レバ公金ノ補助ニ依ツテ施行サレタル土地改良設備ハ之ヲ官廳ノ監督ニ委任スルノミナラズ維持ノ目的ヲ以テ發セラレタル命令ノ實行ニ對スル強制手段ヲモ之ヲ官廳ニ委任ス

茲ニ強制手段ト稱スルハ唯行政官廳ガ維持ニ必要ナル命令ヲ發シ命令ヲ全ク遂行セザルカ又ハ充分之ヲ遂行セザルトキハ維持ニ必要ナル勞力ヲ怠慢者ノ費用ヲ以テ供給スルノ權利ヲ有スルコトニ存ス

行政官廳ノ職權ヲ以テスル強制ニ要スル費用ヲ負擔者支拂フコト能ハザル場合

ニ於ケル支拂未済ノ金額ノ請求權ノ順位ハ之ヲ不動産抵當權ノ前、公租及公課ノ後ニ定メ且ツ千八百六十九年五月三十日官報第九十三號聯邦法律第二十三條ノ規定ニ基ク土地負擔ノ前ニ定ム」

### 四 施行、監督官廳、處罰

「本法ノ取扱ニ對スル基礎トシテ州内ニ存在スル牧野ノ状態竝ニ經營ヲ記載スベキ牧野臺帳ヲ作成セザルベカラズ牧野臺帳ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム(第十條)

牧野ノ位置、其ノ面積、其ノ所有及其ノ重要ナル法律的竝ニ經濟的關係等ヲ含ム總覽表タル牧野臺帳ノ作成ハ其ノ地方ノ牧野經營ヲ概觀スルタメ缺クベカラザルモノナリ

牧野臺帳ニハ認可ヲ得タル業務規程及牧野改良其ノ他ノ爲ニ設ケラレタル總テノ命令ヲ記載シ又ハ記録スルモノトス」

「顧問機關トシテハ郡廳ニ在リテハ牧野委員會、州廳ニ在リテハ牧野會議之ニ任ズ、牧野委員會ハ當該郡ノ可成少數ナル専門家ヲ以テ組織ス、牧野會議ニハ州廳、州委員會及専門家ノ代表者之ニ招集サル監督機關トシテハ數人ノ牧野検査官ヲ置クモノトス(第十一條及第三條)

牧野委員會並ニ牧野會議ノ構成並ニ其ノ成員ノ任務及其ノ權限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

郡廳ノ下ニアル牧野委員會ノ任務ハ就中關係團體ヲシテ牧野經營振興ノタメノ仕事ニ對スル協力ニ興味ヲ覺エシメ且ツ該團體ヲ此ノ仕事ニ參加セシムルニ在リ

茲に於ても亦ザルツブルグ法に倣つて作られた委員會の控訴權(第二十一條)は決定的な意義を有する。

「牧野會議ノ任務ハ就中補助金申請ヲ審査シ國家及州ニ依リ牧野經營ノ目的ヲ以テ許可セラレタル補助金ノ使用及分配ニ關シ動議ヲ提出スルニ在リ牧野會議ハ牧野經營ノ保證及其ノ改良ニ關係アル凡テノ事件ニ付キ州廳ノ顧問タル働キヲナスモノトス」

處罰權をも含む法律の施行(第二十條)は「要綱」に於ては原則として行政官廳に委任せられた(第十一條參照)。其の後農務に關する規定の追加、從つて「農務廳」の存する各州に取つて規範となるべき重大な變更が此の點に加へられた。

用益權法案の各省審議(一〇七頁參照)に當り農務省代表者に依つて凡ゆる新たなる農業政策上の規定(新用益權整理並に用益權分離、整理を受けたる共同團體の監督、牧野保護及牧野改良)を農務關係の官廳に集中する案が提議され熱烈に主張された。併しながら就中これがため上記の特殊な農業政策上の任務を遂行するに必要な時間なく又必要な専門的知識及體驗のない行政官廳の負擔過重は動かすべからざるものであつた。

此の弊害はケルンテンのために農務省に依つて命令された農業に關する整理規程の再校に當つて特に明白となつた。農業法に依れば農務廳は整理規程の作成(牧野規定又は山林規定の作成)を以て、其の活動を止め、而して此の規程の施行は農務廳が之を爲さず郡廳が之を爲したのである。即ち規程に關する正確な知識を有する官廳が之を爲さずして、州委員會に依つて可決された「……整理事務に關する決議書」の複寫を入手する迄は此の整理を受くる共同團體に關して、何事も關知しなかつた所、他の官廳が之を爲したのである。斯かる事情の下にあつては、整理規程は概ね紙上の問題に止まつたことは遺憾ながら明かである。

此の薄弱な職能移動を惹起したのは、恐らく新たな官廳の永久的設立を最初から回避したためである。而して人々は之を回避すると同時に、かかる事業を暫定的な

ものと見做した。これは分割及合體の場合には妥當であつたであらうが、整理の場合には妥當ではなかつた。何故ならば既に詳細に述べた通り(五七頁参照)一時的でなく將來永久に秩序を齎すべき整理は凡て業務規程の官廳に依る永久的監督並に再校を前提とするからである。既に述べた通り、かかる監督並に再校は行政官廳が獨特の監督機關山林警察署に依つて、監督を爲した共有林に關する整理法に定められてゐたに過ぎない。併しながら分割に比して整理が、而も山林共同團體に關する整理のみに止まらず、二三の州(例へばケルンテン)に於ては、時に牧野共同團體に關する整理が主要事となるに及んで、既に述べた趣旨に基く法律(「要綱」第八條)を作成すること、従つてまた既に存し、且つ此の事に適せる唯一の官廳たる「農務廳」に關係事務のみに限らず其の全施行、繼續及管理——或程度の強制手段並に處罰手段をも含めて——を委任せざるを得なくなつた。

從來殆んど農務廳の取扱ふ問題とされなかつた用益權問題に對する農務廳の職權擴張が特に内務省の承認を得て以來、此の擴張分野は農務廳の最も獨特な分野となつた。従つてケルンテン並に南部塊太利ニイダースタルライヒの原案及び「要綱」に於て牧野法施行に於ける農務廳の職權を定むる規定(第二十二條)が挿入されるに至つた、同様にケルン

テン農業法改正法律に於ても亦、行政官廳に委任せられた處罰權(ケルンテン法第九條)を農務廳に委譲する(附則第十五條)整理法變更規定が採用された。これは今や其の他の整理法にも行はるべき一の改革である。

此の權利變更が「農務廳」の存在する各州に取り、如何に利益を齎すかは既に述べた所に依り特に強調するを要しない。ただ此等の州のみが此の目的のために訓練された農業用益權管理廳及牧野用益權管理廳を所有し得るであらう。これは確かに千八百八十三年六月七日官報聯邦法律第九十二條及第九十四條に基き合體若くは分割及整理に關する州法律を作成することを他の州に對して督勵するであらう。斯かる法律の作成は、今日迄單にケルンテン、クラインザルツブルグ及南部塊太利ニイダースタルライヒに於て見られるに過ぎない。

これに依つて、農務廳の權限が確定したのであるから、勿論この爲農務廳の永久的組成が少くとも事實上是成立するのである。特に南部塊太利州ニイダースタルライヒ委員會は既に牧野法案及用益權法案の審議に當り、且つ管區に對する次に示す如き注目すべき通牒に於て、此の事を明かにしてゐる。

「山林用益權及牧野用益權ノ新設定、解除及保持ニ關スル法律案並ニ牧野ノ保護及

牧野經營ノ振興ニ關スル法律案ノ審議ニ當リ職權ニ關スル規定中不明確ナル點アリ即チ關係事務ハ先ツ行政官廳ニ、次デ不充分ナル規定ヲ有スル農務廳ニ活動ノ期間内及「引續キ」委任セラレ居ルナリ

信憑スベキ筋ヨリノ闡明ニ依レバ合體、分割及整理ニ關スル規定ノ取扱ニ任ズル官廳ガ永久的ニ組成セラレ居ラズ單ニ此ノ規定ニ基キテ爲スベキ事務材料存スル期間ノミ組成セラレ居ルガ故ニ上述ノ事情ヲ招ケルモノト思惟サル

然ルニ上述ノ兩法案ニ於テ官廳ニ委任サルル權限ガ一時的ニ非ズ永久的ナルコトハ明カナリ行政監督官廳ハ負擔過重ニテ充分ナル時間及適當ナル農業ニ關スル訓練竝ニ専門的教育ナキニ依リ上述ノ事務ヲ獨特ノ専門官廳ニ委任シタルハ大イニ理ノ存スル所ナリ

然ルニ組織ノ現狀ニ鑑ミレバ此ノ重要ナル事務ハ農務廳ノ活動停止後再ビ行政官廳ニ委任サレ之ニ依テ訓練アル専門官廳ガ消滅スルニ至ルベキヲ恐ル此ノ危険ハ農務廳ヲ永久的ニ組成シ且ツ之ヲ一般的ニ財政々策的竝ニ經驗技術的州土地官廳ト爲スコトニ依ツテノミ除去セラルモノナリ

特ニ牧野經營ノ振興竝ニ促進ノタメ政府ニ附屬スル所ノ牧野検査官モ亦農務廳

ニ編入サルベキナリ單ニ南部<sup>ニイダノオスアライ</sup>太利<sup>ニ</sup>ノミ專屬スル牧野検査官ハ極メテ僅少ノ働キヲ有スベク反之諸州ニ於ケル經驗ニ依ツテ訓練サレタル國家的専門機關ノ效果ハ前者ニ比シテ甚ダ大ナルベシ

故ニ聯邦<sup>ニ</sup>太利ハ千九百七年十二月十九日ノ議會ニ於テ左記ノ決議ヲナセリ  
聯邦政府ハ開院式ノ詔勅ニ基キ土地改良事業ノ利益ヲ永久的組織ヲ有スル農務廳ノ設立及國家的牧野検査官ノ設置ニ依リテ顧慮スベキモノトス

斯くて一見些末事と見ゆる職權問題から愈々廣汎な問題が生ずる。而して其の土臺から土地改良事業全體に對する獨特の國家官廳の設立が正に今日爲されつつある。

此の問題を度外視しても、既にザルツブルグ法と「要綱」とを簡單に比較して見れば後者には如何に重大なる財政政策的内容の増加があるか明かとなる。此の點に於ては、唯第四條乃至第七條(業務規程及定款又は規約)、第八條(業務規程の再校)、第十三條(經營強制規定)、第十四條(共同團體の權利の保護)——つまり前章第二節に於て「牧野共同團體の經營整理及統制」の下に要約されてゐる諸規定を指摘すれば足る。次には第九條「土地改良の保持」を最後には牧野會議の權限の擴張(ザルツブルグの施



行規則に於ける牧野委員會は之に倣つて作られたを指摘すれば足る。此の後者は勿論何等變更を加へられることなしに採用された。何故ならばザルツブルグ法の主要な功績は正しく此の點にあつたからである。此の牧野委員會は農民が官廳と同等の権利を以て發言することを許される一機關となつてゐるのである。

而して此の同じ原理はまた牧野會議の精神を爲す。之に依つて行政的國家權力と職業的要素との幸福な一致協同が齎され、嘗ての警察的取締と「放任」が除去された。

## 第五章 役 權

既に農業共同團體に關して述べた際に、役權共同團體が經營の歷史上農業共同團體と同一の根源を有する旨を明かにした。此の類似關係は牧野に於て、今日尙ほ明瞭に認め得られる。然るに他方牧野共同團體に依る牧野の利用が、他人の土地に對する放牧權に關するものであるか、或は共同團體員全部が土地所有者であるか、の區別は少くとも純然たる牧野を問題とする場合存在しないのである。羅馬法の原理に基く個人的使用は、山林生活者の山林經營上の權利に付ても、高山放牧地に於ける

放牧權に付ても本來考へ得べからざるものであつた。舊き獨逸の「村落法的集團所有」と羅馬法的「用益」との間の本質的差異は、後者が責任者に對して原則として共同使用の權利を許容するに反して、村落法的使用(本來は恐らく凡ての便法であるが後には少くとも牧畜にあつては「個人的使用」が平等なる共用から排除されたことに存する。「領主」に對して許された權利は最初の間は概ね單に狩獵にのみ限られたが、時と共に山林にあつては益々擴張せられて山林所有權となつた。此は今日に於ては、木材の價格の高騰と共に、従つてまた所有者の利益の上騰と共に「山地農」の權利を一層制限するに至つた。

此の數世紀に亘る争ひは、斯くて農民及其の「舊法」の完全な敗北となつて終つた。地主は羅馬法に基礎付けられてゐる私有權の原則に依つて、遂に「山林私有」を主張し植林は單なる「用益權」と化した。

併しながら純然たる牧野にあつては、個人所有擴張に對する上述のやうな利益は存在しなかつた。其れ故に此處には絶對的な用益權としての共同放牧の根本的特質は大小とも何等損はれずに存してゐる。役權牧野の經濟的に不利な状態のため、に共同一般或は權利者の利用を制限する所の強度の共用は、純然たる牧野にあつて

は愈々存在しない。斯くて此處に於ては、役權牧野の惱みの本である所の私有と用益の間の矛盾に起因する直接的損傷は別としても、狩獵を事とし而して専ら狩獵のために爲される(併しながら經濟的理由からではなくて)山林使用の結果、牧野經營は間接的損傷を蒙つた。然るに領主も牧野當事者も經營上必須の費用を支出しやうとはせず、兩者の間の反目によつてその争ひの對象、即ち貧弱な荒廢せる牧野が年と共に益々頽廢して、遂に其の反目は幾多の訴訟となつたけれども經營は少しも爲されなかつた。茲にあつては既に述べた牧野保護及狩獵法の適當な改革と並んで、凡ての純牧野を「權利者」の絶對的共有と爲すこと、即ち所謂用益權解除に依つてのみ決定的改良を爲すことが可能である。

併しこれは比較的稀にしか爲されてゐない。純然たる高山放牧地と山林との中間土地即ち混牧林及び林内牧野にあつては事態は一層よろしくない。此の高山放牧權問題と山林地に於ける山農の他の權利に關する問題は、高山地方の農業狀態に取つて死活問題である。勿論牧野經營及び牧畜と直接關係あるものは、放牧權及び乾草栽培權であるに過ぎず、而して植林は牧野經營と何等の關係もない。併しながら若し吾人が牧野建築物に必要な木材需要及び燃料需要並に牧野經營に必要な

な用材(勿論木材以外の材料に依つて一層よく補はれ得るであらうが、垣、槽、導管等)を考慮に入れ、且つ序言に於て述べた觀念に従つて木材、燃料材及用材の需要を有する平地經營を單に高山放牧の附隨事と見做すならば、奧太利牧野政策を包括する叙述に於て、牧野土地に於ける役權問題を取扱ふことは正に當然である。況んや凡ゆる「農業問題」中最も古き此の問題の解決に對する實際的——政治的試みの對象として牧野役權のみならず、山林役權問題が在つた場合は尙一層然りである。

茲に於ても亦最初には地方的活動が爲されたが、政府は之を遂に包括的な廣範な活動となした。長期に亘る、經過惡き努力及び最近生じた絶望狀態に拘らず、更に此の問題を倦むことなく取扱つたのはケルンテン及北部奧太利オーストリアの二州の功蹟である。ケルンテンに於て、既に千八百八十年代に此の問題の解決を倦まず繰返し取扱つたのは、代議員シュタインウエンデル博士であつた。次で彼の活動に依つて、ケルンテンに於て州委員會の包括的向上に基く州議會(千九百四年)に於て、「役權確認及役權協定」に關する法律案が採用された。

當時の州知事エーベンホルツ博士に依つて、作成された北部奧太利州委員會の州議會への報告書に於ては上述の草案の場合より一層詳細に此の問題が取扱はれた。

(千九百六年十一月)茲にあつても現在の情勢に對する力強き一般的な不平を開陳せる各地方に於ける振興が最初に説かれてゐる。此等の不平は、單に經濟的逼迫を指すのみならず尙ほ農民の愛國心に對する道德的危險をも指示してゐた。此の故に切に援助が必要とされた。

これが此の報告の動機である。

先づ最初により良き状態に到らんがため此等の權利關係の根源及びそれから發した多種多様の係争に關する歴史的考察が爲される。

それに次て次の如く述べられてゐる。

「千八百四十八年は此の問題を根本的に解決せんと欲するかに思はれた。千八百四十八年九月七日の勅令第七條には次の如く約言されてゐる。「植林權及放牧權ハ本來之ヲ廢止スベキモノナリ」千八百四十九年の勅令には之に關する州法律が企圖せられてゐる。

併しながら、千八百五十三年七月五日の決定的な勅令(官報第三百三十號)は政府の見解に於ける徹底的變化を示してゐる。即ち役權の廢止でなく、却つて其の解除若は整理が説かれてゐるのである。

千八百五十三年七月五日の勅令の施行には數十年を要した。千八百七十年代の末葉に大多數の國有土地に於て、施行せられた。其の効果は大略左の通りであつた。「義務者に取つては、解除は其の土地の役權からの解放であり、所有地の解放であつた。義務者は分離に對して何等不平を訴へなかつた。義務者が權利者の所有地に委讓した土地は比較的僅少であつた。土地の代りに支出された資金も比較的僅少であつた。

權利者は之と事情を異にしてゐた。權利者の不平は大であつて、それは凡ての國有土地に於て同様であつた。解除資金は僅少である、計算は不利である、との不平であつた。貨幣を以つて、解除する場合には權利者の經營が損はれる場合にも亦、これが爲されたとの不平であつた。

役權は辛ふじて其の價値の五十分の一を以つて分離され、解除資金は唯一年間の歳費を充すに足らぬとの不平であつた。併しながらまた是は甚大な一般經濟的不利をも齎した。即ち委讓された土地は間もなく全く疲弊し、農民は貧困に陥つた。

其の子孫は解除土地中最早や何も所有がなくなつた。

解除に對する不平が、既に斯くの如く大であつたとするならば、整理に對する權利

者の側からの不平は尙一段と大であつた。整理が行はれたにも拘らず、権利者は全く義務者に左右された。義務者は権利者に對し、其の使用權を無價値なものたらしめ又嫌忌すべきものと思はしめた。而も其の法律形式に牴觸することなしに斯く振舞つたのである。今日に於ける不平は、實に此の點に存するのである。

是は本來左記の諸事項である。

### 一 植林權

他の多くの不平と並んで特に、樹木が不利な場所及び不利な時期に指定されるといふ不平が叫ばれてゐる。木材取引に依つて近在の山林は次第に消失し、植林権利者は木材運搬費用のため木材價格が無になるやうな低地に次第に追ひ遣られるに至るのである。

### 二 放牧權

家畜飼養は巨大な意義を有し且つ非常に緊要であるに係らず、放牧權は殆んど全く無價値なものとされてゐる。家畜番小屋の直ぐ傍らに、言はば厩舎と接して植林が爲される有様なのである。飼養は困難となり必要な監督のために費用を要し、家畜數は制限せられる。然り放牧權の設けられてゐる土地が、此の放牧權あるにも係

らず第三者に賃貸せられてゐる。全牧野及役權牧野には樹木が植えられ、二十年間に亘る禁獵期が命令されてゐる。事實に於て斯かる地方に於ては、乳牛の状態も退歩してゐる。

今日に於て事態は以前より一層悲惨である。今日係争が更に激しくなつた原因は、一方では木材(義務者の利益の對象)が價格上騰し、他方では家畜飼養(権利者の利益の對象)が従前よりも良き産業となつたことである。

係争は一般者にとつても亦不良な結果を生じつつある。

農業經營の退歩は大部分所謂「整理された」役權の存在に係つてゐる。

州議會は度々此の問題を取扱ひ、大いに世人に訴ふる所があつた。例へば千八百六十一年、六十三年、六十四年、六十五年、六十六年、六十九年、七十二年、八十四年、八十五年、に於ける北部塊<sup>ノースウエスト</sup>太利州議會、千八百六十一年、六十三年、七十年、七十一年、七十二年、七十三年、七十四年、七十五年、七十八年、八十年、八十一年、八十二年、八十三年、八十四年、八十五年、八十六年、八十七年、八十八年、八十九年、九十年、九十一年、九十二年、九十三年、九十四年、九十五年——九十六年に於けるザルツブルグ州議會、千八百六十一年、六十三年、七十五年、七十七年、八十三年、八十四年、八十五年、八十六年、九十四——九十五年、に於けるスタエ

ルマルク州議會、千八百六十三年、八十六—八十七年、八十七—八十八年、千九百年に於けるケルンテン州議會、次にチロル、フォルアルベルグ、クライン、ベエメン、シレジア及びガリチア州議會に之を見るのである。

此等の事實は訴へが無根の事實でないことを證するものである。計畫の絶え間なき失敗は延いては活動の絶え間なき停止を惹起した。斯くて此の問題は今年十月二十七日のリンツ農業會議に於て更めて問題とされ、而して高山諸州の代表者達は何等かの成功を收むる迄は決して休止しない、といふ悲壯な決心をなした。

故に只今は州議會が其の聲を大にして叫ぶの時である。吾人は何等の誇張なく次の如く斷言するを得る。山林役權及び牧野役權の問題は祖國に關する問題である。此の際貸與される山林及び牧野が、本來何人に屬してゐるかは問ふ所でない。次の各項は此の場合取り得べき方法を示すものである。

- 一 整理舊法の修正並に補遺
- 二 權利者の保護
- 三 役權分離の促進

先づ第一に政府は權利者が容易に其の役權を行使し得るやう山林監督を爲す任が務ある。

立法的活動は之と並行して爲されねばならぬ。

此の後者(立法的活動)は種々の種類に分たれるであらう。

此の方面に於ては、勅令第五十三號の規定に基き修正が爲されねばならぬ。即ち整理舊法の諸規定が此の勅令の趣旨に沿へるものであるか否かが検討されねばならぬ。また反對の場合には、舊法の補遺が爲されねばならぬ。若しも整理に依つて役權が縮小される場合、例へば役權が本來役權ある土地の充分なる部分に制限されず、此の土地の殘餘地に役權なき場合には、此の弊害は除去されねばならぬ。

また植林權及飼料栽培權が木材引渡請求權及び飼料引渡請求權に變更されることは、權利者及義務者に取つて利益であるか否かは大いに熟慮すべきである。

現今に於ては、權利者は、自己のため一定の契約の下に自己の手を以つて、山林から木材及乾草を持來る權利を有する。

變更に依れば役權は物的權利となり、此の物的權利に基き權利地の各所有者は毎年一定量の木材及乾草を權利者に提供することとなる。此の變更は兩者の側に取

り大なる利益となり、特に義務者の利は直ちに明かとなるであらう。即ち義務者は其の山林の支配を拘束せられず、且つ森林監督の必要がなくなり、經營は一層自由となるであらう。

併しながら此の方法にはまた不利の點があることは否み難い。燃料材の代りに炭、乾草の代りに棉花、泥炭及其の他のものを以つてする所の、森林生産物の代りの代用品を権利者に提供することを云々する者が多い。若し此の事が實際に行はれ且つ結果が良いならば、これは山林の國民經濟的保護となることは否み難い。

併しながら権利者は燃料のための炭を以つて事足るものでなく、例へば新たに竈或は暖爐等を作らねばならぬであらう。また乾草の點に關して言へば、義務者は一層困難を感じる。即ち義務者は乾草を直接金に換へることは出来ないのである。乾草の價を其の代用品の價と換算することは容易でなく、また山林土地に對する天然肥料としての乾草の價を見積ることも容易でない。

此の故に次の事が爲される。故意に依る伐木の禁止、業務規程の設定に依る所有者の利益整理、保護地の設置に關する規定、木材竝に乾草の指定に關する規定、此等の規定に違反せる場合の處罰竝に損害賠償。

上述の規定に依つて、権利者は大いに保護され、役権解除は権利者に取つて苦痛でなくなるのであるが、併し一方に於て義務者に取つては、依然として苦痛である。何故ならば一般的に言へば同一の對象に對する役権と所有權の對立は常に面白からざるものであるからであり、特殊的には役権讓渡の自由が嚴格に取締られれば、愈々是は役権土地の所有者に取つて苦痛となるからである。

今日尙ほ一般に解除され得ない役権が、數多く存するのは解除すれば主要産業が甚だしく危険となり或は土地改良上の障害を來すからであるのは明かである。併しながら整理の當時に既に解除せられべきであつた役権、或は後に至つて漸く解除せられた役権も亦數多く存する。

今日にあつては斯くの如きことは黙過すべきでない。何故ならば、今日の事は山地農の土地使用の保護に關するものだからである。

此の故に今日に於ては、州議會は州委員會の意見に依れば、二つの任務を有してゐる。

第一には政府を極力督勵すること、山林役権及び牧野役権の問題の法律に依る規定が爲される迄直ちに國家的竝に個人的山林管理を促すこと、権利者のために役権

の利用を何等の損害を與へることなく可能ならしめること及び此の際就中権利者の主要産業を顧慮すること。

第二には法律案を作成すること。此の法律案は左記の目的を有する。

- 一 権利者の役権利用の保護
- 二 整理舊法の修正並に補遺
- 三 解除の促進

此の最後の法律案は、併しながら之を將來のために留保すべきである。

既に解除されたる役権に對しては、上述の規定は無論何等拘束する所がない。

凡て上記の事柄は州議會の偉大なる社會的な且つ愛國的な任務を成すものである……。

右には單に二三の引用を以つて指示したに止めた豊富な内容を有する此の報告には、更に申分なく作成された法律案が添へられてゐる。而して是は左記に關するものである。

A「山林用役權及牧野用役權に關する整理舊法の修正並に補遺」

B「山農の用益權の保護」

上に引用した「州議會の任務」の第一のものは、政府自身によつて其の後間もなく可及的に果された。即ち農務省は既に着手した牧畜振興の爲の活動(六五頁参照)の繼續として、今世紀の初頭に於て特に山林及國有土地に對して牧野經營の爲、國有土地徵集を爲す旨の勅令を發した。役権關係の規定を牧畜振興といふ見地の下に於て爲し且つ之が爲に牧野土地改良を意圖する所の此の勅令(千九百七年一月四日)は其の内容左の通りである。

朕種々ノ事情特ニ農業ノ利益關係ノタメ牧畜ノ經濟的意義頗ル重要トナレルニ願ミ此ノ産業ノ振興ヲ朕ガ特殊ノ配慮ノ對象ト爲スニ至レリ

朕茲ニ於テ國民經濟上ノ要求ニ適センガタメ牧畜ヲ向上シ或ハ飼料栽培ヲ保護シ以テ必要ナル準備的活動ヲ爲セルナリ

朕此ノ目的ガ凡テノ利益ヲ損ハザル方法ヲ以テ専門的國家機關並ニ農業協同團體ノ協力ノ下ニ達成セラレンコトヲ期ス

此ノ特殊産業ニ於テモ亦上述ノ如キ問題ノ解決ニ協力スルハ國家的管理機關ノ義務ナルハ自ラ明カナリ牧畜ノ振興ハ第一ニ牧畜業ノ所有スル牧野並ニ飼料栽培地ガ自由ニ使用シ得ラルルコトニ存ス

朕此故ニ牧野經營ノ振興ヲ圖ルニ當リ特ニ國家ノ管理下ニ在ル土地ノ徵集ヲ促スヲ以テ主要事トナス此ノ故ニ國有土地竝ニ公領ノ管理者ハ其ノ管理スル山地ガ牧野竝ニ飼料栽培地トシテ廣ク且ツ目的ニ適セル方法ニ依リ牧畜ノタメニ使用セララルルヤウ考慮スルコトヲ要ス

第一ニ考慮スベキ土地ハ牧畜ノ利益ノタメニ役權ヲ具ヘタル土地ナリ 役權者ト國家的土地管理トノ間ノ關係ノ規定ニ關スル今日未ダ一般ニ解決セラレ居ラザル問題ハ之ヲ能フ限リ上述ノ見地ノ下ニ於テ解決スベシ 此ノ事ニ當ツテハ國有土地竝ニ公領ノ利益ハ特ニ山林關係ニ於テハ之ヲ凡ユル損傷ヲ蒙ラザルヤウ保護スベシ 又他面ニ於テハ國內ノ牧畜ノ存在條件ニ對シ現在ニ於ケルヨリモ大ナル考慮ガ拂ハルル場合ニ在リテモ上述ノ前提ガ如何ナル程度ニ於テ實現シ得ラルルカニ關スル問題ヲ詳細ニ研究スベキナリ常ニ役權者ト國家的管理トノ間ノ關係ノ規定ニ當リ偏見ナキ實際手段ガ用ヒラルベキモノトナス原則ヲ忘ルベカラズ

此ノ意味ニ於テ山林經營的方法(伐木、垣建造)ヲ必要トスル牧野經營ハ向後特ニ高山地ニ於ケル山林ノ維持ニ取リテ絕對ニ緊要ナルトキニノミ之ヲ制限スベキナリ

又牧畜竝ニ飼料採取ニ役立ツモノニシテ而モ之ニ關シテ何等ノ法律的伐木令又ハ官廳ニ依ル伐木令ナキ土地ニ在リテハ經濟的若ハ土地改良技術的關係ヲ充分考慮シテ適當ト認メタルトキニノミ伐木スベキナリ

一般ニ放牧ハ山林經營ヲ損傷セザル場所ニ之ヲ爲スベシ 特ニ幼畜ノ飼養ニ當リテハ山林土地ガ久シキニ亘リ何等不利ヲ招カザランコトヲ重ンズベシ 一般ニ役權者ニ對スル關係ヲ判斷スルニ當リテハ其ノ舊法ニ基ク權利ヲ保護スルニ止ラズ山林ノ立場ヨリ觀テ適當ト認メララルトキハ牧野經營ノ利益ヲ保護スベキナリ

朕種々ノ理由ニ依リテ生ジタル國家ノ牧野經營ノ衰微ノ結果牧野經營ニ當リ考慮スベキ土地ガ大部分之ヲ牧畜竝ニ飼料採取ノタメニ徵集スルコト甚ダ困難トナレルヲ觀ル

朕此ノ故ニ役權ヲ具ヘタル牧野ノ一定ノ改良ヲ施行スルコトノ急ナルヲ惟ヒ其ノ利害關係者ニ補助金ヲ與ヘ以テ補助ヲ爲サント欲ス

役權ヲ有セザル牧野ハ國有土地竝ニ公領ノ管理機關ニ依リテ現在代償ヲ以テ經營者ニ委讓サレツツアリ 然リト雖モ國有土地竝ニ公領ノ管理機關ニ依リ管理



サルル牧野ノ契約ニ依ル使用ハ之ヲ適切ナル方法ヲ以テ促進シ以テ困難ナル牧野經營ノ條件ヲ輕減スルヲ可トス。茲ニ在リテモ亦一定ノ土地改良ハ避クベカラザルモノナリ。

朕斯ル施設ニ取り必要ナル費用ヲ國家ノ豫算ヲ以テ支出スルコトヲ辭スルモノニ非ズ。

朕國家的管理ノ下ニ在ル土地ガ牧畜ニ對シ將來ニ於テ特ニ價值アル役割ヲ爲シ能フコトヲ信ズ。又是ハ個人經營ニ取り善キ模範ト爲ルニ至ルベシ。

朕茲ニ聯邦政府ニ對シ上述ノ管理原則ガ專門的方法ニ依リテ速カニ實行セラレシムルニ於テ努力センコトヲ命ズ。

勿論此の勅令は農業團體の希望及び州委員會の活動に取つて、非常に好都合であつた。併しながら個人的山林管理の權利圈内に干渉することは、固り農務省に許されてはゐなかつた。而して既に此の理由に依つて、凡ての役権ある土地に關する役権問題の法律的规定は依然として不可能であつた。

斯る所に北部塊太利州委員會に依つて提出された二つの法律案は、今や遂に政治の關與する所となつた。此の困難な問題の解決に對する基礎となつた。之に對す

る直接の動機を與へたのは、既に述べたシユタインウエンデル氏草案であつた。此の草案は既に述べた通り、ケルンテン州議會に於て多數を以つて採用されたものである。故に牧野法に於ける場合と同様に、一つの模範法律案を先づ最初に州議會に於て決定されたもの、代りにケルンテンのために作成し、次いで之を他の諸州に適用するといふ方法が選ばれた。アウツセエに於ける農業會議(千九百七年九月十五日)は之が爲に好機會を與へた。此の會議に於て農務省の作成に係り且つ内務省、司法省及び大藏省と詳細に亘つて協議された原案が、牧野地方の選出議員に利害代表者に報告され議員並に利害代表者に依つて滿場一致を以つて承認せられた。(一つの變更が爲されたが、是は後に説くことにする。)次いで之に基いてケルンテン、南部塊太利、スタイエル、マルク、ザルツブルグ及び北部塊太利各州の議會に於て役権草案が先決議案として提出された。而して北部塊太利州に於ては此の成功に當つて、甚だ功勞あつた州委員會がさなきだに新立法に對する主要なる基礎となつた。其の二つの草案を撤回して上述の法律案を提出したのであつた。

次に或る程度の推敲を経て最近に至り起草した模範草案を掲ぐる。

千八百五十三年七月五日ノ勅令(聯邦法律公報第三百三十號)ニ基キ整理セラレ

タル木材、放牧及森林產物ニ關スル請求權ノ設定、解除竝ニ造林者ノ權利保護ニ關スルケルンテン公國……年法律

朕ケルンテン公國州會ノ決議ニ基キ左ノ法律ヲ制定ス

第一條 千八百五十三年七月五日ノ勅令(聯邦法律公報第三百十號)ノ施行ニ基キ整理セラレタル他人ノ森林ニ對シテ木材其ノ他ノ森林產物ノ伐木又ハ分配ヲ請求スル權利竝ニ他人ノ土地ヲ目的トスル放牧權ハ其ノ權利未ダ解除セラレザルモノニ限リ本法ノ規定ニ基キ設定又ハ解除セララルベシ

第一章 設定

第二條 設定ハ用益權ヲ確認ス義務者ニ對シ千八百五十三年七月五日ノ勅令(聯邦法律公報第三百十號)及千九百四年三月三十日ノ州法(州法律公報第十八號)ノ規定ニ基ク關係判決又ハ認可ヲ受ケタル和解ニ依リ確定シタル反對給付ヲ支拂ヒテ之ヲ爲スベシ設定ニ當リテハ整理以後生ジタル事情ノ變更ヲ考慮シ權利地及義務地ノ經濟的要求ヲ斟酌シテ用益權ヲ永續的ニ保護シ得ル如キ種類及方法ニ關スル規定ヲ定ムベシ

第三條 設定ニ際シテハ左ノ事項ヲ定ムベシ

一 森林設權ニ關シテハ

- (一) 木材及枯草ノ採取場所ノ表示ニ關スル事項
- (二) 木材及枯草ノ届出、指圖及採取ノ時ニ關スル事項
- (三) 運搬ニ關スル事項
- (四) 設定文書中ニ採取スベキ森林產物ノ數量、性質竝ニ有償取得ノ場合ニ於ケル產物ノ價格ニ關スル事項ニ付別段ノ規定ヲ設ケズ又ハ詳細ナル規定ヲ設ケザル場合ニ在リテハ之ニ關スル事項

二 牧野役權ニ關シテハ

- (一) 牧野ノ地區ノ一般ノ指示及放牧權ガ造林ニ依リ制限ヲ受ケタル場合ニ在リテハ其ノ地區ニ關スル事項
- (二) 保護ノ時、表示及公告ニ關スル事項
- (三) 家畜水飲場及牧道ニ關スル事項
- (四) 設定文書中ニ別段ノ規定ヲ設ケズ又ハ詳細ナル規定ヲ設ケザル場合ニ在リテハ放牧時期、家畜ノ頭數及種類ニ關スル事項
- (五) 隔障物ノ築造及牧夫ノ設置ニ關スル事項

(六) 道路、畜舎、排水及引水路ノ築設並ニ維持、牧野ノ開拓、改良並ニ保證ノ許可ニ關スル事項

第四條 木材及柴草取得場所ノ確定ニ當リテハ前條ノ規定ニ依リ定メラレタル權利者ノ取得スル森林產物ノ運搬ニ付可成放牧ニ便利ニシテ且ツ支障ナキ場所ヲ選ブベシ

第五條 設定ヲ行フトキハ凡テノ伐木權、材木收得權、柴草採取權及柴草收得權ハ一定ノ柴草又ハ材木ノ引渡權ニ變更サルルモノトス

前項ノ變更アリタルトキハ義務地ノ當該所有者ハ權利者ニ對シ年々又ハ一定ノ時ニ第六條ニ定メタル數量ノ材木又ハ柴草ヲ一定ノ場所ニ於テ引渡スベシ  
第六條 木材並ニ柴草ノ各年ノ採取量ノ決定ハ第五條ノ採取費ヲ除去シ設定文書ニ定メタル數量ヲ基礎トシテ之ヲ爲ス

引渡ニ關シテハ義務地中權利者ノ爲ス貯藏及搬出ニ適スル場所又ハ場所ノ限界ヲ定ムベシ

義務者ハ役權ノ目的物ヲ權利者ノ運搬ニ便利ナル引渡場所又ハ權利者ノ土地ニ於テ引渡スノ自由ヲ有ス

第七條 權利者及義務者間ニ契約成立シタル場合ニ在リテハ他ノ同一目的ニ役立ツ資材ヲ以テ用材ノ賠償ヲ爲スコトヲ得

權利地ノ經營ニ支障ナク且ツ義務者ガ賠償資材ヲ使用シ得ル爲其ノ生産ニ要スル費用ヲ一時ニ賠償スルトキハ義務者ノ要求ニ從ヒ他ノ薪材又ハ柴草ノ賠償ヲ爲スコトヲ得

第八條 設定シタル用益權ヲ義務地ノ土地臺帳ニ登記セントスルトキハ農務廳ハ法律上ノ效力アル整理計畫ニ基ク設定文書ニ依ル註釋ヲ爲スベシ(第二十七條)

第九條 左ノ場合ニ在リテハ第一條ニ規定スル權利ノ全部又ハ一部ヲ有價的ニ解除スルコトヲ得

(一) 解除ニ依リ要役地及承役地ノ主要經營ヲ危險ニ陥ラシムルコトナキト

(二) 解除ニ依リ一般農業ニ關シ著ルシキ損害ヲ生ゼシメザルトキ  
第十條 解除ハ整理文書ニ於テ定メラレタル用益權及反對給付ノ大イサヲ基礎トシテ之ヲ爲スベシ(第二條)

第十一條 解除ハ左ノ方法ニ依リテ之ヲ爲ス

(一) 土地ノ讓渡

(二) 判決ノ確定力ニ從ヒ三ヶ月以内ニ爲ス義務者ノ解除資本ノ支拂

第十二條 放牧ノ爲必要ニシテ且ツ充分ナル牧野面積ヲ權利者ニ交附シ得ル場合ニ在リテハ土地ヲ讓渡シテ森林内ニ於ケル放牧權ヲ解除スルコトヲ得

第十三條 土地ヲ讓渡シテ解除ヲ爲サントスル場合ニ在リテハ解除スベキ土地ニ付テハ其ノ永久的ノ收穫力ニ依リ即チ現在並ニ未來ニ於テ其ノ土地ニ期待シ得ル平均自然收穫ニ依リ解除スベキ用益權ハ充分保護セラルル如キ解除地ヲ選定スベシ

第十四條 義務地ニ設定セラレタル抵當權ハ解除ノ代價トシテ讓渡セラレタル土地ニ隨伴スルコトナシ

讓渡地ノ加除ハ農務廳解除文書ニ基キ之ヲ爲ス(第二十七條)  
其ノ性質上讓渡地ニ附着シ又ハ經營ノ必要ニ依リ新ニ認容シタル土地負擔ハ其ノ評價ニ當リテハ之ヲ加算スベシ

第十五條 土地ノ讓渡ハ承役地ニ付テモ尙ホ必要ナル經營ヲ爲スコトヲ妨ゲザ

ル場合ニ限り之ヲ爲スベク且ツ讓渡ニ當リテハ利害關係者ノ有スル土地ノ利用ニ付テモ出來得ル限りノ考慮ヲ拂フベシ用益權ノ價格ト其ノ代價トシテ受クベキ土地ノ價值トノ間ニ著ルシキ懸隔存シ且ツ當事者間ニ他ニ別段ノ取決メナキ場合ニ於テハ貨幣ヲ以テ之ヲ補償スベシ

前項ノ金額ハ決定後三ヶ月以内ニ之ヲ支拂フベク因ツテ第三者ノ權利ヲ害セザルトキハ當該關係者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

第十六條 森林及牧野ハ通常之ヲ權利者ノ全體ニ對シ不可分ニ讓渡スベシ此ノ如キ共同所有ニ對シテハ共有地ノ分割並ニ當該共有地ニ存スル用益權及管理權ノ整理ニ關スル千八百五十五年七月五日ノ州法(州法律公報第二十五號)及千九百年二月二十一日ノ州法(州法律公報第十四號)並ニ共有地管理ノ暫定的整理及利用ニ關スル千八百九十一年二月十四日ノ州法(州法律公報第十八號)ノ規定ヲ適用ス

第十七條 權利者ノ全體ニ對シ土地ヲ讓渡シ(第十六條)又ハ役權ヲ設定シタル場合ニ於テハ權利者ハ外部ニ對スル代表並ニ共同者内部ニ於ケル共同事務處理ニ關シ規律ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ目的ヲ達スル爲可成權利者ノ希望並ニ要求ヲ顧慮シ規約ヲ作成シテ將來ノ代表ニ關スル制度ヲ確立スベシ  
規約ニハ左ニ掲グル事項ヲ定ムベシ

- 一 代表ヲ任命スベキ者及任命ノ方法
- 二 權利者ニ於テ代表ヲ選出セザルトキハ官廳ニ於テ之ヲ任命スベキコト
- 三 權利者ノ總テノ承繼人ニ對シ本規約ハ遵由ノ效力ヲ有スベキコト
- 四 共同者全員ニ關スル事項ニ付テハ權利者中多數得票者官廳ノ命ニ服スベキコト

五 規約ニ定ムル代表ニ關スル規定ニ違反シタル場合ニ於テ其ノ違反ガ他ノ法律ニ依リ處罰ヲ受クベキ行爲ナラザルトキ並ニ規約ニ基キ代表ニ對シ與ヘラルル統制ニ服セザルトキハ官廳ハ本法第三十八條ノ規定ニ基キ之ヲ處罰スベシ

第十八條 土地ノ讓渡ニ依ル解除ニシテ合目的ニ行ハレザル場合又ハ權利者ノ利用權ノ満足ニ對スル要求ニシテ他ノ方法ニ依リ之ヲ確保シ得ル場合ニ於テハ特ニ資本償却ヲ爲スコトヲ得

前項ノ解除方法ハ義務地ノ現在ノ經營狀況ニ鑑ミ役權取得ヲ保護スルニ適セザル場合ニ限り之ヲ爲スモノトス

第十九條 金錢的代償ヲ以テ解除ヲ爲ス場合ニ在リテハ用益權ハ其ノ年額ニ從ヒ之ヲ評價ス(第十條)

年價額ノ決定ニ付當事者間ニ別段ニ取決メナキトキハ鑑定人ノ鑑定ニ從ヒ權利行使ノ爲要スル費用ヲ除去シタル純價額ヲ以テ年額トス

此ノ場合ニ於テハ當事者間ニ取決メラレタル價額又ハ當該解除ノ行ハルル前十年間ノ地方的平均價格ヲ以テ計算ノ基礎ト爲スベシ地方的價格ナク且ツ疑ノ存スル場合ニ在リテハ其ノ價格ハ通常鑑定人ノ鑑定ニ依リ之ヲ決ス

第二十條 解除サルベキ使用收益ノ年額ニ付テハ第十九條ノ規定ニ依リ評價スル總テノ反對給付ノ年額ヲ除去スベシ殘餘ノ部分ハ其ノ二十五倍ノ見積ニ於テ解消スベキ權利ノ金錢的解除資本トナル

第二十一條 解除資本ハ監督官廳之ヲ國債證券又ハケルンテン州ノ保證スル有價證券ニ投資シ州中央金庫ニ供託ス

所有者ハ只利息請求權ヲ有ス資本ノ引出ハ左ニ掲グル場合ニ於テ之ヲ許可ス

一 権利者ノ承繼人ノ兄弟姉妹ニ對シ相續財産ノ分配ヲ爲サントスルトキ  
 二 解除資本ノ歸屬ノ時ニ既ニ權利地ニ負ハサレタル抵當權ノ滌除ヲ爲サントスルトキ

三 權利地ノ改良ヲ行ハントスルトキ

四 土地ノ購入竝ニ農舍又ハ住家ノ設置等其ノ不動産ノ設置ニ依リ牧野ノ經營ガ容易ニナリ改善サレ又有利トナル如キ施設ヲ爲サントスルトキ

第三章 造林者ノ整理セラレタル用益權ノ確保

第二十二條 役權ノ存スル牧野ニ於テハ農業上ノ理由ニ依リ行政官廳ノ認可シタル場合ニ限り造林ヲ爲スコトヲ得斯カル請求アリタル場合ニ於テハ放牧權者ハ之ニ同意ヲ與フルコトヲ要ス但シ放牧權者當該決定ニ對シ控訴ヲ爲スコトハ之ヲ妨ゲズ

第二十三條 造林ヲ認可シタル場合ニ於テハ(第二十二條)放牧權者ニ對シ他ノ相當ノ牧野ヲ與ヘ又其レガ不可能ナル場合ニ於テハ管理官廳ハ造林前十ケ年間ノ平均牧野利用價值ニ相當スル地代ヲ年々支拂フベシ此ノ地代ハ義務地ノ上ニ記載スベキモノトス

第二十四條 権利者ノ請求(権利者ノ三分ノ一ノ動議ニ基ク多數ノ権利者ノ請求)アリタルトキハ負擔附森林ノ所有者ハ其ノ森林ノ彼又ハ役權權利者ニ依ル利用ニ關シ一定ノ計畫ヲ定メ之ヲ管理官廳ニ提出スベシ

前項ノ計畫ニ對シテハ權利者ハ之ニ同意ヲ與フルコトヲ要ス而シテ尙之ニ對シ異議ノ存スル場合ニ在リテハ充分ナル審査ト鑑定人ノ鑑定ヲ基礎トシテ控訴法ニ準ジテ之ヲ決定ス

前項ノ決定ニ當リテハ官廳ハ造林者ノ權利ノ保護ニ關シ所有者ノ取得請求權カ現存役權ヲ顧慮スルモ尙ホ森林ノ永續的生産物ヲ超過セザルヤ否ヤ保護セントスル牧野權者ノ請求權ガ充分補償サルルヤ否ヤ又ハ他ノ法律ノ規定ニ牴觸セザルカ否ヤニ付審査スベシ

第二十五條 負擔附森林ニ於テ所有者ノ濫獲ノ爲ニ權利者ノ役權ガ全ク又ハ充分ノ保護ヲ受ケザルトキハ通常ノ法律手續ニ依ル責任ノ外更ニ生ズル損害ニ對スル賠償請求權ニ付テハ第二十三條ノ規定ヲ準用スベシ  
 權利者ニ附與セララルル地代ハ負擔附森林ガ再ビ役權ノ保護ニ缺クル所ナキニ至ル迄所有者之ヲ支拂フベシ

林政上ノ見地ヨリ觀察シテ必要ヲ認メザル限リ義務者ハ負擔附森林ノ凡テノ利用ヲ停止スベシ

第二十六條 第二十二條乃至第二十五條ノ規定ハ千八百五十三年七月五日ノ勅令(聯邦法律公報第三百十號)及千九百四年三月三十日ノ州法律(州法律公報第十八號)竝ニ本法ノ規定ニ基キ整理セラレタル用益權ニ之ヲ適用ス

#### 第四章 官廳及手續

第二十七條 本法ノ規定及本法ノ規定ニ基キ整理計畫書、定款又ハ規約ニ定メラレタル規定ノ施行ハ之ヲ共有地ノ分割竝ニ其ノ利用權及管理權ノ整理ニ關スル千八百八十五年七月五日ノ法律(州法律公報第二十三號)ノ施行ヲ爲ス農務廳ニ之ヲ委任ス而シテ本法ニ關スル凡テノ事項ニ付第一番ノ決定ハ地方審議會ニ屬シ第二審及最終審ノ決定ハ州審議會ニ屬ス州審議會ハ訴訟手續ヲ除ク外現行法律ノ規定ニ基クトキハ通常ノ裁判所ニ屬スル凡テノ場合ニ於テ千八百八十五年七月二十五日ノ法律第二十四條ノ規定ニ依リ司法官ヨリ委員ヲ立會ハシムルコトニ依リ増々強メラレル經營ノ問題ニ付テハ農業經營者、山林經營者及畜産技術者顧問トシテ協力スベシ

第二十八條 省審議會ハ地方審議會及州審議會ニ對シ事業ノ合法的遂行ノ監督ヲ爲シ且ツ監督ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 本法ニ別段ノ規定ナキトキハ第三者ノ權利與ヘラレタル宣告、其ノ折々ノ權利ノ行使竝ニ手續ニ關シテハ千八百八十五年六月五日ノ法律(州法律公報第二十三號)第二十八條、第三十三條乃至第三十九條、第四十條乃至第四十五條、第四十七條乃至第五十二條、第九十三條、第一百七條及第一百八條ノ規定竝ニ千九百年二月二十一日ノ法律(州法律公報第十四號)第六條及第七條ノ規定ヲ準用ス權利者ト義務者トノ間ニ設定又ハ解除ニ關スル取決メヲ爲サントスルトキハ農務廳ノ許可ヲ受クベシ(第二十七條前項)ノ取決メ第三者ノ權利ヲ害スルトキハ農務廳ハ裁量ニ依リ特ニ許可ヲ拒絕スルコトヲ得

第三十條 設定又ハ解除ニ關スル手續ハ少クトモ利害關係者ノ一方ノ請求アリタルトキニ限り之ヲ開始スルコトヲ得

一定ノ土地ニ多數ノ用益者存スルトキハ左ニ掲グル者ノ申請アルコトヲ要ス

(一) 權利者二人ヨリ成ル場合ニ在リテハ少クトモ其ノ中ノ一人

(二) 權利者二人以上ヨリ成ル場合ニ在リテハ其ノ三分ノ一以上

第三十一條 申請ハ管轄地方審議會ニ之ヲ提出スベシ申請アリタルトキハ地方審議會ハ第一條及第三條ニ準據シテ法律上ノ形式的條件ニ付審査シ之ヲ決定ス

第三十二條 設定又ハ解除ノ手續ノ開始ニ關スル決定確定シタルトキハ地方審議會ハ確定シタル日以後役權ノ設定又ハ解除ニ關スル事項ニ付テノ農務廳ノ管轄權ハ效力ヲ生ズル旨ヲ行政官廳及司法官廳ニ文書ヲ以テ通知スベシ

第三十三條 當事者ノ申請ニ基キ設定ニ關スル手續ヲ開始シタル場合ニ在リテハ地方審議會ハ整理計畫ノ確立ニ必要ナル審査ヲ爲シ鑑定人ノ同意ヲ得此ノ審査又ハ鑑定ニ基キ及更ニ必要ナル準備ニ依リ整理計畫ノ條項ヲ本法第一章ノ規定ヲ考慮シテ起草スベシ  
前項ノ整理計畫ノ條項ニ關シテハ第一ニ一面權利者相互間ニ他面權利者及義務者間ニ契約ヲ成立セシムル様努ムベシ  
契約成立シタル場合ニ於テハ其ノ契約條項ヲ以テ直チニ整理計畫ノ内容ト爲スベシ契約成立セザル場合ニ於テハ決定ニ俟ツベシ  
法律上ノ效力ヲ有スル設定ニ關スル規定條項ハ之ヲ設定計畫書中ニ文書ヲ以

テ明カニシ且ツ當事者竝ニ管轄官廳ニ其ノ正本ヲ引渡スベシ

第三十四條 農務廳ハ設定ニ際シ尙設定ノ代リニ職權ヲ以テ全部又ハ一部ノ解除ヲ爲スヤ否ヤ及其ノ範圍ニ付鑑定人ノ同意ヲ得テ決定ヲ爲ス裁量權ヲ有ス前項ノ解除ハ權利地又ハ義務地ノ主要經營ヲ危険ナラシメザル場合及範圍ニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 當事者ノ申請ニ基キ解除手續ヲ開定シタル場合ニ在リテハ地方審議會ハ必要ナル審査ヲ爲シ及鑑定人ノ同意ヲ得テ本法第二章ノ規定ニ依リ先ヅ解除ノ種類方法竝ニ解除スベキ利用權ニ對スル補償ノ大サニ付契約ヲ成立セシムル様努ムベシ

契約成立セザル場合ニ於テハ地方審議會ハ左ニ掲グル事項ヲ決定スベシ

- (一) 引渡請求權ノ全部的解除ヲ爲スヤ否ヤ及其ノ種類方法竝ニ如何ナル補償ヲ爲スベキカニ關スル事項
- (二) 少クトモ利用權ノ一部の解除ヲ爲スヤ否ヤ及其ノ種類竝ニ補償ノ方法及此ノ場合ニ於テ殘餘ノ利用權設定ハ如何ナル範圍ヲ以テ確定スルヤニ關スル事項



前項ノ場合ニ在リテハ解除ニ付同意ナキ解除部分ノ利害ニ關シテハ第三十四條第二項ノ意味ニ於テ之ヲ考慮スベシ  
解除ト共ニ殘餘利用權ノ設定ヲ爲シタル場合ニ在リテハ本法第三十三條ノ規定ヲ準用ス

第三十六條 當事者(義務者及權利者)ハ技術局ノ指導者ノ費用ヲ除キ鑑定人ノ費用及境界書境界標ノ費用其ノ他必要ナル技定的勞働ニ對スル費用ヲ義務地上ニ有スル用益權ノ價值ニ比例シテ支出スベシ  
前拂シタル補償ニ對シ當事者ノ計算上増加シタル費用ニ關シテハ州ニ於テハ地方審議會ノ提案ニ從フ

第三十七條 第二十一條ノ規定ニ依リ供託シタル解除資本ノ引出請求ハ所轄郡廳ニ對シ之ヲ爲スベシ郡廳之ヲ許可セザルトキハ州政府ニ對シテ控訴ヲ爲スコトヲ得州政府ハ最後ノ決定ヲ爲ス  
解除資本ノ引渡ニ當リテハ現行法ニ照シテ總テノ場合ニ於テ第三者ノ權利ヲ保護シ特ニ千八百五十九年七月二十日ノ最高決定ニ基キ發布セラレタル千八百五十九年七月二十八日ノ省令ノ規定ヲ準用ス

行政官廳ハ資本引渡ヲ許可セントスル場合ニ在リテハ常ニ先ヅ所轄土地裁判所ノ同意ヲ得ルコトヲ要シ且ツ其ノ認可ハ土地裁判所ノ法律上ノ效力アル決定ニ從ヒ送達スベシ

前項ノ規定ハ第十五條ノ場合ニ於テモ之ヲ適用ス  
郡廳之ヲ許可シタルトキハ第二十一條第一號及第二號ノ場合ニ於テ州中央金庫ハ自ラ當該支拂ヲ爲スベシ認可ノ場合ニ在リテハ正確ナル根據ニ基キ資本ノ賠償ニ對スル第三及第四ニ掲グル條件ノモトニ改良ヲ行ヒ或ハ買入ヲ爲ス爲農務廳ニ豫メ認可ヲ申請スベシ農務廳ハ其ノ場合ヲ審査ス豫メ許可ガ與ヘラレタルトキハ先ヅ改良又ハ購入ヲ爲スベシ州中央金庫ハ州政府ノ指揮ニ從ヒ占有者ノ債務トシテ膨脹シ又ハ承繼的ニ膨脹シタル金額ノ計算又ハ支出證明審査ノ上之ヲ支拂フベシ

第三十八條 地方審議會ハ本法又ハ本法ノ規定ニ基キ發スル命令ニ違反シタル者ニ對シ十クローネ乃至五百クローネノ罰金又ハ科料ニ處ス  
罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハザル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡スベシ罰金又ハ科料ハ十

クローネ乃至二十クローネニ對シ一日ノ留置ヲ以テ之ニ代ヘ二十クローネヲ  
増ス毎ニ一日ヲ加フ

罰金又ハ科料ハ農業基金ニ之ヲ充當スベシ

第三十九條 本法施行ニ關シ必要ナル細則ハ州委員會ノ同意ヲ得テ州政府命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 本法ノ施行ハ農務大臣、内務大臣、司法大臣及大藏大臣ニ之ヲ委任ス  
原案を一覽しただけで既に明かであるやうに、其の内容は州委員會報告に於て提  
案されたる三つの主要方向(修正、及保護分離)に關してゐる。即ち役權問題全般の包  
括的解決に於て、北部埃太利州案を本質的に凌駕してゐるのである。更に吾人は此  
の立法は不偏不黨であつて、従前の偏頗な官僚主義とは異なる所の真正に民衆的精神  
を有し、以て義務者にも對するものであることを直ちに看取するであらう。

主要原則として舊整理の基礎即ち役權並に其の細則が覆されてゐないのは、確か  
に完全に正しいことである。役權の行使は其の永久的重要性の保證を爲す爲に唯  
單に此の舊法に依る規定の範圍内に於て、新たに規定せられてゐるのである。設定  
に關する細則中屢々引用した彼の報告に於て提出された不滿並に希望に關するも

のにしては、單に次の如きものを擧げるに止めやう。可及的容易なる役權行使に對  
する顧慮(第四條)、木材並に乾草役權の木材並に乾草引渡求權への變更(第五條及第六  
條)、木材並に乾草の他の物質に依る代置(第七條、特に第二項)更に分離に關する規定に  
在つては次の如きものである。牧野委讓の許可(第十二條)、使用要求に基く所の、且つ  
使用の資金價を四パーセントに定むる所の解除、土地の正しき測定(第十三條、第十九  
條及第二十條)、山林並に牧野代償の權利者總體への總括的讓渡、但し勅令に定められ  
てある如く權利者を之と同時に取締らざることなく、整理強制並に定款又は規約強  
制の規定を設くること(第十六條及第十七條)、最後に解除資金を永久資本として使用  
し、用益權利者は通例として單に此の資本の利子を得るに過ぎないこと。(第二十  
一條)

整理されたる使用關係の維持に關する規定——牧野伐木の制限、山林業務規程の  
設定——は報告の提案と完全に一致する。所有者に依る牧野伐木又は山林濫用の  
場合に於ける、損害賠償は權利者に對して地代を支拂ふことに依つて爲される(第二  
十三條及第二十五條)、設定又は解除の手續は利害關係者の發議に基き之を行ふ(第三  
十條)併しながら設定の代りに經濟的利害に基き解除は職權を以ても爲され得、且つ

取止められ得る(第三十四條)費用問題も亦適當に規定せられてゐる(第三十六條)。罰則をも含む本法の施行を委任されてゐる官廳は農務廳である。これは無論分割規定及整理又は合成に關する規定に基き、既に斯かる専門官廳の存在する州に取つて大なる利益である。

上述の諸規定は全て農業團體の均しく同意する所であり、農業團體の正當な希望に適合してゐるのである。唯一つの點が之をケルンテン及北部埃太利ノルトラインに於ける活動及其の活動に依據する、アウツセエ農業會議の決議中に取入れることを懸念せしめる。即ちこれは新整理に依る用益權が役權土地中其の權利を行使するに足らぬ部分の上に制限せられたる場合には、用益分不足の補填のため當該土地中制限せられた當時役權を具へなかつた殘餘地に就き更に要求することを得るとなす規定を原案に採用することに關するものである。「法」の形式的理由は姑く措くとするも、此の挿入規定は(所有承繼者及び第三の當事者の權利保護に當つても)其の爲に權利不平等を招く虞れがある。即ち實際的見地からすれば、法律の手續を受けて後一世代も經過して與へられる新用益權は、個人的所有者は殆んど悉く之を得ないで、單に公領(國家、寺院等)並に信託遺贈に適用られるに過ぎないであらう。此の規定は最近可

決された二つの法律案中の一つ(即ち北部埃太利ノルトラインの原案)に於ては、頭初から挿入されなかつた。今一つの法律案(即ちケルンテンの原案)に於ては、激しい論議の後に採用せられたが、其の放棄は之を明かに州委員會の自由裁量に委ねた。

茲に於ては、國家が其の形式的な權利を主張するのが妥當であるか或は寧ろ斯かる場合には、彼の勅令の精神に従ひ「舊法の範圍を超えて」農民の利益が顧慮されるべきではないかは、又一の問題である。限られたる廣さの土地に於ても、尙ほ且つ權利者のために充分の利益を擧げ得、斯くの如くにして少くとも將來に於て、「舊整理」の幾多の缺陷を補正するためには、一般にかの勅令に示されてある土地改良が最善の手段である。

## 第六章 牧野改良及牧野經營の振興

上來の各章に於ては、多かれ少かれ一面的であり且つ不完全な各州の活動及法律案から農務省の努力に依つて、統一的な牧野政策に關する立法運動が生じたことを述べた。農務省の活動はまた必然に土地改良政策の上にも表はれた。既に述べた如く(四〇頁參照)此の方面に於ける當初の仕事は——即ちケルンテンに於ける牧野

改良は——大いに有望であつたとは言へ、尙ほ且つ土地改良の技定的分野に限られてゐるといふ缺點を有して居り、其の爲に財政々策的の使用規定と無關係であつて、此等二つの方策は合して一の完全な共同作用を成すには到らなかつた。茲に於ても亦農務省は適當な時期に統制に着手し、農務廳の手に牧野改良と經營整理とを結合して、此の兩者の統一並びに其の成功を確實ならしめた。斯くて二三の州に於て、遂行された仕事の合理的な態度は其の他の諸州に於て着手される土地改良政策の模範となつた。

ケルンテン牧野土地改良事業に關しては、既に述べた(三七頁参照)。請願の許可は牧野會議の任務であり、改良事務の計畫並に遂行は、地方委員會の専門的機關の任務である。國庫補助金及州補助金は其の好結果に顧み年々増額せられて一四、〇〇〇クローネ(千九百一年)から約五〇、〇〇〇クローネ(千九百七年)但し追加額を含むに増加した。而して此の中八、〇〇〇クローネは州の分に屬する。利害關係者は單に實行費用の二十五乃至三十パーセントを支出するに過ぎない。千九百七年末現在の費用總額並に仕事總量は次の表に依つて明かである。

A 費用 (單位クローネ) ケルンテンに於ける牧野改良の總括的一覽表

事務實行機關	費用 (單位クローネ)										備考	
	土地ノ入手	開溝工事	灌漑	土地保護	道路開設	牧野建設物	水道	隔離所	其他(其監督ノ費用臨時費)	總計		以上ノ内 國家及州者
ファイラツハ砂防工事所 (一九〇一—一九〇四)	一五、六七五	二、四四五	一四八	三、三六七	七、五七三	一、三六八	三、四六六	三、九六三	六、九六五	四三、七七八	一八、六九八	
クラゲンワルト農事改良所 (一九〇四—一九〇七)	一九、三三八	—	—	四九七	八、七二二	八、八二六	二、九七〇	六、〇〇〇	五、一四三	二、二七六	六、七、一三七	
ファイラツハ砂防工事所 (一九〇四—一九〇七)	三、七五六	五、六	—	四九七	一、六四二	八、三三九	八、四〇〇	三、一九四	六、五六一	六、六五五	六、九、五七三	
計	五七、七五一	二、六六一	一、四〇四	五、三、七五五	一、七、五五三	一、七、四四三	一、三、三三三	一、六、九〇三	一、三、三三三	一、一、三三三	一、一、三三三	

B 仕事

事務實行機關	仕事										備考	
	土地ノ入手	開溝工事	灌漑	土地保護	道路開設	牧野建設物	水道	隔離所	其他(其監督ノ費用臨時費)	總計		以上ノ内 國家及州者
ファイラツハ砂防工事所 (一九〇一—一九〇四)	一〇〇	—	—	三	七、七〇〇	二	一、四〇〇	六	五	一、五〇〇	一、七	
クラゲンワルト農事改良所 (一九〇四—一九〇七)	—	—	—	—	六、一三三	—	三、六八	—	—	—	—	
ファイラツハ砂防工事所 (一九〇四—一九〇七)	—	—	—	—	四、一六〇	—	一、〇〇〇	—	—	—	—	
計	五八四	—	—	—	一七、〇〇〇	—	一、六三三	—	—	—	—	

全體で三十六の牧野が改良を施され、その中十八の牧野に於て仕事は完成した。今日までの費用總額は二二二、〇〇〇クローネを越えてゐる。

牧野改良の一般的原理及び今日までの成果に關して、北部ケルンテン(ツィルラツ)土地改良の技術的指導者聯邦山林技師カルル・ボツシュユ氏が農務省の督勵に基き千九百七年三月ウインに於ける、平地經營者並に山林經營者の會合に於て左の如く述べてゐる。

「牧野經營の衰退は地方の浪費に依つて、招來されたのである以上其の回復の爲の全努力は反對に土地状態の改良の上に基礎を置いて着手しなくてはならぬ。此の目的のためには山林と牧野との經營上の區別が就中、爲されねばならず、而して此等二つの土地種類の區別はまた土地臺帳にも記載されねばならぬ。其れ自身の保護又は他の土地の保護の爲、植林を必要とする土地、更に何等かの理由に依つて牧野經營を爲しても利益の無い土地は之を森林として維持し、植林されてゐない場合には之に造林を爲すべきである。牧野として維持すべき土地に於ては、飼料に取り有害な樹木及び塵埃並に石礫の驅除が爲されねばならない。施肥は周壁を有する肥料貯藏穴を具へた厩舎の建設及び肥料運搬道路の設置に依り、而して水が充分に存す

る所に於ては灌溉並に注水に依つて完全なものと爲されるであらう。乾草の改良は良き草本種の栽培に依つて行はれる。土地の土砂崩壊を防ぐ爲には、河床を築き所謂西洋葦を植えるべきである。斯くすれば崩壊は最初の中に阻止され破壊力の惡結果は防止され得る。雪崩及び轉石を防止する爲には木柵、格子細工、逆茂木及び石壁及び就中此等の危険を最も有効に阻止する所の森林が役立つ。其の故に森林の無い所には造林を爲して之に代へねばならない。

牧野の維持及び改良に必要な上述の方法と並んで、牧野經營改良そのものの爲に必要な設備が施されねばならない。天候不良の際に必要な牧獸保護の爲及び日中の酷暑並に寒夜の場合の其の避難の爲、更に有益に使用される以前の肥料の貯藏の爲に厩舎が設けられねばならぬ。牧野使用人の爲の休息所として、番小屋が作られ乾酪製造の爲には之に必要な住所、料理場及倉庫が設けられねばならない。經營に必要な缺くべからざる清潔の爲に厩舎並に番小屋は出来るならば混凝土を以つて作るべきである。牧野に於て木材濫用は避くべきであり、之が爲には凡ての建造物に周壁を設くべきである。

牧野に良き飲用水及充分な用水を置くことは非常に重要である——之に役立つ

ものは湧水貯溜器水道天水桶及び地上水貯水池である。混凝土及び鐵の使用を盛んにすれば此等の設備は最も耐久力があり従つて比較的安價である。又これは殊に經營の清潔にも充分適する。牧道は作り方に依つては車道としても用ひられて種々の利益が得られるのであるが此の牧道に依り且つ系統的に良く作られた肥料運搬用道路網に依り合理的の牧野經營は不可否的に達成されるであらう。

此等の一般的原理がケルンテンに於ける今日までの實行に如何なる具合に表はれてゐるかは之を左記に示す。其の二三の例に於ては詳細なる説明を爲し同時に事業の經營上の効果を只今既に認識し得る範圍内に於て明かにするであらう。

グラヌダ牧野に於ては、土地改良事業(開墾及び草本播種)の擴張に依つて、約十五ヘクタールの牧野増加があつた。多くの蛇紋石のある場所に於て、高さ九百米長さ四軒を有する牧道開設に依つて屋内經營のための牧野に至る行程が幾時間も短縮せられた。而して最後に肥料貯藏穴と下水道とを具へたる堅固な混凝土製の厩舎建造に依つて八十頭の乳獸及運搬用獸を容るる所の從來全然排除してゐた小屋が作られた。斯くて此の牧野の家畜所有数は昨年中に、従前に對して二十二頭の牛が増加した。其の中八頭は乳牛である。千九百七年には更に六頭の乳牛が増加するこ

と確實である。累進的収益は次の計算に依つて明かである。

千九百四年度、放牧頭數五〇頭(運搬用牛三四頭及乳牛一六頭)、一日一乳牛に付牛乳四リットル、一六頭に於て一日六四リットル、これよりの製品  
乾酪<sup>チ、ズ</sup> 七 疋(一疋に付 一、四〇クローネ)……………九、八〇クローネ 一三、八〇クローネ  
凝乳 五 疋(一疋に付 六〇h)……………三、——クローネ (但し一日)

全放牧期間(六〇日)に付……………七六八、——クローネ

この中 家畜番賃 一三〇クローネ 二二〇、——クローネを差引  
搾乳賃 三八クローネ

純收 益……………五五八、——クローネ

千九百六年度 放牧頭數七二頭、中乳牛二四頭、運搬用牛四八頭、牛乳一日一乳牛に付四リットル、二四頭に於て九六リットル、これよりの製品

乾酪<sup>チ、ズ</sup> 九 疋(一疋に付 一、四〇クローネ)……………一二、六〇クローネ 一六、八〇クローネ  
凝乳 七 疋(一疋に付 六〇h)……………四、二〇クローネ (但し一日)

全放牧期間(六〇日)に付……………一、〇〇八クローネ

この中	家畜番賃	一四〇クローネ
	搾乳賃	八五クローネ
		二二五クローネを差引
純收	益	七八三クローネ

斯くの如く牧野改良實施の結果既に短期間の中に、運搬用牛の増加に依る利益を加算しなくとも、二二五クローネの増収があつた。これは着手された改良の結果が特に合理的肥料經營に依つて、家畜數の増加及び牛乳量の増加となつて逐年充分に實現される曉には、尙ほ一層顯著となるであらう。此の牧野に對する全支出額九、四八二クローネの相當利子は斯くて確實に得られるであらう。

ケルンテンの牧野中土地としては最も美しいが經營は概して放漫な牧野の一つである所の、ラツテンドルフ牧野に於ては千九百六年に始めて改良に着手された。濕地及び崩壊地を通つてゐる所謂「惡路」に於ける歩行困難な場所に牧道を開設することに依つて、牧野の荒廢が成功的に防止された。八ヘクタール以上の牧野に於て、開墾に依つて青揚樹及び石南が取除かれ、此の荒蕪面が平坦にされ、土地の轉石が

除去され、全地面には、開溝に依つて、厩舎の傍に置かれてゐて肥料が完全に施された。今年初期には高山草本及び飼料植物の播種に依つて此の土地の立草植付が行はれ、同時に土地清掃が繼續せられるであらう。

此の牧野の大部分はよく繁茂する落葉松が植えられて居る。此の落葉松のために此の土地の維持は「森林牧野」として、牧野の二重の利用の點から云つても又將來に於ける高價な木材收益の點から云つても非常に有利であると見られてゐる。土地清掃を倦まず繼續することに依り並に合理的土地手入れに依り高地の比較的平坦な部分に充分な廣さを有する牧野が新たに作られ又は維持され得るのであるから、益々有利である。岩壁の崩壊を防ぐ爲に其の周邊を取圍む森林帯は、雪崩及轉石防止の爲め保存すべきものである。

ワイデッゲル牧野に於ては乳牛七十頭を容るる厩舎を作るのに非常な困難が伴つた。此の土地の石炭板岩には使用に耐ふる樹木が無かつたので、建築に必要な木材は三百米下方に在る森林から急峻な坂を上つて運ばれた。此の厩舎に要した費用は四、五〇〇クローネに達した。

上部に於ては岩石ある傾斜面、土砂、濕地及び雪崩地を通過して居り家畜が殆んど

通れなかつた所の舊牧道は、カールニツツェル河開鑿後此の河の左岸に築かれた長さ二十五米高さ二米乃至四米の堰堤を利用して、延長四軒を有する道路に改設された。此の道路開設の費用は、總額四、三〇〇クローネに達した。

此の牧野の經營は、共同團體員間の不一致のため個々の關係者の手に移されてゐたし此等の人々は自己有の家畜番小屋竝に厩舎を設けてゐたので、用益權整理に先立つ利害關係者の一致は困難であつた。此の一致は遂に上述の共同團體員に依つて獲得された放牧權の分離と共に達成された。

此の結果及び上述の土地改良の結果、此等の人々は以前怠慢時代に於ては極めて僅かの牧畜關係者に對して言ふに足らぬ程の収益を齎したに過ぎない、此の牧野から莫大な利益を得るやうになつた。過去に於て全然衰亡してゐた此の共同團體に取り、最も顯著な効果は秩序ある關係の再興及び牧野に對する共同精神の復活である。千九百六年の収益は、計畫せられた土地改良が未だ全く實現され得なかつたにも拘らず、従前に對して次に示す如き非常に顯著な對照を爲してゐる。

千九百四年。乳牛三〇、肉牛<sup>スチール</sup>一、運搬用牛三二、馬八、山羊一四

千九百六年。同 五三、同 一、同 六二、同五、同 三〇

千九百六年の賃借金は一二〇クローネに達し、尙ほ此の外に賃借人は乳牛所有者に對し一日の牛乳量(リットル當り)七、六〇クローネを支拂つた。確かにこれは過去數十年の無収入に比すれば著しい變化である。茲に於ても亦土地改良の成功的終結の曉には家畜數竝に乳量に於て、確かに二十五パーセントの増加があるであらうことを更めて指摘せざるを得ない。

マウテン相隣者に屬するミツソリア牧野、ポリニイタ牧野及びシユレツケンベルク牧野に於ても亦、牧野改良の顯著な成功があつた。

ミツソリア牧野は身長に達する長さの雜草と、赤楊の繁茂の結果其の面積の三分の二即ち約三十ヘクタールの土地が全然荒廢し、此のために牧野としての特質は全く損はれてゐた——然るに土地改良開始後三年目の今日に於ては、荒蕪地は跡方なく消えた。而して良き牧野に變化するのは僅かに茲數年の問題である。十四ヘクタール以上の廣がり有する繁茂せる、除去不可能と思はれてゐた雜草は千九百四年、千九百五年及び千九百六年の各初夏に於ける草刈竝に拔根に依つて全く除去せられ、其の代りには純芝草が植えられた。四ヘクタールの土地に於ては赤楊が除去せられ、地面が平坦にされ、石が掃去され、而して高山草本種の播種に依つて飼料成長



が確かにされた。最後に十二ヘクタールの赤楊林が切開かれ、其の切株は數回に亘つて切除されたので發芽期には根の再成長力は非常に弱められ、其の結果此の地面に於ても亦荒廢が除去されたやうである。木層及羊齒の燒却の際に出來た灰に依つて土地に肥料が施された。而して此の地面を立派な牧野と成す爲には以後數年間に幾分の努力を拂ひ施肥を充分にすれば足りる。此の三十ヘクタールの土地に於ける土地改良費用總額は二、九六一クローネであつた。更に此の牧野には雪崩の害を蒙らない場所に、暴風の襲ふ側が閉鎖されてゐる、五十頭の牛を容るる片側屋根の堅牢な周壁を有する方形の牧舎が設けられ、居部屋、調理場及び倉庫を具ふる堅牢な番小屋が設けられ、此等は全く混凝土を以つて作られた。厩舎と番小屋の間には長さ三九〇米の鍛鉄製導管に依り境界河の圍堰から導いて來られる飲用水を有する二米立方の混凝土製飲用水貯水池があり、それには井戸小屋も設けられてゐる。排水は二箇の導管に依つて厩舎洗滌場及肥料洗滌場に使用される。此の二箇の導管は周壁を具へ且つ蓋を有する六米立方の肥料貯藏穴に到り、此處から發する一箇の混凝土鋪裝下水溝の下方に在る牧野全體の注水を爲す。尙ほ此の外に厩舎の廣場に今一つの肥料貯藏穴が在り、且つ適當な肥料運搬道路がある。此れに依つて將

來に於ける合理的肥料經營が可能となつた。此等の設備の費用總額は五、〇〇〇クローネに達した。即ち

厩舎建造	.....	二、〇〇〇クローネ
水道	.....	一、一〇〇同
注水設備	.....	六〇〇同
番小屋	.....	一、三〇〇同

ボクニイク牧野に於ても亦右と同様な設備が爲され、右と同種の、且つ大きさも同じ厩舎に要した費用は一、八〇〇クローネであつた。而して長さ六〇〇米の鍛鉄製導管を有する湧水貯溜設備及び混凝土製飲用水貯水池を具ふる水道に要した費用は一、三〇〇クローネである。

シュレットケンベルグ牧野に於ては、恐らくケルンテン中で最高の水道が設けられた。此の水道は海拔約一、九〇〇米の湧水貯溜設備、長さ七、〇〇〇米の鍛鉄導管及びシュレットケンベルグ牧野への注入場所に在る三箇の飲用水桶とから成る。此の飲用水桶はポリニイク及びエルフンシュピッツェからの轉石を防ぐ爲め繁茂せる落

葉松及矮松に依つて圍まれ繪のやうな美しさを有する。此の牧野は三つのマウテ  
ン牧野中の第一人者であり、其の非常に大きくはないが併し牧野飼料植物中最も良  
い栄養分豊かな飼料植物で覆はれた牧野土地は約三週間の放牧期間に多くの家畜  
を飼養することが出来る。水道に要した費用は丁度一、一〇〇クローネであつた。  
全體として此等三つの牧野に於いては、之をケルンテンの最良の牧野に列せしめ  
得るためには、今後比較的僅少の土地手入費及び合理的施肥の繼續を必要とするに  
過ぎない。

土地改良に要した總費用は建造物に對するものを含め一二、六五〇クローネであ  
つた。經營上の成果は今日尙ほ正確に計算することは出来ないが、牧野の家畜數は  
従前の三十頭に對し既に千九百六年には六十頭に上つたし、千九百七年度に於ては、  
七十頭乃至八十頭に増加するであらうから、經營者は今年約五〇〇クローネの純益  
を見越してゐる。此の場合、ミツソリアが乳牛を主として飼養しマウテンの避暑地  
に於て需要甚大なクリームの製造に依り、乳牛の收入價値を高めることに依つて特  
に收益増加を見るであらう。

ラードニツヒ・ホルツ牧野に於ては、水の缺乏に對する助力が切實に要求されてゐ  
た。此の湧水に乏しい土地に於ては必要に迫られて水溜りに溜められた雨水を家  
畜に給供したが、これは健康に有害な飲用水であつて、その結果家畜が病氣に罹つて  
死ぬといふ現象は毎年のことであつた。それ故牧野所有者は其の家畜を賃借牧野  
に置いたので自己有の牧野の家畜數は年々減少した。

此の缺陷を除く爲、容積四十米立方を越ゆる混凝土製天水貯水池が設けられ、之を  
淨水豫備行爲に必要な貯水池及びそれに接する多くの小房に分たれた混凝土製淨  
水所と結合し、斯くて充分清潔な健康に良い飲用水獲得及び貯藏が行はれた。淨水  
所小房の換氣のため通風管が備へ付けられ、上下導官の運用を調節する爲には推進  
機其の他が備へ付けられてゐる。此の設備に要した費用總額は四、三四四クローネ  
である。其の最初の成果は既に今年度に於ける此の牧野の常態への復歸となつて  
表はれるであらう。即ち家畜數六十頭に減少してゐた前年に比して再び百頭の家  
畜が此の牧野に於て飼養せられるであらう。

砂防工事所並にフラードンフルト農事改良所の手に依つて、土地改良を施された

牧野に關しても亦、右と相似た成果を擧げることが出来る。

即ちカイゼリン牧野及び境界牧野(ケルンテン・スタイエルマルク境界に在る)に於て、瑞西のザンクト・ガルレン州のカモールに於ける設備に倣つて井戸を備ふる貯水池が設けられた。此の改良及び其の他の土地改良(特に土地清掃の擴張)の結果此等兩牧野の家畜數は著しく増加した。就中此等兩牧野に於て飼養される家畜の健康状態が著しく良好となつた。

第三番目の貯水池はワーケンドルフ牧野に設けられた。此處では僅かづつ滴る滴水が八箇の貯水池に受取られ、次いで主要貯水池に導かれるのである。家畜數は三十頭にも足らぬ頭數から千九百七年に八十七頭に増加した。

厩舎建造に付ては南部ケルンテンに於ては、特にマチャツヘル牧野の八十頭を容るる縦走厩舎が擧げられる。土地改良に付ては特にラーミング牧野(八十ヘクタール)ザンクト・マルチン牧野及びファルケルト牧野に於ける改良事業擴張が擧げられる。ファルケルト牧野及び上述のマチャツヘル牧野に於てはまた大規模の所謂牧野臺地が設けられた。更に南部ケルンテン地方に於ける土地改良の成功は、特に石灰質の少い土地に於ける人工施肥にも負ふ所がある。

茲に尙ほ附言すべきは、昨年度全州に亘つて種々の性狀の牧野の特殊試験用土地に於て、クラীগンフルト農業化學試験の手に依り人工施肥の實驗が爲されたことである。此の實驗の結果確かに屢々必要缺くべからざる此の重要な補助手段に對する一般の人々の關心が喚起されるであらう。一般に牧野改良の成果の評價に當つては、直接の收益増加の他に牧野所有者に對する其の間接の教化的價值を看過すべきでない。此の教化に依つて凡ての設備は一般の人々の爲となり、斯くて漸次にはあるが確實にその實益を擧げるに至るであらう。

ケルンテンに於ける牧野改良は其の他の高山諸州に取つても亦模範とせねばならない。其の前提として此等諸州に一般に農業法が設定さるべきである。若し此の條件が充される曉には、ケルンテンに於けると同様な成果は確信を以つて期待することが出来る。既にクラインに於て(シュタイン牧野及ウォツハイン牧野の土地改良等。此の後者に付てはウォツハインIIファストリツツの牧師ヨハン・ビーベル氏が督勵する所があつた)及びザルツブルグに於て最初の仕事が爲された。

千九百三年度に始めて「墾太利の豫算に現はれた」牧野經營の項目(第三節第二條「農業及山林經營の直接的振興」第十五項)は六〇〇〇〇クロローネの小額から間もな

く六八、〇〇〇クロローネ(千九百四年)、八三、〇〇〇クロローネ(千九百五年)、一一〇、〇〇〇クロローネ(千九百六年)及び一三〇、〇〇〇クロローネ(千九百七年)に増加した。而して千九百八年度には二三〇、〇〇〇が計上されてゐる。

千九百七年度各州牧野改良國庫補助額は左記の通りである。

ケルンテン	三六、〇〇〇クロローネ	
追 加 額	五、三七五 同	
ク ラ イ ン	九、五〇〇 同	
北部塊 <small>ノルトライン</small> 太利	一、一〇〇 同	(ワインマイステルに於ける試験土地)
ザルツブルグ	六、〇〇〇 同	(牧野視察及獎勵金)
スタイエルマルク	八、四二〇 同	(獎 勵 金)
チ ロ ー ル	二〇、〇〇〇 同	(獎 勵 金)
ドイッウエルス	一二、〇〇〇 同	(獎 勵 金)
フオルアルベルグ	六、〇〇〇 同	(牧野視察、補助金、前年度の不履行經費)
補 遺 額	一二、五〇九 同	
ガリチア及ロドメリー	七、二〇〇 同	(タトラ山牧野改良)

總 計 五、〇〇〇 同 (カルバーテン山牧野改良)  
一二九、二〇四クロローネ

官廳に依つて施行された牧野改良(特にケルンテンに於ける)は別としても、小州フオルアルベルグに於てのみでも支出された費用に比して非常な成功があつたことを茲に默過する譯には行かない。フオルアルベルグに於ては活動的な農業協會の手に依つて隣接國瑞西の範に倣つて土地改良が爲された。牧野所有者の諸請願は全州に取つて非常に教化的であつた牧野講話の席上豫め検討され、事業には二十五%の補助金が與へられ、其の實行は嚴格に監督され、而して其の維持は反證(受領補助金の返済を條件とする)に依つて保證された。

其の他の諸州に於ては多かれ少かれ獎勵金制が採用された。補助金は州土地會議或は農業組合に依つて請願者たる牧野所有者に分配されたが、このために既に初頭から浪費の危険が醸された。實行監督及び維持監督に付ては多くの改革すべき點があつた。

此の弊害はケルンテンとの比較が特に容易であつたスタイエルマルクに依つて

感得され、而して農業組合の詳細な報告に基き弊害除去は農務省にてさへ提議された。(千九百六年)此れには左の如き總括的評言がある。

「我が國の牧野改良事業には就中之に必要な集中化が缺除してゐる。此れは個々の擔當者並に非擔當者の無計畫な暗中摸索と名付くも過言でない。統一性並に監督が缺除してゐる。また緊要事の批判に關する牧野技術上の知識並に經驗がなく、且つ計畫中の又は既に施行されたる牧野改良の技術的或は經營的に見て批難の餘地なき實行を見ない。知識と經驗が無くして單なる事柄に對する關心のみを以つて斯かる仕事に參與する者があらうか！實に技術的見地から作成された計畫なく、計費の計算が爲されず、計算が既に爲された場合には其れの檢討が行はれない。此等の仕事は如何に良き意志があらうとも誰にでも成功的に遂行し得らるゝ仕事ではないのである。最後に、諸改良の監督及維持其の他多くの事が缺除してゐる。

今や之を他の牧野改良事業(ケルンテン、瑞西)と比較するならば、聯邦農務省が斯かる事情の下に在つては、スタイエルマルクに對する國庫補助の増額を爲すことを肯せず、個々人の暗中摸索に代はるに公金を以て施行せられたる牧野改良の維持を保證すべき牧野改良事業整理が爲されたる曉に於て、始めて補助増額に同意するであ

らうことは明かである。」

此の様な改革は事實爾來スタイエルマルク(及びチロール)に對し農務省に依つて開始され、斯くて整理法並に牧野法の發布に至る迄、補助金制度に暫定的な整理が齎らされた。此の整理は正に後日の法律的秩序特に牧野會議の設定及び牧野検査官の任命の前驅を爲すものである。向後農業組合の補助金額計上に基き爲さるゝ請願は牧野検査官の任命が未だ爲されてゐない場合には、完全に適任者たる他の専門家の査定を受けねばならない。また比較的大規模の設備を爲す場合には此の専門家の計畫並に計費見積の作成を俟たねばならない。提議された改良及び其の他必要なる改良を地方事情に照らして明かにする斯かる専門家無くしては、合理的且つ合目的牧野改良は遂行し得ない。斯くの如く専門家の指導を俟つて爲される請願は農業組合の牧野經營課に回附され、補助金額に關する審査を受ける。斯くて此の課は一時牧野會議の事務を引受くることとなる。此處に於て爲された審査及び動議は次いで計畫及び計費見積と共に管區の手を経て農務省に回附され、補助金に對する同意を仰ぐのである。(千九百八年グラーツ管區に對する訓令八五二七號。)

既に述べた如く之に依つて暫定的整理が爲された。而して此等の州の牧野改良

の完全な成功は技術的改良と經營的改良の結合に依つて、また維持義務の法律的規定に依つて、且つ最後には専門官廳並に監督官廳の設定に依つて——約言すれば整理法並に牧野法の制定に依つて始めて達成されるであらう。私有牧野の改良と並行して一〇三頁に引用せる勅令の意味に於ける役權牧野の改良を爲すべきである。之に關しては包括的な活動が既に開始せられてゐるのである。茲に在つては特に模範牧野の設立が企圖せられる。此の事は同時に私有牧野に於ても遂行され得る事である(例へばケルンテンに於けるミツソリア牧野の如き)。

右と同様な企圖は北部奧太利州土地會議に依つても爲されてゐる、即ち此の土地會議は千九百六年に二箇の完全に放置されてゐた牧野(「ハメット牧野」及「ワインマイステル牧野」)を獨占し之を模範牧野と爲し、牧野經營は其の經營宜しきを得れば收益を齎し得るものであることを如實に示した。此の牧野改良も亦千九百八年度には農務省に依つて六、〇〇〇クローネの補助を受ける。

牧野改良事業は併しながら「山地及平地間の平衡」を顧慮し、其れ自身孤立すべきでない。改良牧野に比して家畜數の少い平地に於ては、土地賃貸が有害となるか、或は改良より生ずる利益が其の經營上の必然性を缺けば間もなく減退し遂には牧畜

が農業に何等勝る所ないやうになるのは容易に看取出来ることである。反之平地及平地牧野に於ても同時に飼料生産並に家畜飼養を擴張せしむれば、利益の増加及び従つて牧野の維持及改良は自ら齎らされるであらう。故に牧野改良事業は平地經營改良を基礎としなければならぬ。即ち謂はゞ先づ平地に於て着手せられねばならない。況んや此の事業の一般的目的——即ち牧畜の振興——が山地及平地に於ける牧野經營の統一といふ原則を必要とするに於ては尙ほ然りである。此の經營政策上の原則から牧野改良事業と並存する所の振興方策が生じた。例へば厩舎改良の國家的獎勵其の他であるが、就中飼料栽培振興に關する大規模な計畫の遂行に於て企圖される諸事業である。左記のものは之に屬する。

一 農業協會に依る「飼料栽培所」の設立。其の主要任務はクローバー栽培區域施設と草本學校設置である。

二 合理的飼料栽培の爲の模範經營。一部は牧野經營と關聯し、一部は沼澤地改良と關聯するもので、先づ第一に民間所有地にウイン聯邦草本研究所の指導の下に爲される。此の方策は、農民の保守的見解は單に實際に眼に見ゆる土地に依つてのみ變化され得るのである(以上益々重要である)。

「合理的飼料栽培に基礎を有し且つ家畜飼養と交互作用ある産業の好模範を單なる一箇の例に依つて與へることは出來ない。此の事は正に此の模範經營の主要任務であるに相違ないが、これは實に個々の所有地全體に亘つて經營改良が行はれる場合にのみ果され得るのである。而して斯くしてのみ其の土地に加ふべき徹底的な改良に對する農民の關心は促され得るのである。」

模範經營土地の所有者は反證を提出し、而して經營認可の代償として業務規程遵守の義務を有する。上述の改良は先づ此の模範經營に在つては、農業が牧野經營並に飼料經營の爲を計つて出來得る限り制限せられ、將來の飼料栽培の爲のめ餘地を残すべきである」といふ點に存する。

「當計畫實現の爲國有財及び人造肥料の給付に依る自然物補助が、全經營地の一部に許可されるべきである。」

此の廣範な事業の遂行には固より尙ほ充分な準備が必要であるが、既に此の事業と關聯して目下種々の方法が考案中である。此等の方法は特に平地に於ける共同牧野の維持及び其の土地改良を目的とし、必要な場合には之を飼料栽培地に變更することを目的とする。農務省は此の問題に關し最近に於て農業法の施行さるゝ各

州の州廳に對し普通勅令(千九百八年二月二十六日の千九百七年度四、八七〇號を發した。其の根本内容は左記の通りである。

本令ニ述ベタル牧野ノ保護及牧野經營ノ振興ニ對スル方法ハ高地諸州牧畜ノ量的並ニ質的改善ノ目的ニ鑑ルニ此ノ事業ヲ擴充シ以テ平地牧野ニ及ボスコト甚ダ緊要ナリ

平地經營ト牧野經營ノ有機的相關性ノ結果牧畜ニ於ケル此等兩要素ハ之ヲ常ニ平衡状態ニ置カザルベカラズ 即チ牧野收益ノ如何ナル増加ト雖モ同時ニ平地ニ於ケル飼料生産ノ増加アルトキニノミ永續スルモノナリ 此ノ故ニ牧畜ノ振興ニ對スル事業ハ之ヲ牧野並ニ高地ノ土地改良ニ制限スルニ止メズシテ平地ニ於ケル土地改良ヲ同時ニ可及的ニ行ハザルベカラズ  
特ニ平地ニ在リテ其ノ大部分ガ農業共同團體ノ所有タル中間牧野<sup>フットワイデ</sup>ニ留意スベシ

本令には更に現在する分割並に整理に關する州法律が擧げられてゐる。遺憾ながら此の中でケルンテン州法のみが平地に關する規定を設け、他州の法律は單に森林に關する規定を設くるに過ぎない。「分割ニ依リテ個々ノ土地部分ノ手入レ及經

營ヲ危険ナラシメザル<sup>レ</sup>やうに定めてゐる。之を以てケルンテンに於ては非經營的土地分割が法律的に禁止されてゐることを示すに充分である。本法は他の諸州に於て權利者をして斯くの如き分割を爲さしめまい爲に地方委員會に薦めねばならぬ。

「上記ノ分割禁止ノ他ニ個人經營牧畜ノ特殊ノ要件ニ依リ共同的ニ使用サルベキ牧野ガ平地ニ於テモ亦必要トサルルヤ否ヤニ付勘考スルヲ要ス 此ノ必要ハ斯クノ如キ比較的大ナル牧野ガ戶外ニ於ケル放牧ト厩舎ニ於ケル飼養ノ間ノ(即チ春期及秋期ニ於ケル)中間段階トシテ問題トナルトキ生ズルモノナリ 反之其ノ良キ位置良キ土質及灌漑ノ便ノ結果經營強度ナル農場及其ノ他ノ飼料栽培地ヘノ變更ニ適スル牧野ニ於テ分割ガ要求セラルル場合ニ在リテハ固ヨリ其ノ分割(出來得ベクンバ同時ニ之ヲ合成シ得ラルル如キ分割)ヲ爲スベシ

然リト雖モ斯カル場合ニ在リテハ適當ナル顧慮ヲ爲シ以テ土地ガ分割ヲ受ケタル後再ビ舊放任狀態及私有者ニ依ル濫用ニ立至ラズシテ土地改良及土地變更ヲ爲サレテ大イニ牧畜ニ裨益スル所アルヤウ努ムベシ 農務省ハ斯クノ如キ土地變更ノ實際的促進ノタメ關係者ニ對シテ適當ト認ムル場合ニ在リテハ(又牧野協

定或ハ農場協定ノ單ナル改善ノ場合ニ在リテモ)國庫補助ヲ爲ス用意ヲ有ス 共同團體ノ共同所有牧野土地ニ對シテモ亦國庫補助ヲ爲スベシト雖モ固リ規律アル牧野經營ノ要件ニ適應セル嚴正ナル用益權竝ニ管理權ノ整理ハ之ガ必須條件ナルハ明カナリ

此ノ故ニ中央官廳ハ地方官廳ヲ啓發シ特ニ該官廳所在町村ノ牧畜ニ對シテ重要ナル平地牧野ノ不規律ナル使用ハ明カニ公ノ利益ヲ危険ナラシムルモノト認メラルルコト竝ニ行政官廳ハ之ガ整理ヲ職權ヲ以テ爲スベキモノタルコトヲ知ラシメント欲ス

更ニ州委員會ハ模範牧野ノ設立ガ重要且ツ合目的ナリト思惟サルル場合ニ在リテハ農務省ノ注意ヲ此ノ事態ニ向ケシメ以テ必要ニ應ジ相當ノ事業ガ爲サレ得ルヤウ努ムベシ(此の場合特に人工的永久牧野の設立を考ふべきである。)

「農場及牧野ノ改良ノ爲共同團體若ハ持分者ノ援助ヲ爲スニ當リ補助金申請ノアリタルトキハ農務省ニ提出スベキ當該請願ハ州委員會之ヲ作成シ利害關係者ノ一覽ニ供スルモノトス

中央官廳ハ又州委員會及農業團體ト共ニ農事ノ範圍ニ屬スル平地土地改良ノ他



ニ當然牧野改良が計畫サルベキ若ハ既ニ着手サレ且ツ施行サレタル地方ニ在リテハ平地ニ於テ之ニ相當スル飼料栽培が大イニ振興サルルヤウ指導スベキモノトス

州委員會ハ特ニ本令ノ趣旨ニ基キ爲サルル凡テノ土地改良ヲ牧畜振興ノ利益ノタメ州金ヲ以テ援助スル用意ヲ有スル旨ヲ明カニスベシ  
 スクノ如クニシテ牧野改良ガ廣汎ナル基礎ノ上ニ置カルルコトガ成功スルトキハ此ハ將來ニ於テ所期ノ牧野保護及實施事業ノ維持ニ取り最モ重大ナル意義ヲ有スルニ至ルベシ

本令にある中間牧野分割に依つて中部クラインに於ては注目すべき成功が齎された。

此處に於ては中間牧野は三八、三九六ヘクタールを有し此の州部分の全面積の一八%を占めてゐた。而して其の中三六、〇〇〇ヘクタール即ち九四%は共同團體所有であつた。此等の中間牧野は「盜掠の對象物であつた。之に對し權利を有すると否とに拘らず、各人は機會ある毎に出來得る限り之を使用し、土地力の維持に就て顧慮する所なく或は又土地の荒廢を防止することさへも爲さなかつた」(農業検査官

マチアス・リーベル氏の報告「中部クラインに於ける農事改良の成果」に依る。

「併しながら共同中間牧野が分割せられたる時以來此の状態は變化してゐる。今や持分は個々の所有者に依つて護られ、外來の侵入者は防止され、過大使用は阻止され、而して適切なる方法に依つて或は改良され或は収益豊かな土地に變化されてゐる」

千八百九十年クラインに於ける農事改良の開始以來千九百五年に至る迄の間に農務廳に依つて分割された中間牧野の上に施された土地改良及土地變化の結果、分割されたる中間牧野一三、六五二ヘクタール中

清掃に依り改良されたもの四、九一七ヘクタール即ち三六%

草地に變化されたもの三、〇六二ヘクタール即ち二二・四%

而して此より大なる部分が庭園及農場に變化され、

森林に變化されたもの一、九五六ヘクタール即ち一四・三%

變化されざるもの三、一二五ヘクタール即ち二二・九%(併しこれは當分の間に過ぎず、時間と勞力の缺乏の結果なのである)

上述の及び其の他多くの土地改良並に變化は從來全然關係者の手に依り且つ自

己の費用を以て爲されてゐたのである。併しながら將來に於ては農務廳は之に關しても亦計畫を作成することゝなつてゐる。此の目的のために既に補助金の認可が保證せられてゐる。

「此等の事情より見るに、中部クラインに於ける農事改良の成功は決定的なものであること明かである。要約すれば此の成功は次の諸事實に存する。即ち從來無收益であつた廣大な中間牧野が収益多い土地に變化され、從來中間牧野分割が施行されてゐる所には至る所に於て確かなことであるが、牧畜の量的竝に質的振興を伴ふ所の収益増加が生じたこと。此の結果勞働の機會及び仕事が生じて不毛地住民の國外移住熱を鎮める作用をなし、國民の収入竝に財産の増加を齎らしたこと。更に交易が直接間接促進せられたこと。土地改良及び土地改良に依つて招來された多くの協約土地の良好な經營が其の他の私有土地の經營特に從來全然放棄されてゐた山腹地の經營に取り模範となり、斯くて農事改良が産業一般の上昇的發展に寄與すること。

不毛地住民が此の成功を確信してゐるといふことは中部クラインの殆んど總ての共同團體が分割を求めてゐたといふ事實を示し、且つ當事者が凡ゆる手段を以て其の要求する分割の最も速かなる實施を迫つた、勿論これが爲には農務廳の二十年間に亘る活動を必要とするであらうけれども、いふ事實、竝に當事者が農務廳の活動に信を置いてゐるといふ事實を示す。此の最後の事實は當事者が農務廳の權限外にある公の仕事も亦農務廳に依つて爲されんことを希望してゐることに照らして明かである。これは此の公の仕事に關する幾多の請願を見ても解るのである。」

斯して既に屢々強張して來た此等事業——山地及平地に於ける分割、合成、土地改良及び其の他——の密接な相互關係、從つて又廣範なる「農事改良」のための官廳の必要が民衆自身の間にも亦認識せられてゐる。牧野經營に關する全問題の將來は此等凡ての事業の統一綜合に係つてゐる。此の統一綜合あつてのみ始めて奥太利諸州の農業狀態の保全といふ單一的目的の達成は確實となるのである。

上述の事柄の他に尙ほ殘るものは國家に依る牧野經營振興に關する一般的な概觀のみである。千九百八年度國家豫算第三節「間接的振興」には牧野經營振興(牧野土地改良)に對するクレヂットの他に尙ほ幾多の項目に亘る支出額が含まれて居り、

其の中で第十一項「養牛」(一、三二〇、〇〇〇クローネ)及第十二項「酪農」(三二〇、〇〇〇クローネ)が牧野政策と最も密接な関係がある。此の二つのクレジット及び第六項「土地改良」(三、二〇〇、〇〇〇クローネ)並に第七項「植物栽培」は土地改良及び經營改善(牧野改良を除き)に對する既述の並に其の他の國庫補助金支出を爲すに充分である。此等のクレジットの大部分は前年度に比して著しい増額であり、國內牧畜の振興に對する活動の經濟的基礎を保證するやうに思はれる。併しながら此等國庫補助金は豫算に決定されてゐるといふ以外、何等の法律的规定を受けてゐない。即ち其の分配は認可クレジットの範圍内に於て農務省の自由裁量に委ねられてゐるので、牧野經營に對する分前は確定してゐないのである。之に關し吾人の問題となつた最も重要な牧野政策上の諸問題は之を既に述べたのであるから、尙ほ詳細に亘つて論ずることは本書の範圍を超えるものである。牧野經營の直接的振興(専門教育、組合制度等)も亦壞太利に於ては農務省に依る任意の國庫補助に依つて完成される。此の場合標準となるのは特に次の二つの經營政策的見地である。即ち専門知識の振興及び職業統制である。「農業並に山林經營に關する教育」に對して千九百八年度豫算には總支出一、四〇六、〇〇〇クローネが計上されてゐる。勿論此の中で牧野經

營に當てられてゐるのは僅少の額に過ぎない。何故ならば農業に關する教育設備中其の僅かのみが殊更此の産業部門に適合せられるに過ぎないからである。

此の中でアドモントのグラープネルホーフに在る「州立牧野學校」が著名である。此の學校は千九百五年農務省に依つて州施設として設立された。廣義に於ける牧野經營を包括する其の主要教育目的は左記の通りである。

「一 典型的山林經營の遂行に依つて全然養畜を爲す場合に於ける牧野經營の存立(收益)を可能ならしむること。」

其の詳細な規定は左記の通りである。

「二 當校は我が山地農の爲、其の子弟が喜びを以つて歸宅し當校に於て修得せるものに依り合理的經營を爲すことに依つて郷土から大なる産業收益を得る如き實際的及理論的教育を施す場所たるべきものである。」

三 經濟問題に於ては常に山地農をして上記の事に對する施設が豪奢贅澤に非ず如何なる農民の經濟状態にも適合せる旨を信じ得せしむべきである。これは其の外觀に關してのみならず又特に重要なことは其の設備費に關してである。更に農民をして當施設を絶対に信頼せしめ、農民が當施設を「我等の學校」

と見做すやうに仕向け且つ農民が要求する場合には常に之に助言を與ふべきである。

四 スタイエルマルクに於て最も代表的な畜牛種(ムルボーデン種及ピンツガウ種)に就き其の發達及収益上より見たる養畜上の諸經驗の蒐集。又酪農の方面に於ける諸經驗の蒐集。

五 良き畜牛の交付(特に畜産組合團體に對して幼ステイールを)此の場合良き骨格及種の純粹性と並んで、其の兩親が恪勤な牛であることを考慮すべきである。

六 當校の諸機關は巡回講演、畜産組合團體の檢閲、牧野巡回講話、畜牛品評會、家畜市及其他凡ゆる機會を利用して北部スタイエルマルク全土に進出する。此等の機會に於て吾人は農民と直ちに接觸する。而して此の場合當役員は農民の經濟的狀態の改善のみを唯一の指導精神となす。

瑞西と雖も美望する此の學校の功勞ある指導者ザンクト・ガルレン出のバウル・シユツピ博士は此の施設の他に尙ほ「巡回講話」をスタイエルマルクに創設し、而して今日迄既に三回「スタイエルマルク農民の瑞西への牧野經營見學旅行」を起した。此等は凡て、農民自身の觀察と實驗のみが此等農民に取り教育的影響を與へ得且つ

農民は畢竟農民から學ぶといふ正しき認識に出たる學である。何故ならば瑞西に於ける見學の其の参加者に對する價值は、就中此等参加者が彼地に於ては改良が大土地所有者の地所にのみならず自己と同様な農民の間にも亦行はれてゐるのを見、之に依つて正しき山地農は如何にあるべきか又何を爲し能ふかを直接に見た、ことに存するからである。

ケルンテンに於ても亦、千九百七年以來牧野巡回講話が國家の後援に依り牧野検査官の指導の下に開催され、而して今や千九百八年度に於ける瑞西への見學旅行が計畫されてゐる。最後に茲に牧野改良と巡回講話の兩目的を概して好結果に結合してゐる所のフォルアルベルグ農業協會の牧野視察に就いて再び述べやう。千九百一年以降フォルアルベルグに於ては百の牧野即ち全牧野の約五分の一が視察を受けてゐる。此の視察は牧野委員會に依つて指導され、其の先鋒には農業協會長たるドルンピルン在工場主テオドル・ロームベルグ氏が居り、其の下には州委員會の代表者一人及牧野經營に取つて特に重要な産業の専門家數名がゐる。視察地は常に土地改良申請中の地に定められる。視察の目的は一面には牧野所有者並に其の他の關係者の教育であるが、他面に於ては補助金申請中の牧野の狀態に關する報告、

實施された土地改良の審査及此等牧野の状態又は經營に於ける一層の改良の督勵である。此の活潑な協會は上述の目的追及を爲すに如何なる犠牲をも厭はなかつた。それ故に農務が此の州の經濟的資力を遙かに凌駕する所の此の活動を多額の國庫補助金を以て援助したとしても、それは此の活動に對する責務の一端を履行せるに過ぎない。本來の専門教育の點に付いて言ふもフォルアルベルグはドーレンに於ける州立酪農學校といふ重要な施設を所有してゐる——吾人は一般に此の西方の州は牧野經營に於て獨力を以て他の諸州に遙かに先んじてゐると主張せざるを得ない。

更に牧野經營試験制度は牧野經營に關する専門知識の普及並に深化に取り特に重要である。此の點に關しては千八百九十年に北部塊太利ザンドリン牧野に設置された牧野試験園を指摘しやう。或る確かな筋に依り爲された簡潔な要項書に依れば「當試験園は 一、個人經濟上の目的(牧野收益の増進)、二、國民經濟上の目的(一般養畜及酪農の振興)、三、國家經濟上の目的(土地の含水能力増加及び其の結果として溪流の危険の減少)、四、一般教化目的(山地農の教養向上、自己の活動に對する信頼の念の強化等)を追究するものである。」

最後に之と關聯してカルテネツゲル氏及其の他の専門家の「塊太利畜牛種」に關する農務省發行にかゝる基礎的著書を挙げねばならぬ。此の著書は其の牧畜に關する畫期的な内容の他に統計上並に牧野政策上の豊富な材料を有し、専門的教育の眞正なる寶庫として遠く國外に知られてゐる。

農業並に山林經營に關する組合制度の振興のため國家豫算に於て九七〇〇〇〇クローネといふ多額のクレジットが要求されてゐる。州土地改良會議及農業組合團體、更に牧畜並に酪農組合團體、最後に農業信用組合團體及び其の連帶團體が高地諸州に取つて如何なる意義を有するか、而して此等のものが國家に依る振興を受くる價值あること如何に大であるかは恐らく殊更に強調するを要しないであらう。現代の財政々策に取り實に組合制度なるものは農民階級の維持並に強力化に對する萬能藥である。遺憾ながら事業を根底から新たに初めなければならなかつたので、之と共に舊來の團體精神の破滅を生じた。併しながら信用組合團體の豫期せざる成功は此の場合に在つても吾人をして最善の事柄を期待せしめる。我が國の山間地方に於ては相隣共存の感情及相互扶助義務の感情は尙ほ未だ亡びてゐない。それ故に經營協會、酪農並に養畜組合團體が間もなく高地諸州に網の目の如くに生

ずるであらう。此の場合國家は補助金及その他の振興手段を以て助力し、督力し斯くて國家の補助と國民の自助との效果的結合を實現するであらう。

而してまた此の時に至つて、埃太利牧野經營の凡ての關係者に依つて熱心に待望されてゐる所の、瑞西の範に倣ひ特に牧野經營關係者を代表する牧野經營協會の設立の理想が我が國に於ても亦事實となるであらう。

## 第七章 牧野統計

「何者と雖も我が國の牧野が國民資力の大部分を藏してゐることを疑ふ者はない。併しながら此の事は今日に至る迄は單なる漠然たる豫想に過ぎなかつた。此の事は吾人が紙上に於て確實な數字を以て計算する場合に始めて確實性あるものとなるであらう」

前世紀の八十年代の初頭にシャツツマン氏が瑞西牧野協會の設定せる牧野統計の序としたる此の言葉は同様に我が國の高地諸州にも亦適應する。我々の場合にも亦我が國の牧野及牧野の經濟的竝に法律的諸關係の精確な統計が凡ゆる牧野政策の根底を形成せねばならぬ。何となれば凡ゆる保護政策竝に振興政策はその對

象に存する國民經濟的價值を前提とするからである。牧野政策の此等兩方面には犠牲が伴ふ。其の犠牲とは私有財の公の爲の行使及一般國家收入からの積極的支出である。此等諸計費の永久的基礎付け或は適切に言ふならば其の財政々策上の要求に適合せる増額を爲すためには牧野經營の重要性に關する蓋然的記述を以てしては充分でない。此の記述は寧ろ積極的な統計に依る記録に依つて之を信頼するに足るものと爲さねばならぬ。又其の他の事に就て見るも合目的政治は常に統計の確實な記述に依つて左右され、且つ財政々策上の法律竝に其の官廳に依る施行は、事業最初の間は然らずとも併し事業の一段の進捗及其の一層大となる重要性竝に特殊化に際しては此の統計といふ指標を必要とするのである。

此の故に千八百六十九年に農務省が卒先して牧野經營振興のための補助金を與へたときケルンテン農業組合が之を先づ統計の獎勵に充當したことは確に理のある事である。獨立的に設置された「地方委員會」に依り、千八百七十年及び引續いて非常に詳細な「問題書」として全州を包含する豊富な材料が蒐集された。之に關して公にされた著書「ケルンテンに於ける牧野經營」の缺點は其の意圖の過多に存する。即ち統計的内容が一般經濟的、植物學的及地質學的説明竝に記述遙かの背後に、

換言すれば牧野の「地質學的並に氣象學的關係、植物の關係、經營關係及所有關係を闡明すべき全牧野の根本的にして科學的な所期の研究が甚だしく種々雑多な收穫」の遙か背後に穩れてゐる。其の際本來の牧野政策上の問題は非常に簡略にされ爲に例へば牧野政策上の最も重要な問題の一つ即ち私有牧野の共同牧野に對する關係は單に兩者の數に基いて説明されて居り其の大いさの割合に基いて説明されては居らないのである。

之と殆んど同時に且つ同様農務省の援助の下に北部チロール農業組合は「ドイツ・チロールの牧野統計」の設定(千八百八十年發行)に着手した。此の調査は、千八百七十年に着手された地租の一般的規定に依據してゐるので、ケルンテンのものに比して官廳的且つ又統計的色彩を有することが多い。即ち郡調査委員會は牧野の調査に當つて直ちに凡ゆる對象に關する最も重要な統計上の記録を(前同様「問題書」として)あつたが、併しこれはケルンテンに於けるものより遙かに簡略であつた)を作成せねばならなかつた。此の故に此のチロールの牧野記録は、廣汎な一覽表的概觀の他にまた全牧野の個々の記述をも含む點に特色があつた。勿論これは全然甚だ簡略で加之不正確であつた。とは言へ其の全體の構成から見ると、若しも該記述が擴

大され修正されたならばドイツ・チロール牧野臺帳の定本と成り得たであらう。ケルンテンの統計は反之此の長所を全然缺いてゐる。

此等兩記録は何れにしても統計事業中の尊敬すべき仕事である。兩記録は疑ひもなく郷土の牧野に關する吾人の知識を本質的に豊富にし擴大した。併しながら其の直接的利用は今日まで僅少に止つてゐる。何となれば兩記録が牧野經營の監督、振興及督勵と有機的に關係付けられてゐないからである。現今の行政上の統計の二つの主要目的の中、即ち一は科學的研究の深化他は實際的管理の促進の中で、此の后者は遺憾ながら奥太利の此の兩記録に全然問題とされてゐないのである。

此の缺陷を補填することは最近の農務省の牧野政策上の活動に俟たれた。「要綱」に關する委員會審議の際に各省委員の動議に基き「牧野臺帳」(要綱第十條)を牧野統計の基礎とすることが決定された。之に従つて既にザルツブルグ牧野法の施行規則の爲、臺帳の設定に對する次の如き形式が作成された。此の形式は「牧野臺帳」の要求にも適合し且つ可能なる範圍に於て詳細なる牧野統計の要求にも適合する。

A 臺本第………號

所屬町村 裁判管區

臺帳所在町村

土地臺帳に記入されたる番號

牧野の名稱

- 一 私有牧野
- 二 公共團體牧野
- 組合牧野
- 共同牧野

三 姓名 (一) 牧野の所有者

(二) 牧野の關係者

(三) 持分の數及大さ(必要に應じて草本に於ても)

四 建築場所の番號

五 地所の番號

六 牧野に關する權利の簡単な記述

(一) 家畜種類に基く牧畜權の大さ

(二) 垣材及用材……立方ファソムの引渡請求權

薪 ……立方ソームの引渡請求權

(三) 道路に關する權利及放牧に關する權利

(四) 引水權及水利權

(五) 其の他の權利

七 負擔

(一) 家畜種類に基く放牧權の大さ

(二) 垣材及用材……立方ファソムの引渡請求權

薪 ……立方ソームの引渡請求權

(三) 道路に關する權利及放牧に關する權利

(四) 引水權及水利權

(五) 其の他の權利

八 牧野の海拔概數

九 主要なる勾配の方向の記述を含む簡単な地勢記述及地質の様相  
十 牧野の等級  
之と連結する中間牧野又は高地牧野の臺帳番號



十一 個々の地面の面積

土地の種類	地租臺帳の記録に 基く地積		備考
	地積	単位	
草原		ヘクタール	
中間牧野			
高山放牧地			
森林			
湖水、沼澤、池			
建築地			
不生産的地面			
其他の租税免除地			
此の中、道路			
水面			
合計			

- 十二 住宅近接地牧野の記述(姓名、町村、番地)
- 十三 住所より高山放牧地に至る大體の距離(行程)
- 十四 住宅地近接地野の場所柄
- 十五 住宅地近接地野の主要なる經營様式
- 十六 牧道の状態及其の長さ概算
- 十七 個々の地所に於ける家畜の數及種類
- 十八 高山放牧地の經營

(二) 個人經營

(イ) 放牧飼養さるゝ私有乳牛及食用牛<sup>ガルトライ</sup>の數及種類

(ロ) 放牧飼養さるゝ他人の乳牛の數及種類

(ハ) 放牧飼養さるゝ他人の食用牛<sup>ガルトライ</sup>の數及種類  
支拂ふべき放牧料の額

a 頭數に基くもの

b 放牧期間内に於ける家畜體重の増加に基くもの

c 個人經營、其の他の方法

(三) 賃貸

- (イ) 牧野全部が賃貸さるゝか、或は其の個々の部分か
  - (ロ) 放牧飼養さるゝ家畜の乳は賃貸さるゝか
  - (ハ) 賃貸の其の他の方法
- 十九 狩獵

- (一) 個人狩獵
- (二) 公共團體狩獵
- (三) 狩獵留法

(一)及(二)に於ては狩獵者は誰か  
 狩獵賃の額  
 賃狩獵の期間

二十 家畜種類に基く家畜所有數

賃借畜	放牧飼養の權あるもの	乳牛 クウ
	事實上放牧飼養さるゝもの	食用牛 オクフス
		輓牛 スライル
		雌犢 カルビン
		犢 カルブ
		馬
		羊
		山羊
		豚

二十一 放牧の期間

放牧飼養の大體の時日

收牧の大體の時日

二十二 牧野建造物の數及建築様式

二十三 垣

- (一) 垣を作れる材料
- (二) 垣の建設及維持の義務ある者

二十四 牧野に於ける道路の状態

二十五 肥料經營

- (一) 肥料置場の状態
- (二) 肥料の管理方法
- (三) 平地への肥料運搬

二十六 乾草の種類(樹枝、樹葉並に泥炭トルフストロイ、乾草其の他)

二十七 給水の種類

- (一) 家畜用

(11) 酪農用

- 二十八 乾草採集地の地積及び此の地面の場所柄の簡単な記述
- 平地への乾草運搬の量
- 二十九 牧野草地の地積概算
- 三十 混牧林の地積及其の存する場所
- 三十一 牧野使用人の數及賃銀の額
- 三十二 牧野の種々なる危険
- 三十三 頻繁に起る家畜の疾病
- 三十四 畜乳の用途及酪農用場所の簡単な記述
- 三十五 計畫中の牧野改良

變更

- 三十六 實施されたる牧野改良
- 三十七 ……に基く經營變更
- 三十八 實施されたる牧野改良に依る諸變更の範圍
- 三十九 牧野に生じたる諸變更後の家畜種類に基く家畜數量

B 文書及便法

(原本又は謄本)

- 一 土地臺帳の拔萃
- 二 所有地目録
- 三 整理文書及解除文書
- 四 舊き牧野證券及牧野規程其の他
- 五 整理規程農事改良に基く一般規程及定款又は規約
- 六 牧野に關する判決
- 七 牧野臺帳の拔萃
- 八 牧野改良に關する計畫
- 九 寫眞

斯の如くにして此等の記録は個々の牧野の風土記的、經濟的及法律的關係を包括し、而して全體としては奥太利牧野經營の全貌を如實に示すであらう。經營上の進歩及び官廳の活動に對する尺度としては特に「變更」の諸項中最後の項(第三十九項)

一七六  
が擧げられる。此の項は適用された方策の合目的性に對する正確な標尺となるであらう。現代に適せる補助手段「寫眞」(便法第九項)も亦同様に過去と現在の状態の比較に役立つ。而して斯くの如く作成繼續される奥太利牧野統計は無論官廳に閉込め置かるべきでない。何となれば此等生ける數字の有する力は社會政策的科學及官廳の事務にのみ裨益するものでなく寧ろ最善最強の督勵手段として高地諸州の民衆に裨益するものだからである。何となれば民衆に即せる政治のみが能く永存し得、而して牧野價値に關する數字的な明哲な知識のみが奥太利諸州に對する斯くの如き政治の根底となり得るからである。斯くて遂に總ての經營政策上の活動は平凡にして而も實際に於ては解決困難な課題即ち正しき計算の習得に當面する。

372  
563

昭昭和七年三月二十五日印刷  
昭和七年三月二十八日發行

### 農 林 省 畜 産 局

東京市京橋區西八丁堀二ノ四ノ二  
印刷人 小 藥 政 吉  
東京市京橋區西八丁堀二ノ四ノ二  
印刷所 小 藥 印 刷 所  
電話京橋五六七六番

終

